

# 第七十二回国会 地方行政委員会議録 第十七号

(三三六)

昭和四十九年三月二十二日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 三谷 秀治君

理事 山本弥之助君

理事 上田 茂行君

理事 片岡 清一君

木村武千代君

前田治一郎君

保岡 興治君

井岡 大治君

小川 省吾君

多田 光雄君

小川新一郎君

折小野良一君

自治大臣

出席國務大臣

出席政府委員

委員外の出席者

辞任

補欠選任

上田 茂行君

島田 安夫君

渡辺 紘三君

渡辺 恒三君

上田 茂行君

島田 安夫君

渡辺 紘三君

三月二十日  
地方公共団体の超過負担解消に関する請願(林百郎君紹介)  
(第三〇一八号)  
地方公務員共済制度の改善に関する請願(浦井洋君紹介)(第三〇一七号)  
自治体病院の振興に関する請願(林百郎君紹介)  
公営電気事業の助成に関する請願(林百郎君紹介)(第三〇六二号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第  
四〇号)  
○伊能委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。  
○山本(弥)委員 政務次官お見えになつておりますので、政務次官にお尋ねしたいと思います。  
地方公共団体いたしましては、從来から地方自治体の自主財源の確保ということについて要望

を続けてまいりておるわけがありますが、また、強調しておるわけです。また、この問題は、いままで私も毎年この地方自治体の自主財源の確保といふ見地から、国と地方との間の配分につきましては正をすべきである、地方を強化すべきであるということを質問いたしておるわけですが、自治大臣も大蔵大臣も、財源の配分について行政事務の配分を前提にし、また他の財源、国庫支出金あるいは地方交付税とのからみにおきまして解決をしたいということを言つておられるわけあります。  
しかし、実際問題といたしましては、多年、行政事務の配分につきましては、政府の関係機関におきまして決定をしたことも線香花火式になつて、完全に実現をしていないという実情でありますし、地方交付税につきましても、依然として原則的な方法によりまして、地方自治体を一定のワク内に置くことによつて交付税をやしたり、あるいは政府の都合で減らしたりという措置を繰り返しておるわけであります。本年度におきましても財政計画のワク内におきまして、総需要抑制といふ見地から、地方税の伸びが相当にあるといふことで、從来と同じような、大体国が六六・七%、地方が三三・三%というふうな状況に相なつておるわけあります。交付税やあるいは道路財源等の地方への政府からの交付金等含めまして、大体五〇%、折半をしておることになつております。三十年代におきましては国が七、地方が三ということであり、四十年代になりましてから地方三が逐次よえてきておるという実態であるわけです。しかし、大ワクにおきましては、一定のワク内の中には国税と地方税の配分は限定をされておるということがいえるのではないかと思うのであります。

昨年から福祉元年等といわれておりますけれども、実際は昨年は混乱の財政であったわけでありまして、本年こそ福祉を重点に、地方自治体本来のたてまえに返るということを標榜しておられるわけです。また公共事業を抑制することによりまして、形の上では福祉に重点を置いたというかこうにはなつておるわけあります。それにいたしましたのも、この国税と地方税の配分につきまして、依然として同じワク内で操作をしておられますけれども、将来、自治省としては、この地方の熱烈な要望である地方の自主財源の充実といふことにつきまして、本年を含めましてどういうふうなお考えで進められるのか、方針をお聞かせ願いたいと思います。

○古屋政府委員 お話しのよう、地方の自主財源を充実強化しなければならないという面につきましては、ただいま山本先生の御意見と同じように私は、地方の財政需要の増加に対処するために何としても地方の自主財源の充実強化をしなければならない。この基本については私ども全く同感でございます。

ただ、地方税源の充実をいかにしてやるかという問題は、ただいま御指摘になりましたように、国、地方を通ずる行財政制度の全体に関連する問題でもあり、また事務分配の問題や国庫補助金制度の問題を、ことしは一部のものにつきまして国庫補助金の率といふものも若干強化したものございまするけれども、同時にまた国民の租税負担水準のあり方といふような、非常にいろいろな問題がござりますので、基本線としては自主財源の充実強化という点を私ども乏しきながらも努力しておりますのであります。やはりそういうような点で総合的に検討しなければならない。

今度の改正案におきましても、御承知のように住民税法人税割の引き上げとか自動車取得税の税率の引き上げということは実現したのでございましたが、しかし、まだ地方自主財源の強化といふものはいろいろな面から検討して、この強化をはかつていかなければならぬと私ども考えておりますのでございまして、そういう意味におきまして、いろいろ補助金の問題、国、地方を通ずる行財政の問題等もありますけれども、自治省といったしましては、自主財源の充実強化ということをあくまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。そういう意味におきまして、自治省といったしましては、地方財源の充実強化につきましては、そう努力をいたしまして、皆さまの御叱正におこたえしなければならない決意を持っておる次第であります。今後ともそういう点につきましては、私たちも十分関係方面と連絡をいたしながら積極的に措置をしてまいります。

○山本(弥)委員 政務次官の御答弁のようにいろいろなことを考えておりますと、この自主財源の充実ということは私はなかなか実現をしないのではないか。やはり起債を考え、交付税を考え、国庫支出金を考えながら、同じようなワク内に閉じ込められるということで推移を続けていくのではなくいかといふように考えるのであります。

まず、自主財源を強化する努力を払うということがもうすでに事務分配とかいうことを超越しまして、地方の複雑多様な行政需要に対処することからいますと、今日の自主財源は地方公共団体の本来のあり方にふさわしくない。たとえば岩手県の町村の例をとりますと、自主財源といふのは、交付税を除きますとわずかに十数%にとどまっておる。十二の市の平均が二十数%にとどまつておるという、いわば一割自治、二割自治の域を脱していないといふような実態であるわけでありまして、普通的な財源を求めながらます強化をしていく、そしてその過程において交付税なりある

ことは国庫支出金とのかね合いを考えていくということでなければならない、私はこう考えるのであります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになっております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税もありますけれども、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

そのためには、三十年代に国と地方が七、三の割合だったのが、いまは地方が三三までになつております。本来の地方自治体のあり方からいいますと、交付税を含めまで目標にいたしまして、やはり地方の福祉関係、住民に密着するいろいろな財政需要が特に最近ふえておりますことは御承知のとおりでござります。

おるわけでありますて、これはもう少し近づけるべきである。そういういまの当面する経済情勢に即応した、住民側の立場に立って判断すべきではないか。

すでに、先ほども申し上げました社会経済国民会議の主張のように、確かに給与所得控除等につきましても、資産所得との関連におきましては、他の事業税等のからみからいっても、所得が向上すれば頭打ちをすることは税体系上筋が通らないという事で、所得控除の頭打ちを撤廃したと思うのであります。しかし、ことしの経済情勢といふものは、そういう税の理論の筋を通すような改正であつてはならぬのじやないか。むしろ生活に圧迫を受ける層の減税ということに重点を置くといふことがあります。しかし、ことしの経済情勢といふものは、そういう税の理論の筋を通すような改正であつてはならぬのじやないか。むしろ生活に圧迫を受ける層の減税といふことに重点を置くといふことであれば、やはり課税最低限の引き上げと同時に、ある程度、一兆円近く高額者を含めましての減税につきましては、減税を取りやめて、むしろこの機会にこそ、私は、個人住民税の課税最低限の引き上げに関連をして、地方に財源を移譲すべきではないか。三十七年のとき以来ほとんど得税から地方に移譲をしてはいないと思うのであります。この機会に、そういった現下の経済情勢を踏まえて腰だめ的に移譲すべきではないか。私は、こういう混乱しておる経済情勢に、税体系的根本的改正ということを行なつて地方と国との配分の是正をはかれということは申し上げません。それはある落ちついた時期に十分検討すべき問題であります。が、現下の経済情勢に即して考えますと、当然個人住民税の課税最低限の引き上げ、それに伴う減収は、いわゆる高額所得と思われる層の減税を取りやめて地方に移管をするんだ、そつて地方の減収の補てんを行なうんだという考え方方が必要ではないか、かように考えるわけであります。

ことしは相当大幅に実行したわけあります。それは国ほどないして大幅にやつておらないため、いかにも地方の税収の伸びがいままでの例に比べてもいいんだ、何とか、総需要抑制と関連があつて、地方では税収に困らぬのだ、この程度あればいいんだというような考え方方に立つていうにも思われるわけですが、私はむしろ、住民側に立つての課税最低限の引き上げ、そしてこの機会に当面の税制改革としては、国の根本的な税制改正よりも、むしろある程度まで地方の減収の補てんということに振り向けるべきではないか。その意味において、今回、ことしは国と地方との税配分を所得税について行なう、いわゆる所得課税について行なうということには非常にいい機会であったのではないか、私はこう思うのであります。この点、いかがござりますか。

○古屋政府委員 私から最初答えさせていただきます。この点、また技術的な点もございますので局長から補わせたいと考えております。

ただいま、住民税の性格あるいは本年度における国税の問題点等につきまして御意見を拝聴することができたのでございますが、お話しのように、納める住民からいいますれば、一般には、どれが所得税でありどれが住民税であるということではなくて、合わせて一本として税金のことは考えておるわけでございますので、私も基本的に、住民税の課税最低限につきましては、千七百億という減税をことは思い切つて——思い切つてと申しますが、内定を見ておるのでございますが、ただ住民税と所得税の関係は、先生御承知のように、税制調査会の「長期税制のあり方についての答申」に、個人住民税の課税最低限について、「地方自治の立場から地域社会の費用ができるだけ多くの住民が負担することが望ましいという見地から、所得税の課税最低限と一致しなければならないものではない」が、一方において「国民生活水準の向上に伴つて、個人住民税の納稅義務者数の推移及び地方財政の状況等を総合的に考慮しつつ、その引上げを検討することが必要である」と

ことしは相当大幅に実行され、それは国ほどないして大幅に実行され、いからも地方の税収の比べてもいいんだ、何とかあって、地方では税収に困ればいいんだというようなうにも思われるわけであつた。住民側に立つての課税最低限の機会に当面の税制改革な税制改正よりも、むしろ税収の補てんということに振るか。その意味において、今回の税配分を所得税について得税課税について行なうといふ機会であったのではないからあります。この点、いかがであります。**○古屋政府委員** 私から最も技術的な点ではないかと思います。また技術的な点もあら補わせたいと考えております。ただいま、住民税の性格による国税の問題点等につきまして、今までございましたが、納める住民からいよいよこれが所得税でありこれが住民税であります。合わせて一本に、納める住民からいよいよ減税をことしは思ひ億という減税をことしは思ひます。内定を見えておるわけでござりますが、ただ住民税と所得税の問題は、住民税の課税最低限の課税の問題であります。税制調査会の長期税答申」に、個人住民税の課税「地方自治の立場から地域分け多くの住民が負担するこ地から、所得税の課税最低限のものではない」が、水準の向上に伴つて、個人の推移及び地方財政の状況、その引上げを検討する

いう答申が出ております。四十九年度におきましては、所得税の大幅減税が行なわれることになつておられます、住民税の課税最低限につきましては、所得税の給与所得控除の拡充の結果といたしまして五十年度以降の住民税の課税最低限が自動的に引き上げられることになる、あるいは、あわせて所得税の課税最低限の動向を勘案しながら住民税の人的控除を逐年引き上げることによりまして、その引き上げをはかつていくことが適当だというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、住民税の課税最低限につきましても、国民生活の水準の向上に伴いまして、地方財政の状況を総合的に考慮しつつその引き上げを検討していくことが必要であることはお話しのとおりでありますして、私どももいたしましては、今後も引き続き住民税の負担軽減をはかつていくよう努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、若干数字その他のお話がござりますが、税務局長から一応答弁することでお許し願いたいと思います。

○山本(みどり委員) 法人税のことにつきましてはあとで御質問いたしますけれども、私は、所得税あるいは個人住民税の減税ということと法人課税の強化、適正化という問題とは、これは減収を補てんするため法人課税を強化するというふうには理解をしていないわけなんです。いままで、経済成長に関連して、当然担税力のある法人課税をいわゆる経済優先ということで不當に低くしておった、それを適正にする。もう経済も企業も一本立ちになっておるということで適正化する時期が来ておる。そのことで当然私は適正化しなければならぬ時期になつていると思うのです。

それから、二兆円減税ということが、いかにも今までの総需要抑制とか短期決戦とか、物価の上昇を押えるということと、税の体系、たとえば給与所得控除にいたしましても税率の緩和にしても、いかにも税体系を整えるということに税調が重点を置いて、いまの現在の異常な物価高におけるいわゆる税制面から見た不公正といいますか、それを是正するのだという考え方が、本年度の予算に関連いたしましては、あとでいい基本的な税体系の問題が非常に先行して、現実に必要な問題が現在の経済情勢に合つていないと感じがするわけです。

したがつて、この機会にとりあえずどうするかというと、課税最低限が食い違うにしても、地方の負担を軽くし、そしてその穴埋めは、当然やらなくともいいところ地方に移譲するというような操作こそが最もいいのではないかということを申し上げておるのであります。ことに、やはり所得税とというのは地方税でも今後——多年都市財源の関係で法人課税の強化、これは非常に彈力性があるために要望を続け、また私どもそういう主張をしてきておるのですが、実際は所得課税が地方税の中心でなければならぬことは当然なんですですね。これを見ますと、実際、六六と三三の税全体

の割合よりも、所得課税につきましては非常に国に重点を置き過ぎておるんですね。四十八年度では国が七八%で地方が二二%だったと思うのです。ことは国が大幅な減税をいたしたために地方が二五%，国税が七五%というふうなことに、多少比率が地方によくなつたわけありますけれども、先ほど申し上げましたように、税体系からいくと、何といってもやはり法人課税を市町村税として強化しなければならぬことと同時に、今後的地方税のあり方はやはり所得課税が中心なわけありますので、これは全体の税の配分の中でも、この所得課税というものは地方に重きを置かなければならぬのじやないか、私はこう考えるのであります。

その考え方はどうか、正しいかどうか、ひとつこれは税務局長からお聞きしたいと思うのです。

○首藤政府委員 御説のように、所得課税、特に住民全般に均てんをいたします意味での住民税としての所得課税、これが地方税の大宗であるべきだという点につきましては全く同感に存じます。

そういう意味で、国の現在の所得税と住民税の配分のあり方をより住民税のほうに片寄せていくとあらうと考えている次第でございます。ただ、御案内のように、所得税とそれから交付税の関連あるいは国庫支出金の関連、こういったいろいろな問題がござりますのは御承知のとおりでございますが、原則的な考え方には御説のとおりであります。

○山本(弥)委員 ことしの八千四百二十億という給与所得控除の拡充ということは、来年度は住民税に当然影響があると思うのです。しかも住民税のほうは、国税みたいに高額所得者のはうには、一定の税率をつくつて、それを配分するといふことでなく、それは全体の累進を考えなければい

かねと思うので、適当な国民負担の累進を国と地方で配分するというためには、地方が比例になる方であるいは軽い累進になるかということはその全體をきめるときにきまる問題だと思うのであります。ですが、それにしても、いわゆるいまいわれておる高額所得の所得控除といふものはそのまま地方にはね返ってきて、軽度の累進だのですから上になるほど非常に影響力が大きいのじやないか。この辺が来年になつてどうなるか。当然影響はあると思うのですが、いわゆる負担の公平ということは、いかに負担分担といいましても、その辺が住民税に関連しては私はむしろ非常に不公正さを拡大するのじやないかという感じがするのですが、大体これは来年どのくらい影響がありましょ

うか、数字的におわかりいただけると嬉しいですね。大体これは来年どのくらい影響がありますけれども、

○首藤政府委員 給与所得控除でございますが、明年度の地方税源に影響いたします額は大かた二千億近くに達するだらうと考えております。

○山本(弥)委員 この問題ばかりにとどまつておりますと時間がかかりますので、次に、同じよう見地に立ちまして、今回適正化されました法人税の問題であります。実際は、地方税は従来も地方でやるうと思えばできる制限税率まで引き上げたということなんですね。そして私ども今まで、いろいろ市町村税の伸びが鈍化し、府県税のほうが伸びて、ある程度まで市町村税と府県税との関連をどう、どこがやるかという点なんですが、税調で始めたことでようけれども、税調で始めたことのところの私ども疑問を持っているんですが、一体地方税と国税の関連をどう、どこがやるかという点なんですが、それは自治省でなければならぬと思うのですが、その自治省がいかにも基本的な問題について腰が弱い。これじやどうにもならぬのですね。問題の解決にはならぬ。自主財源の強化ということにはほど遠い。この辺の経緯はどうなんですか。

○首藤政府委員 法人課税の増強に伴います。府県、市町村の税源の配分の問題でござりますが、御指摘のように、私どもといいたしましては現在の地方税の比率が低いこと、なかなか市町村における税収の比率が下がつてきておること、これは法人関係の税負担の比率が少ないことに基因をしておるという点を認識をいたしまして、ぜひ地方団体へのシェアを大きくしてもららうよろしくいろいろな意味で努力をいたしたわけでございまして、結論的には、ただいま御指摘をいただきまして、たまたま上がりました後の法人の課税のシェアといったまして、国がほとんど動かず、市町村だけが上がりまして、府県分の比率が若干減つた、こういうかつこうに相なつたわけでござりますが、税源として実質的にこれを見ていただきますと、府県の場合も比率は下がりましたが、國の法人税の増強に伴います、それに該当する法人税割

かねと思うので、適当な国民負担の累進を国と地方で配分するというためには、地方が比例になる方であるいは軽い累進になるかということはその全體をきめるときにきまる問題だと思うのであります。ですが、それにしても、いわゆるいまいわれておる

これなんかも、ことしこそ、法人課税を強化するというのであれば、府県は動かさない、据え置くにしても、むしろ市町村を強化するという方向をなぜ強力に主張しなかったか。国と地方との配分を同じにして、同じ府県と市町村との中を動かすというやり方でなくして、先ほど基本的な考え方として申し上げたように、なぜ国との配分を変えないか、こう考るんですが、これはどういう経緯だったんですか。税調で始めたことのところの私ども疑問を持っているんですが、一体地方税と国税の関連をどう、どこがやるかという点なんですが、それは自治省でなければならぬと思うのですが、その自治省がいかにも基本的な問題について腰が弱い。これじやどうにもならぬのですね。問題の解決にはならぬ。自主財源の強化ということにはほど遠い。この辺の経緯はどうなんですか。

○首藤政府委員 法人課税の増強に伴います。府県、市町村の税源の配分の問題でござりますが、御指摘のように、私どもといいたしましては現状の税負担の比率が少ないこと、なかなか市町村における税収の比率が下がつてきておること、これは法人関係の税負担の比率が少ないことに基因をしておるという点を認識をいたしまして、ぜひ地方団体へのシェアを大きくしてもららうよろしくいろいろな意味で努力をいたしたわけでございまして、結論的には、ただいま御指摘をいただきまして、たまたま上がりました後の法人の課税のシェアといったまして、国がほとんど動かず、市町村だけが上がりまして、府県分の比率が若干減つた、こういうかつこうに相なつたわけでござりますが、税源として実質的にこれを見ていただきますと、府県の場合も比率は下がりましたが、國の法人税の増強に伴います、それに該当する法人税割

の増額分がございますので、その分が、ごくわずかでございますが現状よりは若干よけい残るといふ程度にとどめて、残りの平年度二千億に及びます法人税の増額を全部市町村に回す、こういう操作をした結果このようになつたわけでござります。

なお、もう一つ御指摘の、その際国と地方との配分割合を大幅に地方に寄せるべきではなかつたか。全く御説のとおりでござりますけれども、審議の経過等の過程におきましても、法人課税は、実際の地方税としての法人税割のみではなく、御案内のように、法人税にはその三二%の交付税といふものが付随をいたしましたから、この交付税を勘案をいたしました場合、この法人税割の増強と交付税の増、これが国に帰属しますものに相なつたわけございまして、結論的には、両方入れて半分を越えるものを地方が取得をしました、この程度でやむを得なかつたということございます。そういう配分に相なつた次第でござります。

○山本(弥)委員 法人の実効税率が約五〇%近くなつておる、四九・四七ですか、このことは、実効税率を高める、諸外国並みで、日本より高いのはアメリカが五二%ですか、あとは大体五〇%前後ということがありますと、今度は実効税率を地方に重点を置いた配分をするということは、私はそれを主張するのですが、その意味でもことしばんばつてもらわなければならなかつたのじやないかと

すか。

○古屋政府委員 いまのお話、地方税の自主財源の強化という点の御主張でございまして、私も全く同感でございますが、ただ税制調査会といふもの構成につきましては、いろいろ御指摘の点もございますし、今後ぜひ地方団体なり地方財政について特に見識と申しますか経験と申しますか、そういう方々をもつと送り込んで、それによつて私どもの、また御指摘のような点の主張をでかけるだけ強くやつていただきというようなふうに、大蔵省ともひとつ積極的に協議をいたしまして、いまの点につきまして国の立場はもとよりでございますが、地方の立場から十分発言できるといいますか、いまの方は発言されないと、いう意味ではございませんけれども、御趣旨の点もござりますから、そういう点につきましては十分話し合いをいたしまして、御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思っております。

○山本(弥)委員 法人課税あるいは個人所得課税に関連いたしまして、今日地方にとりまして重要な税としては、私は道路整備の目的税であるところの自動車関係税制だらうと思つております。これもいろいろ地方団体も主張し、また方制度調査会等におきましてもこの点は指摘をしておるところで、昨年の答申にもあらわれておるわけであります。

今回は、二兆円減税に関連いたしまして、自動車関係税制がいわゆる二ヵ年間の暫定措置として

増強に相なつたわけであります。この増強になつた自動車課税につきましても、私はやはり同じワク組みにあるといふことがいえるのではないかと思うのですね。従来いわれた公害対策としての重油消費税だとかあるいは軽油引取税というような問題は、いまのいわゆる石油の事情から見送りになつたと思うのであります。それにいたしましても、一応暫定期間としての、資源の節約だとか消費の抑制だとか、それに関連して道路財源の充実、これを見ますと、揮発油税、自動車重量税を

含めまして国税では千七百八十億、地方税は自動車取得税五百四十億、それから自動車重量税二百六十三億、これは地方分与分ですが、それに地方道路税が百八十九億、計九百八十三億、こうなつての人的構成につきましては、いろいろ御指摘の点もございますし、今後ぜひ地方団体なり地方財政について特に見識と申しますか経験と申しますか、そういう方々をもつと送り込んで、それによつて私どもの、また御指摘のような点の主張をでかけるだけ強くやつていただきというようなふうに、大蔵省ともひとつ積極的に協議をいたしまして、いまの点につきまして国の立場はもとよりでございますが、地方の立場から十分発言できるといいますか、いまの方は発言されないと、いう意味ではございませんけれども、御趣旨の点もござりますから、そういう点につきましては十分話し合いをいたしまして、御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思っております。

○古屋政府委員 いまお話を聞いて、非常に興味があります。したがつてその分、目的税の充実という点については私ども意に満たないところがあるわけでございますが、一応このような結果に相なつた次第でございます。

三、六六というよりもむしろ国に重点を置いた増収がはかられておる。いわゆる道路目的税としての改良、舗装にいたしましても、国がほとんど九〇%近くいっておる。それから府県が約五〇%、それに対して市町村は一五、六%台にとどまつておるというのが現状なわけであります。

しかも、目的財源にいたしましては、市町村が伸びるのでしようか、そういう御説明があつたよ

うに記憶しておるのです。それにいたしまして、いまの総需要抑制ということから、ことしから来年における二ヵ年間の道路の整備と、いうことは、立ちおくれておる市町村道について、生活に

関連するいろんな福祉施設を整備するにいたしましても、地方の発展をはかる上におきましても、

生活環境の整備からいいますとどうしても市町村に重点を置かなければならない。そなりりますと、暫定的な自動車課税につきましては、むしろやはりこれだけでも地方に重点を置いた配慮が好ましかったのではないか。

たとえば地方道路税にいたしまして、揮発油税と同じように二割上げているわけですね。この揮発油税のほうの二割は、総額の額が大きいわけですから少し減らすとか、そして地方道路税のほうの二割上げを少し上げるとか、同じ受けけるほうの負担は変わらないわけですが、これも率を変えるとか、あるいは自動車重量税の地方のこれは大

部分は市町村にいくのでしたね、四分の一は。それなんかも二ヵ年間の暫定期間は地方に二分の一

をやるとか三分の一をやるとかすることが、何か

いまの総需要抑制からいいくと、また環境整備からいいくと、市町村道の整備を重点的にやるんだといふような国策にもかない、あるいは現実の生活環境の整備ということからいっても、当然この自

動車課税は、いま強く地方に協力を要請するとい

う、またそれに協力しようとする地方自治体に対

して財源を与えるということについては、從来あ

まりにも型にはまつた、地方を信頼しない、協力

だけを求めるというやり方であつたが、ことは

おるわけですね。これを見ましても、やはり三

六十億、これは地方分与分ですが、それに地方

道路税が百八十九億、計九百八十三億、こうなつての改良、舗装にいたしましても、やはり三

次に、今回、もうすでに私が申し上げましたように、住民のサイドに立って個人住民税の最低限度を極力国税に近づけるべきであるという主張をいたしましたのは、特にことしが税制面におきましては國民生活の圧迫を緩和する必要があるのではないかということで申し上げたのですが、それ以上に、本来なれば従来の社会的不公正な税制面をことしは是正するということに重点を置くべきではなかつたかと思うのです。それにしても、所従税におきましても、それはね返りの住民税にいたしましても、従来の政策を踏襲しておるためには、本来累進構造であるものが累進構造でなくなつて、所得が多くなればなるほど下がっていくということは、これはやはり租税特別措置法等に関連しておる非課税措置の問題だと思うのであります。

これはすでに他の委員がもう何人となく指摘をしたところであり、税務局長もこのことに全力を尽くすというふうに言明しておられますので、私は強く指摘いたしませんが、これは多少とも地方公共団体の側に立つて審議をしておられる地方制度調査会の答申も強く要望しております。していわゆる昭和四十八年度の非課税等の減収額は三千二百四十二億だつたと思いますが、こうしただいたい資料では三千四百九十四億と、二百五十二億ぶえているわけですね。むしろこういうものこそことは早く整理すべきではなかつたか。これは単に税制上の問題ばかりではなくて、公正を是正するという意味におきましても是正すべきではなかつたか、かように考えるのです。これいろいろ支障のある問題が伴うと思いますが、自治省としては万難を排して努力をするわけですね。もう一ぺん税務局長から決意をお聞かせください。

○首藤政府委員 御指摘をいただきましたように、租税特別措置につきましては、地方税においてはできるだけこれを縮減し、合理化をしていくべきです。そのやり方として、國税の

特別措置が自動的に地方に及ばないよう、遮断できるものはできるだけ遮断していくという点と、地方独自の措置におきましては、特例を廃止すべきものを整理していくという方針であくまで進みたいと考えております。ことしは、御案内のよう、発電所にかかる固定資産税の特例廃止といつたような若干の措置をやつたわけでござりますが、今後ともこういった問題、それから電気ガスの非課税品目の整理といったような問題に十分努力を尽くしていきたい、このように考えております。

○山本(弥)委員 それに関連いたしまして、昨年私は公有地拡大推進法の改正の際に、大蔵省からも税務局の方に来てもらつて強く要求したのですが、公用地に土地を買収する際に、土地収用を適用する場合と、こう順次段階がついているわけであります。譲渡の場合の控除額、最高二千万円だつたと思います。これは公共団体に売却する場合は、売却する側は、それが何に使われようが、あるいは積極的に協力しないでも公用地あるいは公用地ということによって協力する、あるいはあくまで抗争して土地収用の適用を受けるということは、住民側においては変わらないのではないか。これは同じような控除額にすべきであるということが実現していないよう私には思ひますが、これが十分に調べてくる機会がなかつたのですが、どうなつておりますか。

○首藤政府委員 ちょっと正確にいま覚えておりませんが、主張をいたしましたものが一部分実現をいたしておるはずでございます。全般的な今後のようにあります。今回の租税特別措置ではこの措置をとらうという改正が行なわれるわけあります。

もともと、私どもは、先ほど申し上げましたように、公用地の場合にはある程度まで控除額の増額、あるいはこういう軽課分離課税ということをいいたしておるはずでございます。全般的な今後この四十四年度の土地税制というものは成功しなかつたわけですね。むしろ混乱を招いておるということで、廃止すべきであるというふうに考えておるのでですが、これは大蔵省所管の取得税が中心でありますのでいま申し上げてもどうかと思うの

うちに採決になると思うのであります。これは私は住民サイドからいつても、このことは税体系からは多少理屈があるにしてもぜひ実現してもらいたい。ことに公有地の確保ということについで、いろいろまたこれは議論する機会があります。これはぜひ拡大しなければ住民側としては納得がいかない。使われる用途によって控除額が異なります。それには積極的に協力し、また積極的に反対することによって控除額が違つてくるなんというようなことは、これは今後の地方行政運営上からいっても私は支障があると思いますので、こどし実現しなかつた部分はぜひ来年実現できるよう、自治省としても地方制度調査会等の意を受けて努力を願いたいと思います。

それから、いろいろ問題のありました農地の宅地並み課税の問題であります。これはいずれ論議をするときがあらうかと思うのですが、今回の税制の改正におきまして、取得税につきまして、長期保有土地の譲渡所得の分離課税の問題につきましては、いわゆるあめ法案といわれた法案ですね、たいへん長い法律だつたと思いますが、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法という法律で、取得税につきましては率をよくしておるということなつて、今回地方税におきまして同じような措置をとらうという改正が行なわれるわけあります。

地元税のほうといたしまして、今回特定市街化区域農地等を宅地の用に供するため設けました特例につきましては、これは市街化区域内の農地を宅地の用に供することを促進するためにとられた特別の措置だ、こういうように考えておるわけですが、終わりました段階においては抜本的な見直し等を考えておられるように承つておる次第でござります。

○首藤政府委員 土地政策といたしましての所得税における長期所有の土地の譲渡課税のあり方ににつきまして、いろいろ御批判があることは承つておるわけでございます。大蔵省のほうとしましては、あれが一応、長期保有の土地を放出をさせることで申しますが、問題になつておるときに、これはぜひ拡大しなければ住民側としては納得ができるものではあるだけ遮断していくという点と、地方独自の措置におきましてはそれをさらに軽減するという措置を今回改正でとることになつておりますが、それは一日も早くやめるべきであると思います。そしてむしろ公有地の確保に重点を置くようになります。

にもこういった軽課分離課税をすることになり、あめ法案におきましてはそれをさらに軽減するという目的のためにとられた税制であります。この措置を今回改正でとることになつておりますが、それは一日も早くやめるべきであると思います。そしてむしろ公有地の確保に重点を置くようになります。そこで、あめ法案におきましてはそれをさらに軽減するという目的のためにとられた税制であります。この軽課分離課税の期間が終わります段階において、住民税のあり方そのほかの税制のあり方ににつきましては、たゞまでは率をよくしておるということなつて、今回地方税におきまして同じような措置をとらうという改正が行なわれるわけあります。

地元税のほうといたしまして、今回特定市街化区域農地等を宅地の用に供するため設けました特例につきましては、これは市街化区域内の農地を宅地の用に供することを促進するためにとられた特別の措置だ、こういうように考えておるわけですが、終わりました段階においては抜本的な見直し等を考えておられるように承つておる次第でござります。

○山本(弥)委員 所得税に關連しておりますし、このいわゆるあめ法案の当時の規定のしかたに連して均衡上やつたにすぎない問題であらうと思うのであります。これは五十年が参りまして、片一方のほうは三年の时限立法ですので少し残る国税も地方税も歩調を一にして是正するということに自治省も努力願いたいと考えております。

そこで、あめ法案におきましてはそれをさらに軽減するというのですが、こういうあり方はやはり早く、このいわゆるあめ法案の当時の規定のしかたに連して均衡上やつたにすぎない問題であらうと思うのであります。これは五十年が参りまして、片一方のほうは三年の限时立法ですので少し残る建設省にもおいで願つたわけありますが、それはいわゆる宅地化促進臨時措置法につきま

て、いろいろ宅地化を促進するという法律なんですが、これは去年の審議がおくれまして九月の末に施行になったと思いますして、まだ一年も経過していないという段階であります。最近は生産緑地の法案が建設省からやはり出されようとしておりますし、このあめ法案と関連して市町村側の立場がどういう措置をとつておるかということについては、私どもの山田委員から自治省のほうに詳しい資料の提出をお願いしていると思うのであります。反応のしかたが違うわけなんですね、関係市町村におきましては。

ところが、これはもし推進するとすれば、当然なことだと思うのであります。この宅地化促進臨時措置法におきましては、土地区画整理事業の施行を推進するということがあるわけであります。が、そのほかにいろいろ、住宅金融公庫の資金の貸し付けなど、先ほど申し上げました農地の譲渡の取得税の軽減の問題だとか、あるいは譲り受けた者の住宅の建設促進だとか、そのほかに地方税に関連する不動産取得税及び固定資産税の軽減、中高層の建物を建てたところはそういう軽減をするというように、地方税の非課税あるいは減免に関連するような法律になつておるわけです。私はこれがどうなつておるかということを聞きたいいんだけれども、なかなか半年ぐらいで実績があがつておるかどうかわからぬと思うのであります。少なくとも土地区画整理事業関係者の要求があれば、積極的に土地区画整理事業を施行するというになつておるわけですね。これはどの程度まで推進しておるか、この機会にお聞かせ願いたいと思います。

おりまして、二、三の地区で、面積にいたしまして二十ヘクタール足らずでございますが、この要請区画整理事業をやつてほしいというところがあるようでござります。まだ正式に公共団体に対してお答えはできないのでございませんが、ほんまとして区画整理の要請がございませんが、ほんまの大多数の人間が同意をいたしまして、そういう要請をしようという動きになつておるところが二、三ござります。今後どの程度出てまいりますか、はつきりお答えはできないのでございますが、やはりそういうふうな萌芽があらわれてきておるという状態でござりますし、さらにこの法律の精神にのつとりましてできるだけ詳しく地元に説明をいたしておりますので、もう少し待つてみたいと思つております。

ちなみに、今年度はこの事業の費用に充てるために、建設省といたしましては事業費六千万円程度を準備いたしております。

以上でござります。

○山本(跡)委員 一年を経過しておりますんで、実効があがつておるかどうかということをお聞きすることは酷だとは思いますがけれども、政策的な増税、減税、いわば税を減税して誘導する、税を増税してある政策の目的を達成するというやり方は、よっぽど政策が普遍的であり、妥当であり、またそれとの関連におきまして国民が納得するという場合以外は成功しない。

今回も、すでに細谷委員から質問があつたと思しますけれども、地方のほうの関係ではないけれども、電源開発税というようなものも、これは地方公共団体の電気税に關係がないからといって、こういった目的税を国税として創設されるということにつきましては、私は地方公共団体の側からしますと反対なわけであります。もしそういうことを税でとるならば、公害のない、地元できらわれないような発電所を建設するということが好ましいのであって、多少の負担をして、それで地元を納得させるようないわゆる目的税なんということは、地方公共団体の自主的な発展を促進するものではない。むしろ地方公共団体を何と考えてお

るかどうかと私は疑問を持つような目的税だと思ふのであります。

これは国税でございますので、すでに細谷委員が議論をしたと思いますので深く言いませんが、宅地並み課税に関連してのいわゆるあめ法案といふものも、ほんとうに地域住民なりあるいは公共団体が積極的に町づくりに関連して努力しなければ実を結ばないのでありますて、おそらくこのため法案は私はうまくいかぬのではないかという感じがしたわけでありますけれども、しかし、土地区画整理事業の推進等は、いわゆる虫食い状態になることを避けることからいましても、当然積極的にやらなければならぬ最も重要な点であろうかと思うわけでありますて、その点は今後の実績を待ちましてまた論議をいたしたいと思うわけであります。

しかし、期待したように住民があめに食いついていないということは——もう、九月の末でありますけれども、これだけのいわゆる市街化になつたA農地の区域ですから、ことしからB農地に宅地並み課税が行なわれるわけであります。A農地においてほとんど相当の、東京あるいは大阪、名古屋を中心とする大都市圏の市町村、百八十幾つあつたと思いますが、それだけの圏域で重要な区画整理事業を一、二、三、モデル的にしか実施しないということがありますては、どうも私ども遺憾な感じがするわけであります。一応あめ法案という見地からではなくて、十分PRを願つて、りっぱな区画整理をやつてもらうよう、ただ単に法律をつくったから万事うまくいくということのないような、ほんとうの地方公共団体のための施策になるように要望をいたしておきます。

それから、もう一つこれに関連してお聞きをおきたいのは国民健康保険税の問題であります。が、今回、国民健康保険税につきましては、個々の課税限度額を八万円から十二万円に引き上げるということになつておるのでですが、この限度額で課税されておる世帯が全世帯のうちにどのぐらいいを占めておるか。これは過去の実績に基づかざる

を得ないと想いますが、そして、もし十二万円に引き上げた場合はどのぐらいの増加の見込みになりますか、その見込み額をまずお聞かせ願いたい。

○首藤政府委員 四十八年度の状況で一応推計をいたしてみますと、課税限度額で課税をされると、納税義務者は、現行四十万人ほどおりまして、比率で四・八%ぐらいだと思っております。これが今回十二万円になりますと二十万人、比率にして二・三%ぐらいのものにならうかと思っております。

○山本(弥)委員 増加見込み額はどのぐらいになりますか。

○首藤政府委員 百七十億程度かと思っております。

○山本(弥)委員 所得税におきましても住民税におきましても、課税最低限の引き上げによりまして住民の生活の圧迫の緩和をはかるという措置がとられるわけであります。それにいたしましても、課税最低限以下におられる方々の生活の圧迫ということについては、課税最低限の引き上げとともに、課税の充実とか、あるいは社会保障の強化ということがなるうかと思うのであります。その中で、国民健康保険は地域保険であります。大体において地域に永住する方々の保険だと思うわけであります。

そこで、国民健康保険は、今までの考え方によりますと、やはり他の健康保険とか政府管掌の健康保険と同じように、社会保険である。社会保険である以上は、自己負担を伴うということは当然であるわけであります。しかし、健康保険と違つて、地域保険であると同時に、比較的所得の水準の低い階層を含めての保険であるわけであります。いわば、健康保険なんかと違つて、このことが村の重要な福祉であり、生活環境の整備であり、保健衛生の充実であり、さらに根本的には生活破壊をされる場合の医療保障という考え方、だから、保険の中でも国民健康保険が最も力を入れて

社会保障的な運営をしなければならぬ、かように私は考へるわけであります。

現在の保険税、これは保険料の性格を持つておるわけですが、保険税で、他の税とは違つと思うのですが、それにいたしましても、標準課税額と標準額が一部負担金を除いたその年の見込み額といいますが、医療の見込み額の六五%をかける。これはまあ標準ですからそれでなくてもいいと思うのですが、これは考へようによつては非常に高い比率ですね。三〇%は自己負担ですから、七〇%のうち六五%を総合国庫負担でやるということは私は非常に高い保険だと思うのです。これは現在六五%でかけているところは少ないと思うのであります。四十七年度の実績では一七%ぐらいだと思うのであります。どうでございましょうか。

○首藤政府委員 御指摘のように五〇%未満という団体がかなりございます。

○山本(跡)委員 そういうふうに、法律では六五%になつておりますが、五〇%未満がほとんど二七〇%ぐらい占めているのじやないかと思うのであります。

これは最近、名古屋市で一般予算と関連いたしまして、国保会計につきまして、たしか新聞にておりますところによりますと、四四%の、まあ普通の考え方でいけば増税ですね、それがほとんど、野党ばかりではなくて、一人の無所属を除いて各党から全面的に否定になつた、否決になつたという記事が出ております。私の県でも大船渡市では、そうよえたのじやないとと思うのですが、二〇%足らずの増収を見込むための改正案だつたと思ひます。これが一応否決になつております。盛岡市におきましては三八%くらいのいわゆる増税になるのが、いろいろ公聴会を開かざるを得ない。そして主婦を中心には相当の反対運動が起つておる。このことは、この国民健康保険というのが、先ほど申し上げましたように、地域に密接した、単なる医療保険としての健保とか政府管掌保険と違つて非常に地域と密接した関係であります。一般税との比較にはならないにしても、相

当社会保障的にこれを見ていかなければならぬと私は考へるのであります。

厚生省の保険課長もお見えになつておると思うのであります。このことで厚生省としてはいろいろ配慮を願つて、本年度は三百五十億の臨時調整交付金という制度を設けられたようであります。健康保険の中では、国民健康保険が老人をかかえておる関係、それから税負担というか、保険料の負担からいいますと均等割というのが相当強化されておりますので、他の保険のように所得に見合うよりも負担がならされておるという関係上、比較的所得の低いところに重圧がかかっておるのではないか、こういうふうに考へるわけであります。また、最近の情勢からいいますと、医療費が四十七年でしたか上がり、ことしは四十九年二月から上がるわけですね。それから老人の無料化の問題等で非常に対応できないような状況になっておりません。

○下村説明員 御指摘のように、国民健康保険では低所得者が多いということで、確かに他の保険に比べますと低所得者の割合というのは非常に高くなっています。また、最近の情勢からいいますと、一保険者で百万をこえるような保険者がある反面で、百数十人というふうな非常に零細規模の保険者もおられるわけです。保険料の実額にいたしまして、一人当たり千円程度の負担から一万円をこえるような負担というふうに非常に格差が開いているわけでございます。これらの状況を考えまして、一律の負担ということではなくて、特に弱小保険者、財政力の弱い保険者に対する財政援助というものを強化する必要がある、特に老人問題なんかを中心にして考えまして、財政調整を強化しようというふうなことで、四十九年度におきましては臨時財政調整交付金というふうな形でやつたわけでございますが、そういうことで今後とも財政力の格差という点に特に注意をしながら、財政の安定という面について私どもとしては大いに努力をしてまいらなければならぬというふうに考へておる次第でございます。

○山本(跡)委員 いま国保課長からお話を聞きましたが、ただでも、国民健康保険はやはり一番先に社会保険的な観点で運営しなければならぬのじやないか、しかも国民健康保険税として負担することは、これは一般的の税がどんどん軽減をされておるさなかに医療費それ自体も上がる、三割負担の医療費も上がつていく。それで、これは私は何回も過去において申し上げたのですが、岩手県は貧困

和四八年の一月からでございます。したがいまして、四十七年の暮れから四八年中を通じまして、国民健康保険の医療費の伸びといふのは他の保険に比べると非常に高い割合で伸びてございます。そういうことで、四十六年度あたりまでは比較的安定した形で進んできたわけがございますけれども、四十七年、八年、それからこれから先えます四十九年度の国保財政の運営というのは、きわめて困難な面があるというふうなことを思つております。

そういうことで、老人の問題でもそういう地域に種でございまして、規模の面から申しますと、一保険者で百万をこえるような保険者がある反面で、百数十人というふうな非常に零細規模の保険者もおられるわけです。保険料の実額にいたしまして、一人当たり千円程度の負担から一万円をこえるような負担というふうに非常に格差が開いているわけでございます。これらの状況を考えまして、一律の負担ということではなくて、特に弱小保険者、財政力の弱い保険者に対する財政援助というものを強化する必要がある、特に老人問題なんかを中心にして考えまして、財政調整を強化しようというふうなことで、四十九年度におきましては臨時財政調整交付金というふうな形でやつたわけでございますが、そういうことで今後とも財政力の格差といふ点に特に注意をしながら、財政の安定という面について私どもとしては大いに努力をしてまいらなければならぬというふうに考へておる次第でございます。

○山本(跡)委員 いま国保課長からお話を聞きましたが、ただでも、国民健康保険はやはり一番先に社会保険的な観点で運営しなければならぬのじやないか、しかも国民健康保険税として負担することは、これは一般的の税がどんどん軽減をされておるさなかに医療費それ自体も上がる、三割負担の医療費も上がつていく。それで、これは私は何回も過去において申し上げたのですが、岩手県は貧困なるがゆえに、地方公共団体は全力をあげて国民保険に取り組んでおる。だから直診なんかも整備し、十割のいわゆる、今まで言いますと無料化ということを実施したのが後退してきてるわけですね。その後退してきてるわりに、今度は保険料は毎年問題を起こしながら増額せざるを得ない、それは医療費が上昇しておるからです。そうして先進県なるがゆえに皆保険になると同時に、全国的に水増しされ、国の助成も受けられなくなるので後退せざるを得ない。いわば貧困などころほど熱を入れてやつておるというのが実情なんですね。ところが、一般会計からこれを繰り入れますと、だんだん今後医療費もさらにふえるときれない。老人医療の無料化に伴つて三割だけは市の負担は、一般会計から繰り入れるこれはたしか交付税の対象になつておるわけですね。そういうことは私は、いまの異常な物価高において、何らかの関係でこの国民健康保険は、いわゆる不公正を税でやつておるものとの補完として考へていかなければならぬ、いわば社会保障を強化するという方向にいかなければならぬと思うのであります。その条文の規定は、これだけは法定主義じゃなくて標準税率のようですが、それから問題はないと思うのですが、何とかこれをそういう意味で考へていかなければならぬと思っておりますが、税務局長、どうお考へになつておりますか。

また、今後三百五十億というような調整交付金だけでごまかしていけないのでないのではないか。一定の方針を、社会保障の要素を加味するにしても社会保障に近い、保険税、保険料で取り得る限度といふものをおきめて、それ以上は國なり、いわゆる公費の負担にするという方向に確立しておかなければならぬ、こう思うのであります。税務局長、お聞かせ願うとともに、保険課長からもその辺のことの事情をお聞かせ願いたいと思います。

ある上に、その加入者が低所得の人が多い、それから最近医療費の増額が見られる、こういった点にかんがみまして非常にむずかしい時点に遭遇をしておるという点はもうお説のとおりであると思う次第でございます。この点につきましては、從前から国民健康保険のあり方につきまして、御案内のように、抜本的な見直しが必要であるのではないか、もっと社会保障的な色彩をも加味すべきではないか、こういう議論もあつたわけでございまして、私どももそういう点について、ほかの保険とは若干性格が違うというような点は常日ごろ思つておる次第でございます。

う議論を言われたのではないかと記憶している。その意味からいいますと、どうしても本年はある程度まで地方自治体の自主性を認めていただきたい。そして、あまりに指導という名のものとに、税体系とか税理論によつてがんじがらめにならないよう願いたいと思うのです。この点につきましては、自治大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

なつてきておるというようなことから考えてみますと、私どもはこれはやはり早急に創設されしかるべき税目である、かように考えておるわけでございますけれども、御承知のような事情のもとに本年はこの創設は見送らざるを得ないといふことに相なつたような次第でございます。いずれにいたしましても、今後自治省といたしましては、これから次第に地方の財政需要という

それから事務所事業所税につきまして、これを法定外でというようなケースがあればどうするかといったような御趣旨の御質問でございましたが、これも申し上げましたように、私どもといたしますれば、でき得ればこれはもう全国税制として、地方税法による法定税として設定をいたしたい、このように考え、今年中もまたそれに向かって邁進をいたしたい、こう考えておりますので、

に運営できる税制を自治省であまり牽制しない  
ように特に要望を申し上げまして、答弁は要りま  
せんから、運営を誤まらないようにお願いを申し  
上げておきます。

Digitized by srujanika@gmail.com

して、そのために、たいへん御熱心に地方税の御審議をいただいておりましたときに、私、ほとんど伺うことができませんで、たいへん申しわけなかつた、かようにも存じておるわけでございます。先ほどおくれて参りましてから、山本委員からいろいろ地方税制について、もとと自治省としては地方団体が必要な財政需要に応ずることがができるよう、弾力的な指導をするべきだというような趣旨の御意見を伺つたつづでござります。私から

して、地方税の立場からこれにどう対処してまい  
るかということにつきましてはさらに深く検討も  
重ね、また関係省との間におきましても、十分そ  
ういう点はひとつお話し合いを積極的に進めると  
いうことによりまして、こういった問題にひとつ  
できるだけ対処してまいるべきだというのが自治  
省としての立場であろう、かように考えておる次  
第でござります。

ようにお願いを申し上げたい、こう考えておる次第でございます。

○山本(鴎)委員 最後にちょっとと申し上げておきますけれども、五〇%近い団体における財源が非常に苦しいために超過課税をしておるという実態、しかもそれはなぜ不均一課税をしないかといふ場合に、主として財源の少ない地方の団体でありますので、当然不均一課税をするような必要性は、日本ではあるまい。(拍手)

も、減税の根拠がどこにあるのか、インフレ対策は税の面でどう生かされておるのか、この点についてまずお尋ねしたい。

○首藤政府委員 四十九年度の税制改正で、個人の住民税の場合でございますが、旧法に比べまして一千七百七十三億円という額の減税になつておるわけでございます。この点につきましては、国税の所得税のあり方等ももちろんございますが、消費者物価等の上昇につきまして記述として果

---

Digitized by srujanika@gmail.com

としてははなはだ不十分なものになるかと思うのでござりますが、一面、御承知のように、税制とばならぬでございましょうし、同時に、国税と地方税というものがたいへん深くからみ合つて関連をいたしておるわけであり、われわれ自治省の立場からいたしまするとできるだけ地方税の幅を広げてもらいたい、そして地方の財政需要に応ずるようなものにしなければならないということです。今日まで自治省としては、税制調査会等に対しましていつもそういう意味の意見を述べ、主張をいたしておりますところでございまして、御承知のように、漸次そういう方向に進みつつあると私は思いますが、しかしまだ、皆さんからお考えになりますましても、また自治省のわれわれから考えてみましても、決して満足のできるような状態になつていないと、ということは申し上げるまでもございません。

○首藤政府委員 超過課税が、住民税の法人税割をはじめといたしまして、現在かなりありますことにつきましては御指摘のとおりでございまして、それぞれの地方団体が、增高いたしております地方財政需要に対処をするために特別の負担を求めるということについて、住民のコンセンサスを得ながらこのような制度をとつておる、こう考えておる次第でございます。また、このような制度は、地方税法上も標準税率の税制におきまして認められておるところでございまして、私どもいたしましては、地方の自主性尊重という面から、これをやみくもに制限するといったよなことはもちろん考えていいわけござります。ただ、当然のことですが、超過課税、特別の負担を求めるわけでございますから、特別の財政需要があるという点と特別の負担を求めるという点の関連性につきまして、住民に十分な納得、コンセンサスがある、こういうことが自治体としても自治体のあり方の根源であろう、このように考えておる次第でございます。

不均一課税ということが実情に沿うという事態に当面しておるところも、これはむしろいろいろ複雑な行政事務に対応するところと別の意味で必要になってきておるのではないかと私は思うのです。その前に、財政需要がどうであるかということについての深い吟味をするということ自体が、地方の自主性というものに対する理解を持つていない。本来なれば条例で、法律の規定をある程度まで、先ほどの国民健康保険税と同じような標準税率みたいなものにして、そしてその範囲内においてその都市の実情に即応した課税をやるということが課税の自主性からいくと当然なことだと私は思うのであります。ワクにはめ込まないといふ将来の方向を行つてもらいたいと思うのです。ただ、いまの異常な情勢におけるその都市の実情に即応したり方、これは歳出も歳入も同じでなければならぬ、同じ考え方いかなければならぬと見えますので、その点は、画一的に財政需要がどうのこうのというようなことにこだわることによりまして、本来の地域住民とのコンセンサスのもと

○三谷委員 千七百億円の減税とおっしゃつておられますけれども、自然増収が六千数百億にのぼつておるわけなんでしょう。その六千数百億というのが増税になるわけなんですね。ですから、千七百億の減税とおっしゃいますけれども、六千数百億の増税がある。そうしますと、これは減税とはいえないんじゃないですか。減税というのは、実質的な一定所得に対する税の割合をいうのであります。今日出されました改正案によりますとむしろ税負担は重課されておるということになつておりますが、その点をどのように解釈して減税とおしゃつておるのか、お尋ねしたい。

○首藤政府委員 御案内のように、税の税収見積もりを立てます場合には、これは数的なものでござりますので、あくまで基礎は名目的なものに対応した額になるわけでございまして、自然増収がござります場合には、実質的な所得の増、それから名目的な所得の増、こういうものをつくるみにいたしまして、御指摘のように六千億余りの自

Digitized by srujanika@gmail.com

今度の新しい制度でどれだけ税収の見込みが減るか、こういう算定をいたしまして、この額を減税額と称しております。○三谷委員 住民税の人的控除がそれぞれ一〇%から一二%程度上がっております。しかしそれで減税とはいません。これで減税といえますのは、課税所得に変動がない場合初めて減税といえるのです。名目所得が四十八年度におきまして大幅にふえました。名目賃金の前年対比の伸びは幾らになっておりますか。

○首藤政府委員 ゆうとただいま手元に数字を持っておりますので、すぐ調べましてお答え申し上げます。

○三谷委員 前回の質疑の中では二一・七%前年比伸びがあるというように私は聞いておりました。そうしますと、名目的にはその程度所得がふえておる。名目上の所得ですね。ですからども、国民が減税ということばに対して期待を持つておりますのは、その名目所得に対する税の比率というのではなくて、実際の生活の実質、これに對して税がどうなつていくのかというところにあるわけなんです。ですから、減税とおっしゃいます限りは、実質所得、これに対してもどう変化していくのかというところが一番のポイントだと私どもは考えておりますが、実質所得に対しては本年度はどういうふうな税の変動が生まれてくるのか、お尋ねしたい。

○首藤政府委員 税の負担感といったしましては、実質所得に対しまして税がどのように増減をするかという点が、実際の住民なり国民の負担感になるであろうということは私もそのように考えます。しかし、税額の計算をいたします場合には、これは御案内のように、どうしても名目上の計算をせざるを得ませんので、その名目上の自然増大千何がしに対して千何百億の減税、こういう計算

○三谷委員 現に四十九年度の個人住民税の所得割を見ますと、府県の場合で一三四%、市町村の場合で一三九%の增收見込みになつております。これは当然課税所得の増加に伴うものだと思ひます。今回の減税措置によります個人住民税の減税見込み額は千七百七十三億あります。名目所得の変動に伴う自然增收額が六千二百二十六億円になつております。そうしますと実質的には四千五百五十四億円の増税になる。ですから、これはあなた方がおっしゃいますような実質的な減税ではないというこど、これは確認していただけますか。

○首藤政府委員 所得が増加をいたしますことに伴いまして、税額の実額そのものが増加をするといふ点につきましては、先ほどから御指摘のようになります。税額計算が名目上の所得にならざるを得ませんので、当然そななるわけでございまして、実質上四千億余り税額そのものはふえるわけでござります。しかし、税額そのものはふえますが、これが増税であるといえるかどうかにつきましては、それはいえないのでなかろうか、こう考えておる次第であります。

○三谷委員 たとえば昨年度百五十万円の所得者は、名目貨金の増加によりまして百八十万円になるわけです。これに対する標準世帯の税額を見ますと、昨年度二万三千三百六十五円、本年度二万九千六百八十一円になつてゐる。六千三百十六円の増税になる。これが、実質所得が名目所得と率をひとしくして上昇しておる場合でありますと、これは確かに減税でしよう。しかしそうでない。そこには問題がある。これは、生活水準が名目が違いましても一緒でありますならば、これだけの税がふえるという計算になつていく。このことははつきりと認めてもらわぬといかぬことになる。

二割収入が増加をいたしまして百八十万円の収入のあった方が、四十七年に百五十万円の収入があつた方が、二割収入が増加をいたしまして百八十万円の収入になつた、こういう場合の四十九年度の住民税の額が四十八年度の住民税の額より六千円余りあえるというのは御指摘のとおりでございます。名目の増と実質の増を加えまして、さらに今回の課税最低限の引き上げによる減、これを差し引きましてそのような金額になるわけでございますが、先ほど申し上げましたことは、名目所得の増がありまして場合に、私ども減税を考慮いたしましたときに物価調整減税とでも申しますか、単純に物価が値上がりをしたことによります名目的な所得の増に対応する税額の増、これはぜひ消し込むようになります。それで以上の金額を減税額として設定いたしたい、こういう考え方で税額をはじいておることは御承知のとおりでございます。

○三谷委員 それが実際には消し込まれておらぬ。そこに問題があるんじゃないですか。二百万円の所得の場合でもそうでしよう。ことし二百四十万円になる。そうしますと、昨年五万百四十七円でありました標準世帯に対する住民税が本年は六万三千七百八十九円になる。一万三千六百四十二円の増税になつておる。実質所得の低下の中で大幅な増税が行なわれておるわけです。これが減税といえるかどうか。このことの概念をひとつはつきりさしてもらいたいと思う。いつも減税減税とおっしゃいますけれども、國民は少しも減税という恩典には浴していない。行政用語として減税とおっしゃっているだけだ。そのところは國民の感覚に合つた処置や合つた方策を示してほしいと思う。名目所得の上昇分が減税処置の中に計算されていない、つまり実質所得といふものが何ら税の処置の中で生かされていない。ですから、インフレ下の租税対策としましてはこういうものであつてはならぬと私は思う。その点についてお尋ねしたい。

る物価の増加に伴いまして、当然名目的所得があえましても何ら実質上の生活の足しにならぬ、こういう点はもちろんあるわけでございます。そういう面の物価の上昇率に伴います調整減税の所要額、これは税調等で考えております一定の方式がいろいろございまして、なかなかむずかしい議論もございますが、そういった方式によつて計算をおこなふ、こういう計算に相なるうかと思うわけをいたしますと、二百億弱でございますかの金額は、物価の増加によつて、四十七年から四十八年に對して伸びた所得が実質所得に何も役に立つておらぬ、こういう計算に相なるうかと思うわけでございます。したがいまして、千七百億余りの減税額を設定いたしました場合には、そういった一千二百億というような、調整減税を当然行なつてしかるべきといった額を想定し、それを下らない額ということでいろいろ改正の操作をいたしました。このように申し上げておる次第でございます。

る、こういうことにならうと思います。

○三谷委員 どうも、聞いておりまして、私ちょっと理解しにくいのですが、いまおっしゃいました点はどういうことなんでしょうか。人的控除の引き上げによりまして、標準家族の課税最低限が一百万六千円に上がりました。昨年より十五万ふえたわけです。この十五万と、実質所得と名目所得の差額はどういう関係になるのか、これをお尋ねしたい。

それから、所得税の課税最低限が百五十万七千円に上りました。それと地方税の課税最低限との格差が四十九万一千円になりまして、四十八年度の格差と比べますと、四十八年の格差は二十五万六千円です。ますますその差を拡大しております。このことはいまの実質所得との関係でどうい計算になつていいのか。このように格差が広がりますことは好ましいことかどうか、お尋ねしたい。

○首藤政府委員 課税最低限の国税との格差の問題でございますが、毎々御議論をいたしておりますように、私たちの住民税の計算が、課税標準を前年所得にとらざるを得ないいまの仕組みについておりますものでございまして、國税の所得税の場合に計算をされました所得も、その前年の所得を持つべきままで減収額が耐え得るかといったような考え方、財政上の観点も考えるわけでございません。そこで、毎々申し上げますように、住民税の課税最低限の比較といたしましては、前年の所得税の課税最低限と比較をする、こうかと思つておるわけでございますが、その点から見ました場合には、四十八年の課税最低限よりもこどりの地方税法の課税最低限百一万のほうがむしろ格差は縮まつておる、こう考えておる次第でございます。

なお、この格差のあり方につきましては、これも毎々申し上げておりますように、住民税本来の趣旨によります、なるだけ広い範囲の人負担をしていただきたいという願望と、それから所得の増加、生活水準の増加等に伴いまして、生活最低限

を割り込んでまで課税をするといったことがないようという考え方、こういった面のバランスかと理解しにくいのですが、いまおっしゃいました点はどういうことなんでしょうか。人的控除の引き上げによりまして、私どもとしては、格差が広がった、このようは所得税の課税最低限と同額を持っていくという点までは考えていない点は申し上げております。

○三谷委員 まだほかに二つ、三つ聞きましたでしよう。人的控除など十五万円の引き上げというものは何を計算基礎にされたのですか。

○首藤政府委員 課税最低限の計算でございますが、ことし所得税の大額減税がございましたことによりまして給与所得控除の額、これがきまつてくるわけでございますが、この点が当然明年度以降の住民税に自然的に移行して影響をするわけでございます。それから、かたがた、各種人の控除につきましても國のほうの引き上げが行なわれたわけでございますが、これと地方の人的控除のあり方、これについて、國の動向等も考えながらどの程度を持つべきかということも考えなければならぬわけでございます。それからもう一点地方財政の現状、それから住民税の現況等から、いわゆる現行税法によります収入見込み額に対してどの程度まで減収額が耐え得るかといったような考え方、財政上の観点も考えるわけでございません。金額を定めた、こうしたことでございます。

〔中村（弘）委員長代理退席、委員長着席〕  
○三谷委員 これは、扶養控除につきましても国税との差があるわけですね。その差の中で百一万六千円という課税最低限が出てきているわけですから、そういふことをき上げをやれば詰まつてくるわけです。この格差が広がることが好ましくないことであるならば、なぜそういう処置がとれないのか、お尋ねしたくありますのが、そういう人的控除の額の僅少などころに原因があるわけです。

〔中村（弘）委員長代理退席、委員長着席〕  
○首藤政府委員 なるたけ三控除の控除額を同一線に早い機会に持つていただきたいという考え方を持っておりますのは先ほど申し上げたとおりでございますが、それに達しませんでしたのは、一つには、この制度によります千七百七十三億という金額が、自然増収六千二百億ございますが、その約三割近くの金額になるわけでございまして、地方財政全般の財源的動向からどの程度まで持ちこたえられるかといったような勘案もいたしましたからでございます。

○首藤政府委員 扶養控除につきましては、基礎控除、配偶者控除等と、國のほうは本年同一の金額にいたしたわけでございまして、税調の答申にもござりますように、私どもでき得べくんばかりを早い機会に同額に持つていく点についてお尋ねしておきます。それで早い機会に同額に持つておるわけですが、どうぞおかりに、それは税の論理の上からいしまして最も正しいのではなかると考えておりますが、どうでしよう。

○首藤政府委員 格差の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、四十八年の所得税と四十九年の住民税の課税最低限、これをごらんをいたしますと、この格差は百十二万と百一万でございますから十一万見当に相なります。四十八年の場合のこの金額は、四十七年の所得税の課税額計算上前年の所得をとりますことになっておりますのだから、その同時点で比較をすれば、私どもはむしろ格差はことしはいま申し上げたように詰め合つたのではないかと考えておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、前年所得に課税をいた

す。金額に差をつけましたのは、やはり減収見込み額全体の規模をどの程度まで持ちこたえられるかといったような勘案もあわせ考えました結果でございます。

○三谷委員 名目所得の増加に伴います自然増と、そういうものが六千数百億あるわけなんです。ですから、そういうことを基礎にして考えてみまして、私どもとしては、格差が広がった、このよう

う計算に相なるわけでございますから、所得税で四十八年に控除をされました課税最低限、こういふものとことしの四十九年の住民税の課税最低限を御比較をいたしますと、國の課税最低限の約九割見当にまで一応相なつたわけでございまして、私は考えていないわけでございます。

○三谷委員 格差の額が広がつておれば格差が広がつたことになると違うんですね。それから税の対象年度に差があるとおっしゃっておりますけれども、差がありまして、これを詰める処置は十分に考へ得るわけなんです。ですから、確かにこの扶養控除あるいは配偶者控除などの引き上げといふものは國税と同率にやつていくことが十分に可能性がある。それがなぜできないのか、理解できないわけです。それから、そのことによりまして百一万六千円という課税最低限が生まれてきておる。そうしてこれは、昨年度の地方税と所得税の課税最低限の格差よりもさらに広がつてきています。昨年は二十五万六千円格差がありまして百一万六千円という課税最低限が生まれた。ことは四十九万一千円に広がつてきているわけです。このようにして格差を広げる基礎になりますのが、そういう人的控除の額の僅少などころに原因があるわけです。

○三谷委員 これがなぜできないのかね。それからこの格差を詰めるためには、もつと人的控除の引き上げをやれば詰まつてくるわけです。この格差が広がることが好ましくないことであるならば、なぜそういう処置がとれないのか、お尋ねしたくありますのが、それは税の論理の上からいしまして最も正しいのではなかると考えておりますが、どうでしよう。

○首藤政府委員 格差の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、四十八年の所得税と四十九年の住民税の課税最低限、これをごらんをいたしますと、この格差は百十二万と百一万でございますから十一万見当に相なります。四十八年の場合のこの金額は、四十七年の所得税の課税額計算上前年の所得をとりますことになってお

しましても、払う現実の現時点においては云々との所得から払うから、租税負担感としては云々といふ御議論は、これは確かにあらうかと思います。この点につきましては、本年度特に所得が何らかの関係でない、こういう場合には、前年度の所得に基づきまして調定をいたしました住民税の額も、個別に減免等の措置が行なわれるしかけになつておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、前年所得に課税をするといったてまえになつております以上、このような課税最低限の設定をいたす、こういうことになつた次第でござります。

**○三谷委員** そこはこの法の改正もあり得るわけですし、それからその他の調整処置というものは、

考え得るものだと思います。ですから、同一年度におきまして支払うべき税の課税最低限に差がある、あるいは配偶者控除その他についても差があるということは、税そのものの論理からいいますて全くこれは場当たり的な感じを免れません。これを改正する必要があると思いますけれども、その点はどうでしょうか。

それから、所得税の課税最低限が百五十万七千円、そして地方税が百一十万六千円、ですからこの差といふものは約五十万に近い差がある。こんな差はかつてなかつた、うんと開いてきた。こういうふうな聞き方をすることが、いま申しました税の性格からしましても妥当かどうか、これをお尋ねしたんです。

そのために、個人所得割の納税義務者が、前年度と比較しまして五十二万三千人増加している、三千三百四十二万九千人に達するという。この三千三百四十二万九千人という数字は、四十一年度において均等割のみを払つておつた納税者数と同数になつておる。つまり、大衆課税といふものがきわめて強化されてきたということがこの計数の中からもはつきり示されておる。この大衆課税といふ点についてはどのようにお考えなんでしょう

○首藤政府委員 課税最低限が所得税と住民税と

で違います所につきまして、いろいろな御議論がありまることは私も承知をいたしておりますし、先生御主張のような、両方一致をさすのが税理論上正しいのではないか、こういふ御主張もあり得るわけでございます。ただ、これも御案内のように、住民税そのものの性格を考えてみました場合に、もちろん最低生活費に食い込むということは、だめでございますけれども、できるだけ広い分野の人が地方の経費を分担をする、いわば地方税は御案内のように府県や市町村における住民の会費のようなものだ、こういう地方税本来の考え方から、なるだけできる限り広い範囲の人が住民税を負担すべきである、こういう点から、住民税の課税最低限が所得税の課税最低限と同じでなければならぬということはないんだという考え方があるわけでございまして、政府税調等の答申ではこのような考え方方が示されておるわけでございます。私どももいたしましても、住民税の本質とそれから課税最低限のあり方といったことを、そういった面に調和を求めるながら課税最低限をきめる、こういうことを念願をいたしておるわけでござります。

の納税義務者が今回三千三百万人余りになりまして、四十八年度の数より約五十万ふえるというのは御指摘のとおりでございます。これも、現行法のままでもあります場合には約三千六百八十万程度、これは名目所得の伸びを含めてでございますが、出でてまいるのを、三千三百四十万という程度に、約三百四十万人今回の課税最低限の引き上げによって減少をさせた、こういう経過をたどつておるわけでござります。

○三谷委員 所得税の課税最低限を本年度におきまして百五十万七千と見ている。これが生活費課税を避ける最低限であるとするならば、本年度におきましてそれ以下の課税最低限を設けるということは、生活費課税というものを明確に認めていくという結果にならざるを得ない。論理上、そうなつてくるわけです。ですから、幾らかの減税にな

よりまして所得割の納稅義務者が減ったとおつしやりますけれども、しかしそれは名目所得というものを、さつき言いましたように計算の基礎にしているわけでありますから、実際の生活費、生活状況、これを抜きにした税の議論というものは意味がないということなんです。その面からいきますと、この所得税の課税最低限等との權衡等から見ましても、生活費課税が行なわれて、そのためにこれだけの増加になつてきんだという結論にならざるを得ないわけです。こういう税の増加といふものがこの地方税法においてはなされてい。ですからこれは明らかに減税ではない。重課なんです。そして、大衆課税を一そく強化してきておるという結論にならざるを得ないわけなんですね。この点につきまして御所見を承りたいと思ひますが、これは大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

つて実質的に国民の所得に増加がない」ということになるのか、それとも、名目所得の増加の中には、消費者物価の増高と同時に実質的な所得の増加というものが含まれておるというふうに見るかの問題でござりますが、先ほど税務局長からもお答えを申し上げましたように、今回の千七百七十三億円でござりますか、この減税の中には、いわゆる物価調整減税というようなものが大体千二百億円くらいはある。したがつて、その残余の金額は実質的な減税になるのだというふうに判断をいたしておるようでございます。

これに對しまして、三谷議員としては、むしろする。そうではなく、実質的大衆課税になつてきていたるような傾向だ、こういう御指摘でございまして、これはなかなか実は私は判断の非常にしにくいい問題であり、ことに最近もなお物価が高騰を続けておる。政府によりますると、若干勝勢は鈍りかけてきており、間もなくある程度鎮静をするの

ではないかという見方をいたしておりますので、そういうものとともにこれは関連をしておりますことございますが、もしさらに今後物価が高騰を続けるというようなことに相なりますれば、確かにこの千七百数十億円の減税というものはどうも名目減税に終わって、実質減税にならないということも将来起こり得るかと思うのであります。が、私どもいたしましては、すみやかな物価の鎮静が実現をされることによりまして——今回の住民税の減税というものはある程度消費者物価の上昇によつて消されてしまうという一面は、確かに私は御指摘のとおりあるかと思ひますけれども、私どもは、実質的にある程度の減税にならなければならぬし、今後の物価の情勢の推移いかんによりますけれども、鎮静をいたしまするならばある程度の減税の実があがるのではないか、かように考えておるところでございます。

○三谷委員 先ほどからお尋ねしておりますことで、実質所得の変化をどのように捕捉されておりますかということを聞きましたけれども、お答えがないわけなんです。

それで、労働省の勤労統計調査によりますと、一度ございましては前半定期と比較しまして実

質四%減だ。そういう調査が出ている。官庁調査におきまして実質所得が低下している。そういうことになってきてる。ところが自然増は六千二百億円だ。実質所得が低下して生活が苦しくなってきたのに自然増収は六千億もふえておるのだ。こういう計算に立っている。その計算自体が、いまの実質所得、つまり生活状況というものを計算しない税の処置になつてきている。そこでこれは重課であるし、しかも大衆課税になつてお

る。そういう中で所得割の負担者、納税義務者がどんどんふえてきているという状況を見ますと、これは明らかに重税になつておる。減税なんといふことがいえる性質のものじゃないということを申し上げておるわけです。

若干引き上げる、ガス税の免稅点を引き上げる、二〇%から二九%引き上げる、それだけ減稅になるというお立場のようです。ガス税の税率は百分の一引き下げる。ところが、本年度の電気やガス料金の値上げの見込みはどのようにお持ちなんですか。

○首藤政府委員 本年度の電気料金あるいはガス料金の値上げ等の問題につきましては、現在の時点におきましては私どもとしては把握をすることができませんものですから、この前にもお答えを申し上げたわけでございますが、あくまで現状における状況で免稅点以下の地帯の数がどの程度になるか、こういったような算定をしながら設定をしたものがございます。電気料金等の増加がもしますならば、いつの時点で、どの程度の規模で、どういう状況で、どういうことが起きりますならば、そういった時点に合わせてまた免稅点のあり方等については前向きに検討を進めなければならぬ。こういうことは申し上げておるとおりでございます。

○三谷委員 前向きの検討とはどういうことなん

です。いまこの法案を審議しております過程においても、電気料金の引き上げ六七%から六八%、これは不可避である、そういう態度を政府自身がおとりになっているのです。ガス料金の値上げも石油価格の関係で上昇は避けがたい、そういう状況になってきています。同じ時期にこういう問題が起きてきているのです。そうしますと、いま二〇%から二九%というこの免稅点の引き上げなんというものを私たちまじめに審議をして、これで国民の減稅なんだというふうなことがいえるものじゃない。七〇%から八〇%料金を上げまして、二〇%から三〇%の減稅といふのでは、実際は二〇%、三〇%の減稅になります。要するにそれが課税から除外されるわけありますから、そのことがすぐ免稅になりますけれども、かりにそれを全部免稅額と見ましても、全然これは現実の進行とはかけ離れた改正案になつてきている。

これは単に電気ガス税の問題を言つているのじやないのです。先ほどから住民税の問題について申上げておきたい、かように存するわけですが、申上げますのも同じことなんです。実質所得が四%減っているというのに、名目所得に対する課税で六千二百億もの自然増収があるのだ。そのうち千七百億減税するんだというような態度をもつてしましては、これはいまの国民の生活実態に即した税の問題というものの議論になりません。そのところをもう少し、国民生活の実態に即して減税処置、実際の減税について態度を明らかにしてほしいと思うのであります。

○町村国務大臣 税の問題につきましては税務局长からお答えをいたしましたが、先般石油価格の値上げをいたしましたときに、政府部内におきまし

ても、電気あるいはガスの料金というものは近い将来に引き上げざるを得ない情勢にあるわけなので、この際、このこともあわせて決定をしておくべきではないかという意見のあったことは御承知のとおりであろうと思います。しかし、政府とい

たしましては、この際電気料金のある程度の値上げというものをあわせて行なうということは、あまりにも物価高騰の勢いにさらに拍車をかけると

いうようなことにも相なりまするので、この際は電気料金の値上げについては、各企業体はそれを強く要望しておるという事実はございませんけれども、当面やはりこのことは、ひとつこの石油値上

げによります影響による物価が鎮静するまでの間は電気料金は上げるべきでない、こういうこと

で、先般石油の値上がりに際する電気の値上げと

いうものは、これを将来に見送るということがあります。したがって、やがてはこれは上げなければならぬ時期が来る

たしたようなわけなのです。したがって、やがてはこれが上げなければならぬ時期が来る

であろうということは私どもも考えておりますけれども、今日の段階において、いつどの時点でどう

上げたような状況にあるということをひとつお答えを申し上げておきたい、かように存するわけですが、申上げますのも同じことなんです。実質所得

が四%減っているというのに、名目所得に対する課税で六千二百億もの自然増収があるのだ。その

うち千七百億減税するんだというような態度をもつてしましては、これはいまの国民の生活実態に即して減税処置、実際の減税について態度を明らかにしてほしいと思うのであります。

○首藤政府委員 住民税の問題でございますが、先ほど、ことしの一月でございますかの実質賃金

が実際落ちておるのに名目所得の増があつて、自然増が立つというものはおかしいではないかという御指摘でございます。これは毎々申し上げておりますように、課税標準の額が前年の所得税の基礎

になりました所得額、こういうことに制度上なつておりますので、それをそのまま持つて行く仕組みになつておりますので、六千億という、名目所

得に伴います地方住民税の自然増が立つわけであります。それからまた、ことし百五十万と設定

をされました國の所得税、この中で給与所得控除が引き上げになつておりますが、これはそつくり

そのまま明年度の地方税の住民税に持ち込まれるわけございまして、この点は、國ではことし減

になりますが、地方税では明年度の地方税の減

というか、こうで出てくることは御承知のとおりでございます。

○三谷委員 お尋ねしたことに対する正確な答

えを申し上げておきたい、かように存するわけですが、申上げますのも同じことなんです。実質所得

が四%減っているというのに、名目所得に対する課税で六千二百億の自然増収になつておる、しかしそれは、課税はそつされましても、実

質の所得との関係におきまして減税額をふやすと

いう処置によりまして操作することが容易にできる

処置があるわけです。ですから、課税対象が前

年度所得であるから六千二百億の自然増収になつておる、しかしそれになりましたところで、それを減

税処置におきまして操作することが容易にできる

わけありますし、その面におきまして減税処置

というものが実態に合つてないと言つておる

だから増税になつて、こう言つておるわけですが、そのところ、問題をすりかえず、焦点を合わせていただきたい。

○首藤政府委員 電気の料金の問題につきましては、大臣もお答え申し上げましたように、現在た

だいまの時点ではどの程度上がるのか、いつ上がるのか、どういうか、こうで上がるのか、特に免

税点以下になりますよ、いわゆる生活に最低限度必要だと思われる電気の消費量、これに対する

料金がどう変わるかといったような問題が未定でございます。なるほど、ひどく上がりますなら

ば、御指摘のように二〇%程度の課税最低限の引き上げでは足りないという事態が生じてこようか

と思いますが、これはそういう客観的な事態が明確になりました段階においてあらためて検討す

る。いずれにいたしましても、いつかの時点を設

定をいたしまして税法の整備をせざるを得ないわ

けでございますから、そういう状況に相なつてお

るわけでございます。

それから住民税につきまして、過年度の所得をとるから六千億余りの自然増が出ることは出る

が、実質的にその税額を支払うのはことしの所得

から支払うわけであるから、そういう面でこと

しの減税額そのものをもう少し調整すればいいで

ございますが、そのとおりいかないかという御指摘でございますが、この千七百七十三億という金額

は、先ほども申しましたように自然増収の名目的な額がどうあるか、それから地方財政の状況がどの程度までの状況であつて、どの程度までの減税

額、こういったことが持ちこたえられるかとか、いろいろ各種の要素が相からみますものですが

ら、そういうものを総合判断した結果、千七百

七十三億という程度が適当である、このように判断をいたしました次第でございます。

○三谷委員 そうすると、いまの電気ガス税につきましては、電気料金やガス料金が値上げされま

した時点におきまして法律の改正等を行なう意思

だ、こういうふうなお答えでありましたが、確認

してよろしいか。



は絶対に許容されるものではありません。これはすみやかに改善をされなければ国民は断じて納得できないものであります。これについての大臣の所見をお聞きしたいと思うのです。

○町村国務大臣 先般も三谷議員からこのことにについてお尋ねをいたいたわけですが、この事業税というものの性格がいわゆる物税である、そういう趣旨から申しますと、確かに何らかの外形基準を用いて課税をするというのが当然のことだということは、私どもも理論的にさよう承知をいたしておるのでございますが、いま税務局長からもお答えを申し上げておりますように、事実、外形基準を用いる課税というものがたいへんむずかしく、しかも、先ほどもお話を出ましたように、実質は赤字になるというような場合になりますと、課税の実をあげるということが非常に至難であるうといふことがありますので、おそらくいまのようないへんむずかしい、しかも、先ほどもお話を出ましたように、実質は赤字になるというような場合になりますと、課税の実をあげるといふことがあります。

そこで、この問題につきましては、もしこれを外形基準に改めるということになりまするならば、単に事業税だけでなく、法人税その他全体を通じまして改善を加えていくこともあるわせてやらないと、これだけで進めるということは非常にむずかしいところがあるのでないか、いま伺いまして私はそう判断をいたしておるところでござります。

そこで、この問題につきましては、私の聞くところによりますと、税制調査会等におきましては、三谷議員が御指摘になりますようないへんむずかしいところがあるのでないか、私はさように存じておるのですが、その問題につきましては、もしこれを外形基準に改めるということになりまするならば、単に事業税だけでなく、法人税その他全体を通じまして改善を加えていくこともあるわせてやらないと、これだけで進めるということは非常にむずかしいところがあるのでないか、いま伺いまして私はそう判断をいたしておるところでござります。

そこで、この問題につきましては、私の聞くところによりますと、税制調査会等におきましては、三谷議員が御指摘になりますようないへんむずかしいところがあるのでないか、私はさように存じておるのですが、その問題につきましては、もしこれを外形基準に改めるということになりまするならば、単に事業税だけでなく、法人税その他全体を通じまして改善を加えていくこともあるわせてやらないと、これだけで進めるということは非常にむずかしいところがあるのでないか、いま伺いまして私はそう判断をいたしておるところでござります。

乱があります。たとえば赤字の場合、課税しがたいとおっしゃっておりますけれども、事業税といふものは赤字、黒字に関係なしに、事業活動そのものに課税をするのだというのが、事業税がつくられました、この租税上の解釈になつておるわけ

なんです。ですから、赤字も黒字もない。要するに事業活動をやって、地方自治体の行政上の施策によりまして援助を受けておる、それに対して一定の部分の負担をするというのが事業税のたまえです。

それから法人税、所得税と同時にやるとおっしゃいましたけれども、法人税などはこれは所得課税が明確になっておるわけです。所得に対して課税をする。これが法人税や所得税のたてまえで

す。事業税というのはそうではない。事業活動に課税をする。これがこの税が創設されました根拠になつておるわけです。これは法人税なんかとは

すりかえられたような感じがしまして、これでは私は納得ができません。

もう一つは、税制調査会で検討するとおっしゃつておりますが、税制調査会におきましてどの

ような検討がなされておるか知りませんけれども、一向に具體化していない。これは収入金課税をとりますならばむずかしいことではないので

す。収入金といふものは現行の所得課税の中においておりましたが、税制調査会におきましては、も法人税割の均等割だけ、これは千円と四千円、わずか五千円にしかすぎない。国税もただ。こん

なことを、いま金で苦しんでおります國民が黙つて見るのがせる問題ではない。この改善処置をす

べくも、やる気があるかないかということなんだ。やる気があればできる。さつき赤字がどうとかこう

とか言つておりますけれども、収入金課税にすれば赤字も黒字もありはせぬ、収入金が対象になれるわけだから、だから道は幾らでもある。しかし

やううとしないというだけだ。しかも、いまも、これがやられておるわけなんです。これがなぜで

きないのか、私はきわめて不審に考えておるわけなんです。

○三谷委員 大臣のお答えの中にはたいへんな混亂があります。たとえば赤字の場合、課税しがたいとおっしゃっておりますけれども、事業税といふものは赤字、黒字が、企業でございますから年によって変動するわけでございます。その場合に実質上の税負担のあり方が可能であるかどうか、こういった問題もございますし、それから収入税を採用いたしました場合におきましては、関係府県間における分割の問題もあります。

それから独創的な調査機能の整備の問題もあります。ですから、赤字も黒字もない。要するに事業活動をやって、地方自治体の行政上の施策によりまして援助を受けておる、それに対して一

は、関係府県間における分割の問題もあります。

それから外形基準といふものに課税の対象を事業税の課税対象に加えるというお考案でありますならば、この地方税法の七十二条の十九によります課税標準の特例が実際に地方団体において

できるような手続上の処置をきめてもらいたい。これがきまらなければ手がつけられない。

そうでなければ収入金課税を行なつて、そして赤字であろうと黒字であろうと、それは地方自治体の行政上の恩恵を受ける分については応分の負担をするという処置をすみやかにとつてもらいたい。

そうして、このよくな四百億の、たとえば石川島播磨重工なんというものは日本の最大の造船会社です。三万五千人の労働者を使っておるとい

うじゃないですか。それが事業税がただ、住民税も法人税割の均等割だけ、これは千円と四千円、わずか五千円にしかすぎない。国税もただ。こん

なことを、いま金で苦しんでおります國民が黙つて見のがせる問題ではない。この改善処置をす

べくも、やる気があるかないかということなんだ。やる気があればできる。さつき赤字がどうとかこう

とか言つておりますけれども、収入金課税にすれば赤字も黒字もありはせぬ、収入金が対象になれるわけだから、だから道は幾らでもある。しかし

やううとしないというだけだ。しかも、いまも、これがやられておるわけなんです。これがなぜで

きないのか、私はきわめて不審に考えておるわけだ。

○首藤政府委員 事業税が物税でありますという本質からは、論理的には先生のおっしゃるとおりの事柄であると私も考えておる次第でございま

す。ただ、これが実際問題としてなかなか実現が

されておる。これは課税標準の特例としまして規定されております。これは府県が独自に資本金額や売り上げ金額や家屋等の床面積、地積または価

格、従業員数等を課税標準とする道が開かれておるわけなんです。しかしこれが採用されませんの

は、関係府県間における分割の問題もあります。

ためには手続的な面の規定の整備がどうしても必要になってきておる。もしも外形基準といふものを事業税の課税対象に加えるというお考案でありますならば、この地方税法の七十二条の十九によります課税標準の特例が実際に地方団体において

できるような手続上の処置をきめてもらいたい。

これがきまらなければ手がつけられない。

そうでなければ収入金課税を行なつて、そして赤字であろうと黒字であろうと、それは地方自治

体の行政上の恩恵を受ける分については応分の負担をするという処置をすみやかにとつてもらいたい。

そうして、このよくな四百億の、たとえば石川島播磨重工なんというものは日本の最大の造船会社です。三万五千人の労働者を使っておるとい

うじゃないですか。それが事業税がただ、住民税も法人税割の均等割だけ、これは千円と四千円、

わずか五千円にしかすぎない。国税もただ。こん

なことを、いま金で苦しんでおります國民が黙つて見のがせる問題ではない。この改善処置をす

だから中小零細企業に対する対応は、そういうような軽課措置をとっていく。これは容易にできるわけだ。だから、収入金課税というものが基礎の脆弱な中小企業にとっては過酷であるというような議論は全く当たらない。根拠がない。そういう議論はもうやめてもらいたい。

そこで問題は、いろいろおっしゃっておりますけれども、何が困難なのか。収入金課税はすでにとられている。実施されているわけなんです。それがどうして採用できないのか。どのような議論がなされて、どのような困難性というものが議論の焦点になっているのか、お尋ねしたい。

○首藤政府委員 経営基盤が脆弱な個人企業に及ぼす影響云々の問題は、この前も申し上げましたように、税調で検討をしていただきました数々の議論の中から、昭和四十六年八月の長期税制答申でも税調がそのような指摘をしておられるわけでございまして、内容は、特に中小企業等の場合、赤字の年度にそういった収入金課税といったようなものを支払うといったようなことは実質上非常に困難な問題がある。こういったようなことの御指摘を含む問題かと考えておるわけでございます。

それから収入金課税をとりました場合にどうかという間に、それぞれの企業によりまして収入金に対する収益率のあり方とかいつたような問題もそれぞれ違うわけでございまして、画一的なものとして基準を設定するということが非常にむずかしい、こういう問題があるわけでございます。その実態上の問題が非常に困難だという点がございまして、なかなか具体的なやり方をきめ得ないで経割法人の問題そのほかござりますけれども、その過しておる、こういう次第でござります。

○三谷委員 税調、税調とおっしゃいますが、税調というのは何ですか。これは諸問機関なんですよ

うが。行政の責任は政府が持つのでしょうか。あなた方は何か調子の悪い問題が出てくるとそういうふうな諮問機関の名前を出して、それをイチジクの葉にするという態度がいつでも見られるわけだ。要するに、これは政府としてやるべきかやるべきことなんかという明確な判断を持つかどうかということなんだ。それをいまだに持とうとしている。確かに収入金課税というものが所得率との関係におきまして若干の矛盾があることは明白なことです。矛盾のないものなんか存在しないのです。その矛盾をどこまで整理していくかということがあなたの方の仕事なんだ。むずかしい、むずかしいということだけでいきますなら、所得課税自体が大体むずかしいんだ。所得隠しなんといふものは平然と行なわれている。それに対して一定の税を課して、実態としてはきわめて不合理でござりますけれども、それが通用しているわけだ。収入金課税というものは決してむずかしいものでも何でもない。たとえばガス会社と電気会社と、当然収入金と所得の率というものは差があるにきまっている。あなた方、やってるじゃないか。だから、それは各産業によりまして人件費の占める割合などが原料の占める割合とか、いろいろの差がある。これはわかっている。わかつているけれども、その面を考慮しながら調整措置をとつて収入金課税というものを実施すれば、こういふ何百億という大会社が税金を払わない。十億以上の大企業が二二%も税金を払っていない、そんな不合理なことは認められる筋のものじやない情だ。国民の要求でもある。お答えいただきたい。

○首藤政府委員 実施ができないのは、大企業の減税を認めて、こうという立場に立っているからできぬわけだ。こういう不合理といふものは一日もゆるがせにできないのだという観点に立ちますならば解決ができる問題だ。しかも、これを解決しませんと、たとえば自治体が超過税率を採用しても、どんなに超過税率を上げましてもこの企業は税金を払わぬわけだ。不公正さがますます広がる一方になつてくる、こういう問題になつております。

しかも重要なことは、この非課税企業の多くは、この前申し上げましたけれども、典型的な公害工場だということ。ですから地方自治体に多額の公害対策費を余分に負担しておる企業が多いということです。大阪で見ましても、四十八年度の公害対策予算というものは三百四十四億円なんですが、膨大なものですね。ところが、大阪の窒素酸化物の排出量の六五%は十四の企業、工場から出ている。そのうち六社までが事業税も払っていない。住民税の所得割も払っていない。負担をして審議をしていただけておるわけでございます。

○首藤政府委員 事業税の課税標準のとり方にきまして、本来的にそのような問題があるというところでわれわれも問題を認識いたしておりますので、それゆえに税調にもこの問題を持ち出しまして審議をしていただけておるわけでございます。

○町村国務大臣 三谷議員の御指摘、私も、これが物税であるという観点に立つて考えますとき

税制調査会は、もう多言を要しませんが、政府の諮問機関でございますが、学識経験者そのほか各界の代表的な方々がお集まりをいただいて、国がおります場合の税制のあり方について国民的なコンセンサスと申しますか、そういったものを得ることなんだ。それをいまだに持とうとしている。確かに収入金課税といふものが所得率との関係におきまして若干の矛盾があることは明白なことなんだ。矛盾のないものなんか存在しないのです。その矛盾をどこまで整理していくかといふことがあなたの方の仕事なんだ。むずかしい、むずかしいということだけではきわめて不合理でござりますけれども、それが通用しているわけだ。収入金課税というものは決してむずかしいものでも何でもない。たとえばガス会社と電気会社と、当然収入金と所得の率といふものは差があるにきまっている。あなた方、やってるじゃないか。だから、それは各産業によりまして人件費の占める割合などが原料の占める割合とか、いろいろの差がある。これはわかっている。わかつているけれども、その面を考慮しながら調整措置をとつて収入金課税というものを実施すれば、こういふ何百億という大会社が税金を払わない。十億以上の大企業が二二%も税金を払っていない、そんな不合理なことは認められる筋のものじやない情だ。国民の要求でもある。お答えいただきたい。

私は言うておきますけれども、税調にしましても、地方制度調査会にしてもそりですけれども、これがまるで独自の権能を持つ機関のように言われます。私は地方制度調査会の委員をしておりましてわかりましたのは、案文をつくるのも自治省である、方針を示すのも自治省である。だから調査会の小委員会に質問したつて一つも答えられない。答えるのは自治省が全部答えてる。つまり、各省のあの諮問機関といふものは、各省の方針に基づいていろいろな方針をきめている。だから、たとえば地方制度調査会とあの大蔵省の税制調査会、これはいつでも真反対の答申を出していく。昭和四十一年以後、地方交付税をめぐる大蔵省と自治省の争いの中で、自治省が出した方針をすぐ地方制度調査会が出す、大蔵省が発表している。しかし、これで大蔵省が発表する。これは全く一種の道具のようになつてしまつておる。それをあなた方はいまこの問題の口実として盛んにあげていらっしゃるけれども、これは自治省がやるという方針にして、税制調査会がすぐには発表する。これが全くあなた方はいまこの問題の口実として盛んにあげていらっしゃるけれども、これは自治省がやるという方針にして、税制調査会がすぐには発表する。これが全くあなた方はいまこの問題の口実として盛んにあげていらっしゃるけれども、これは自治省がやるといふことには悪いくらいの問題だ。それはしかしながらねところに来ている。大臣、どうですか。大臣のお答えはいつでも不得要領で困るのです。いいことはいい、悪いことは悪い、少し信念を持つたお答えをいただきたいと思うのです。

○町村国務大臣 三谷議員の御指摘、私も、これが物税であるという観点に立つて考えますとき

には、確かにござるものも御指摘だ。こう思うのでございます。ただ、先ほど申し上げたことを繰り返すようなことになるのでありますけれども、企業が税を払うという場合には、企業自体が赤字でございます。ただ、先ほど申し上げたことを繰り返しておるというようなときには、実質的には税を払うということはきわめて至難なことになるといふように私は考えられるわけでございます。おそらく、現在の事業税というものが、本来ならば収入金額課税方式をとるべきものが所得金額課税方式になつておるというのも、やはりそういう実態によるものであろう、こう私どもは見ておる次第でございます。

先ほど来、税制調査会というものがこういつた問題に対して取り組み方が非常に弱い、これはやはり役所の態度いかんだという御指摘でございました。私は、税制調査会のことはあまり詳しくは存じませんけれども、いま御指摘になりましたような観点というのはきわめてごもつともな一面があるというふうに私も感ずるわけでございまして、今後税制調査会に対しましては自治省のそういう考え方というものを十分反映させまして、なおひとつ積極的に、真剣にこれらの問題の審議をわざわざすることにいたしていきたい、こう存じております。

○三谷委員 いまおっしゃいました中で、赤字の問題は理由になりません。これは事業税が事業という収益活動を行なつておる事実に着目したものであつて、赤、黒というものは、内部のいろいろな経営上の問題、これとは別個のものだというたまえになっておるわけでありますから、そのことはあまりおっしゃらぬほうがいいでしよう。事業をやればこれだけかかる、そのため事業税は損金算入ができるのだ、損金として扱つていく、こういうたてまえになつておる。いまの状態で所得課税をしながら損金扱いにするのは一体どういうことなんですか。その根拠はどこにあるわけですか。

○首藤政府委員 事業税の本来のたてまえが物税である、こういう考え方から、形式はやむを得ず

所得課税方式をとつておりますが、本來の性質に照らして損金算入をする。こういう考え方を貫いておるわけでございます。

○三谷委員 そうすると、損金算入という面においておるわけございます。

ましましては物税方式を実際においてとつておる。しかし課税の方式は所得課税をやつておる。あまりこれはでたらめ過ぎはしませんか。所得課税するのであれば損金算入をする必要はない。論理が合いません。損金算入をするのであれば赤とか黒とかにかかわらず課税する。そこで損金算入というものが論理性を持つてくるわけだ。ここにも改善すべき問題がちゃんと伏在しておる。この点から見ましても、すみやかにこの事業税に対する課税方式につきましては検討をしていただきたい。大臣が先ほど答弁なさいましたから、それ以上またもとに返つてお尋ねすることは控えておきますけれども、指摘だけにとどめておきます。

事業税におきまして、三百五十万円以下の所得が税率百分の六、三百五十万円から七百万円までが税率百分の九、これは軽減税率とされておりましたが税率百分の九、これは軽減税率とされておりませんけれども、指摘だけにとどめておきます。

事業税におきまして、三百五十万円以下の所得の不公平を是正しようと公益上の処置にはかならない、そういう要素を持つている。ですから、現行法におきましては、地方自治体の超過課税は必然であります。この際、税率構造について政府の見解をお尋ねしておきたいと思う。政府の見解というのは、標準税率に示す一二%の税率が基本税率であつて、九%、六%の税率はいまして、全体の思想としては累進とは必ずしも考へていられないわけでございます。したがつて、まず比例税率が原則であり、中小所得に対する軽減をするという考え方でございます。

○三谷委員 軽減税率といふものに区分を設けておられます。そうしますと、税率構造におきまして所得区分と税率が一つのセットをなしておるものという考え方かどうか、見解をお尋ねしたい。

○山下政府委員 まさに、基本税率の一・二%に対しまして、中小所得については幾ら軽減すべきかは理解的根拠によるものでしようか。

しますときわめて小規模なものです。ですから億とか十億とか、そういう規模に応じて高額所得に対する税率の引き上げを緊急に行なうべきだと思いますが、この点はどうでしよう。

○三谷委員 累進税率を用いますものは、個人の所得税のように、その人の関係する総所得を全部総合して、人について課税する、そういう仕組みの税になじむものでございまして、法人に対する課税には累進税率はなじまないのではないかというふうに考えられます。

○三谷委員 なじまないことありません。ここにも応能原則というものを生かしますならば、大いになじみ得るものなんだ。なじまないという観念であなた方は取り扱つていらっしゃる。そうじやありません。東京、大阪など地方自治体が零細業者への事業税の減免処置を行なつて、そして高額所得者に対する税率の引き上げを実施しようとしておりますのは、地方財政の窮乏とともに、税の不公平を是正しようと公益上の処置にはかならない、そういう要素を持つている。ですから、現行法におきましては、地方自治体の超過課税は必然であります。この際、税率構造について政府の見解をお尋ねしておきたいと思う。政府の見解というのは、標準税率に示す一二%の税率が基本税率であつて、九%、六%の税率はいまして、全体の思想としては累進とは必ずしも考へていられないわけでございます。したがつて、まず比例税率が原則であり、中小所得に対する軽減をするという考え方でございます。

○伊能委員長 この際、本会議終了後再開いたします。

○伊能委員長 午後四時二十分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○三谷委員 質疑を続行いたします。三谷秀治君。

○三谷委員 先ほどのお答えにありましたが、基本税率と軽課税率が運動してセットになつて動かなければならぬという、そのことは一体何を根拠にしておつしやつておられるのでしょうか。

○山下政府委員 基本税率が一二%で、中小所得者に対する軽減を幾らにするかということを地方税法が定めたものというふうに理解をいたしておりますので、したがいまして、国会で御審議いただいて成立をいたしました法律で、軽減税率はこの程度であるべきであるという御判断が加わったものというふうに理解をいたしているわけでござります。

○三谷委員 軽課税率につきましては制限はないわけですね。基本税率につきましては制限税率が設けてある。ですから、この基本的な税率をどうするかという問題と軽課税率を幾らにするかという問題は別個の問題であつて、これがセットして運動しなくちやならぬという考え方につきましては理論的な根拠がきわめて不明確であります。またこれは了解できないことなんですが、どういうことなんですか。

○山下政府委員 基本税率一二%、それからあと所得の段階に応じまして九%、六%というふうな税率のきめ方を法律自体でいたしました以上は、その基本税率と軽課税率との関係はその比例関係でなければならぬ。超過課税をかりにやります場合においても、その比例関係をくずさないようになければならない。超過課税をすべきものだというふうに考えております。

○三谷委員 それが累進税率でありますならば運動し得るということは考えられますが、一方は累進税率じやないのです。基本税率は一二%になつておる。あとは軽課税率であつて、軽くするための税率なんですね。ですから、基本税率と

軽課税率が連動するということが納得のいかぬ話であつて、軽課税率につきましては適当な税率をきめていく、基準税率につきましては制限額があつて、制限額までの引き上げができるという考え方、これがむしろ理論的であつて、これが全くいつでも連動しているという考え方自体がたいへん、この基本税率と軽課税率という関係に立つ考え方としては了解ができない。

○山下政府委員 御指摘のように、私どもこれは累進税率とは考えておりません。まさに軽課税率だと考えますが、基本税率に對して中小所得者についてどの程度軽減すべきかということは地方税法自体できまつてあるわけでありますので、その軽減の割合といふものは絶えず基本税率との関係で考えなければならないのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○三谷委員 軽課税率といふのは、地方自治体がその地域の実情やあるいは財政等の状況に応じてきめるべきものであつて、ここで問題になるのは基本税率である。軽課税率について一定の連動装置になつておるというふうな解釈といふのは少し無理がありはしませんか。ですから、地方におきましては、事業税につきましては減免規定などを設けまして、いまの税率の範囲におきましてこれ実情に応じてきめるべきものであつて、これが全く同じ率で連動するという考え方は累進税率の考え方なんだ。ですから、累進税率でないといふことを主張しておる限りにおきましては、これが連動すること自体が理論上おかしいわけなんですね。今度は税率引き上げるという、その場合、軽課をどうするかという問題になつておきますと、これはその地方の実情に応じてきめるべきものであつて、これが全く同じ率で連動するといふ考え方は累進税率の考え方なんだ。ですから、累進税率でないといふことを主張しておる限りにおきましては、これが連動すること自体が理論上おかしいわけなんですね。そこら辺、どうなんですか。

○山下政府委員 軽減税率につきましても、地方団体の判断で税率をきめ得るといふふうな書き方を地方税法がしていれば御指摘のとおりであります。ですが、現在の地方税法におきましては、軽減税率はこうあるべきだということを地方税法自体できめておりますので、基本税率との関係も

軽課税率が連動するといふことが納得のいかぬ話であつて、軽課税率につきましては適当な税率をきめていく、基準税率につきましては制限額があつて、制限額までの引き上げができるといふ考え方、これがむしろ理論的であつて、これが全くいつでも連動しているといふ考え方自体がたいへん、この基本税率と軽課税率という関係に立つ考え方としては了解ができない。

○山下政府委員 御指摘のように、私どもこれは累進税率とは考えておりません。まさに軽課税率だと考えますが、基本税率に對して中小所得者についてどの程度軽減すべきかということは地方税法自体できまつてあるわけでありますので、その軽減の割合といふものは絶えず基本税率との関係で考えなければならないのではないかといふふうに考えておるわけでござります。

○三谷委員 まさに軽課税率といふのは、地方自治体がその地域の実情やあるいは財政等の状況に応じてきめるべきものであつて、ここで問題になるのは基本税率である。軽課税率について一定の連動装置になつておるといふふうな解釈といふのは少し無理がありはしませんか。ですから、地方におきましては、事業税につきましては減免規定などを設けまして、いまの税率の範囲におきましてこれ実情に応じてきめるべきものであつて、これが全く同じ率で連動するといふ考え方は累進税率の考え方なんだ。ですから、累進税率でないといふことを主張しておる限りにおきましては、これが全く同じ率で連動するといふふうなことを主張しておるわけなんですね。そこら辺、どうなんですか。

○山下政府委員 軽減税率につきましても、地方団体の判断で税率をきめ得るといふふうな書き方を地方税法がしていれば御指摘のとおりであります。ですが、現在の地方税法におきましては、軽減税率はこうあるべきだということを地方税法自体できめておりますので、基本税率との関係も

絶えずこの地方税法で定めた関係になければならないであります。

○三谷委員 そうしますと、いま地方自治体のとつております軽減措置ですね、低額所得者に対する減免措置といふものとの理解はどういうふうになつてくるわけですか。

○山下政府委員 現在、御指摘のことは、あるいは個人事業税の軽減のことを御指摘になつておるかも知れないと考えますが、個人事業税で主として大府県等で軽減をしておりますのは、法律に定められました税率を適用したあとで、個々に担税力がないという判断のもとに軽減をしているわけではございまして、税率そのものを変更していくわけではないといふふうに考えます。

○三谷委員 いまおっしゃつておられます問題と率の問題とは実質的には関連を持つてくるわけですね。ですから、連動しているものであつてこれを動かせないといふ観点に立ちますと、軽減措置そのものが問題になつてくる。ですから、基本税率といふものがきめられておつて、あとは軽課税率ですべておる。累進制でなければこれは連動する必要はないわけであつて、何も累進するわけではなく、軽減といふのは特別な軽減措置をとつていくという性質のものですから。ですから、基本税率と軽減税率を連動させるといふこと自体に理論上無理があるわけです。そこで、あなた方はこれは累進税率じやないといふことを主張されますたために、そこに矛盾が出てきておる。これは、一つの累進税率と見ておきますならば連動するのは当然の話なんです。そりやないとおっしゃる。そういうふうにおっしゃれば、これは連動するものじやないとおっしゃれば、これは連動するものじやない。基本税率と軽減税率なんだから。だから、これはなお今後の問題として研究されることを私は求めておきます。

次に、保険会社の収入金課税についてお尋ねします。

保険会社の収入金課税が付加保険料を課税対象とした場合にこれがついて連動するといふふうな規定は、いまの現行法によりますと九%、六%の軽減税率になつていますけれども、基本税率を動かさない場合にこれがついて連動するといふふうな規定はどこにもありはしませんよ。

○山下政府委員 基本税率を動かす、たとえば超過課税をするという場合におきまして、御指摘のようによく軽減税率をどうこうしろといふ明文の規定がないことは御指摘のとおりであります。ただ、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、地方税法で、中小所得者に對してどの程度軽減すればいいかというふうに考えておりまつた。それから運用資産収入も全く税の対象になつておらず、それが運営費としてあります。たぶんこのことは昨年指摘しましたが、今年若干の改定をされました。昨年のお答

えは、保険料の運用収入を含めた事業活動の規模をあらわすものが初年度保険料の四二%の付加保険料部分だ、こうおっしゃつておった。今回これを改定しまして、毎年度の保険料収入の一四%を付加保険料と改める、こういう処置になりましたが、この計数上の根拠をお尋ねしたいと思うのです。

○山下政府委員 昨年も御指摘がありましたようなことで、私どももその後種々検討いたしました。そこで、一つには、保険事業の活動をあらわす基準として、必ずしも初年度保険料だけではなくて、毎事業年度の保険料といふものをとることが保険事業の活動量をあらわす指標としてはより適当であろうということで、毎年度の付加保険料を課税標準とするといふふうに改めることにいたしました。そこで、そのためには過去数年間にわたって、毎事業年度の付加保険料が毎事業年度の収入保険料のどのくらいの割合になるかという実態を調査いたしました。そのほぼ平均をとりまして、保険収入に對する毎年度の付加保険料の割合を定めたわけでございます。

○三谷委員 そうしますと、従来、保険会社に対する課税の基準になつておりました付加保険料の算定方式、たとえばチルメル式積み立て法だとかあるいは純保険料式積み立て法だと、いろんなことをおっしゃつておりましたが、これは全く根拠のない、実情に合わないものであつたといふことが明らかになつたわけですか。

○山下政府委員 御指摘のように、従来、保険事業の活動は初年度において最も端的にあらわれるのであるが、初年度の付加保険料を基準とするといふ趣旨で、初年度の付加保険料を基準とすることが明瞭になつたわけですか。

○山下政府委員 御指摘のように、従来、保険事業の活動は初年度において最も端的にあらわれるのであるが、初年度の付加保険料を基準とするといふ趣旨で、初年度の付加保険料を基準とすることがあります。が、検討の結果、最近の保険事業の活動量をあらわす指標としましては必ずしも初年度保険料である必要はなく、毎事業年度の保険料収入とが明瞭になつたわけですか。

○山下政府委員 御指摘のように、従来の初年度保険料を算出する場合においては、チルメル方式なりといふものが算定の基礎になつたわけですが、あります。が、検討の結果、最近の保険事業の活動量をあらわす指標としましては必ずしも初年度保険料である必要はなく、毎事業年度の保険料収入とが明瞭になつたわけですか。

○山下政府委員 これまでの初年度保険料を算出する場合においては、チルメル方式なりといふものが算定の基礎になつたわけですが、あります。が、検討の結果、最近の保険事業の活動量をあらわす指標としましては必ずしも初年度保険料である必要はなく、毎事業年度の保険料収入とが明瞭になつたわけですか。

る際の基礎でございましたセルメール方式等を用いないということにしたわけでございます。

収はどれくらいになりますか。およそどの程度の増加になりますか。

○山下政府委員 軽課措置は講じますが、最終的には現在の生命保険に対する課税の約三倍くらいの課税になるであらうと思います。  
従来までの課税の問題でございますが、これは減な課税がなされておつたということになつてくるわけありますけれども、この点はどういうところになるんでしょうか。

年度によつていろいろでございまして、しかつ最近におきましては、所得課税をした場合を仮定いたしましたものと比較いたしましてやや低くなつたことは事実でございます。そういうことみて考慮いたしまして、今回是正をしたわけでござります。

○三谷委員 この付加保険料の出し方の問題でありますけれども、これが実にあいまいなものであります。チルメールと純保険料方式では、全然これは計算が違っている。その中間とかいって四二%にしては、必ずなんです。これも見込みにすぎない。なぜなら、もっと正確に捕捉できる課税方式をおとりになります。保険会社の収入の内容には二通りあります。一つは収入保険料と支払い保険金の差額が出ておる。二つは運用資産収入であります。ところが今までにおきましては、保険料金から生じる利益だけが課税対象となつておつて、運用資産から生じる利益は非課税となつておる。これはなぜでしよう。

○山下政府委員 御承知のように、生命保険事業に対します課税標準は、収入保険料を課税標準としております。そのため、付加保険料と一緒にして、初年度の付加保険料にするか毎事業年度の付加保険料にするか、それは問題があるところでございましたので、今回、初年度保険料収入を毎事業

業年度の保険料収入に改めたわけでございます。  
しかし、その基礎になっておりますものは収入保  
険料でございます。

そこで、保険事業に対する課税標準としては収入保険料を使うということに制度をつくりました以上、その入ってまへりまして収入保険料を

う運用するかという点についてさらに課税の要素に加えるなどは適当でないであろう。入つてまいりました収入保険料を保険会社が運用いたしますのは、これを適正に運用して、もしそれが利益を生んだ場合には社員配当準備金として、将来の保険金の支払いに充てるという仕組みになつております生命保険会社の、相互保険会社の特

殊な仕組みを考慮いたしまして、運用によつて得ました利益はそのように使われるわけでございませんので、まず保険事業に対する課税としては、最初に入つてまいります収入保険料を課税標準にしたい。附加保険料としてその何%を実際の課税標準にするか、これはまた別の問題でござります

が、基礎になります考え方としては、収入保険料を基礎にするという考え方をとりました以上は、あとの運用による所得というものを加えることは適当でないという判断でございます。

○三谷委員 収入金課税におきましても、副業的な収入に対しても分離して所得課税をするということが行なわれております。それから一般中小企業の税にしましても、たとえば鉄鋼業なら鉄鋼業をして、そこで入ってくる所得に対して課税をする。その所得を銀行に入れまして、そこで利子が生まれますと利子に対して課税をする、こういう处置が全部とられている。しかるに、保険事業だけは膨大な運用資産収入が無税にされる。このこと自体が、この税の取り扱いがきわめて不合理である、不公正である、そのことを示している。これは直してもらう必要がある。

しかも、収入保険料と支払い保険金を比べてみますと実に格段の差がありますね。四十七年度で見ますと、収入保険料は二兆四千二百八十六億なんですが、ところが支払い保険金は四千六百五十九

億円。支払い金はごくわずかにすぎない。」これは毎年度においてそういう状況になつてゐる。四年、四十四年、四十五年、四十六年、四十七

年、ずっと見ますと、大体収入保険料に対して支払い保険金が六分の一ぐらいなんですね。収入保険料が六倍以上入ってくる。ですから支払い保険

金なんものは数のうちに入らない、そういう状態になつてゐる。それに対する付加保険料の算定のしかた自体に問題がある。三倍になつたとしてもなおこれはたいへん安い税率になつてゐる。その上に、いま申しましたように収入保険料を他のほうに運用して運用資産収入が生まれました場合には、それは税の対象にしない。これでは

あまりにも他の納税者と比較しまして不公平に過ぎやしませんか。たとえば、私どもが月給をもらっている。これは主たる収入でありますけれども、しかしそれを運用しまして何かの所得を生み出しますと、これは新しくかかるてくるわけなんでしょう。課税の対象になるわけなんだ。保険会

○山下政府委員 所得を課税標準にして課税します場合には御指摘のようなことになると思うのですが、保険事業が外形課税をしておる。何を基準にして課税するかということをきめます場合に、収入保険料を課税標準にするということをきめたわけであります。そこで、幾らの割合にするかは別問題としまして、収入保険料を課税標準にいたします以上は、あとでそれがどのような所得を生むかということは、一応理論的には切り離して考えるべきではないであらうかという基本的な考え方方に立っております。

そこで、他の所得課税のものについて、一回入った所得が運用されてさらに所得を生むという場合には課税しているではないかという御指摘でございますが、それはまさに御指摘のとおりでございますが、なぜそうなるかといえば、それは所得課税であるからそのようになつておるというわけでございます。もちろん、御指摘がありましたよ

うに、外形課税をとつております電気、ガスの事業について所得課税をしている面がござります。これは本来の電気、ガス事業と離れまして、たゞ

えはガス会社の場合であればコレクタの製造をや  
るとか、あるいは電気会社の場合で一部蒸気の販  
売をするとか、そういう本来の電気供給業、ガス

**○三谷委員** あなたのそのお答えは納得できません。確かに電気、ガス等におきまして附随事業の課税を分離してやっている、これはおっしゃるとおりなんです。ところで保険会社ですけれども、課税を別途やつているというわけでござります。

保険会社などというのは金融機関だという認識なんでしょうね。大蔵省の通達を見ますと、生保事業というものの実態は金融機関なんだ、こういう立場に立つ通達がたくさん出ている。ですから、銀行が国民の零細資金を吸収してそれを運用して収益をあげる、利息を支払ってなお膨大な利益が残る、

こういう制度になつてゐる。生命保険会社も国民の資金を吸収して、それを運用して収益をあげておる。これが重要な事業なんです。ですから、保険料から出でてきます利益といふものは確かにあつた。これは出るようになつてゐる。たとえば死差益があるし、費差益があるし、それからもう一つ差益があるわけだ。生み出せるようになつてゐる。そこで大きな利益が生まれてくる。そうしてこれが銀行業並みの事業をやりまして、そこで別個の収入が入つてくる。それを、それは別問題なんだ、付加保険料を課税対象にしたものだから、そのほうの所得に対しては課税をしないのだ、こうおつしやつている。そうしますと、そのほうの所得を概算してそれを含めた課税になつておりますのか、この付加保険料課税といふのは、なつてないんでしょう。そうしますとその部分の、銀行事業によりましてあがりました収益は全部無税になつてしまふ。それは不合理であることは明白なんですね。そのところの事業の収益も含めて課税をすることが公正な、しかも中立な課税

であつて、そこだけまるで抜かしてしまった課税のしかたというものは、これは何といましても不公平のそりを免れません。

○山下政府委員 銀行業の場合にはこれは所得課税でございますので、あらゆる所得を全部総合して、最終の段階で所得を計算して課税するという仕組みになっておりますが、生命保険の場合におきましては事業税の課税の方法として、まず入ってくる収入金の段階でとらえて課税をするという仕組みをつくっておりました。そのために、あとの運用による利益は理論的に入り込む余地がないということをございますし、また実際問題といたしまして、入ってきた保険料をうまく運用してそれを保険料の引き下げに充てるということが保険会社の適正な運用にもつながっております。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

しかも、そういたしましても、御指摘のように死差益その他の剥余金が出る場合には、死生命保険の相互会社であるという特殊性から、社員配当準備金に積み立てて次期以降において社員に配当をする、契約者に配当をするという仕組みになつております。そういう点も考慮いたしまして、まず入る段階、収入金の段階で課税するといふ仕組みをとつたわけでござりますので、あとの運用益について課税するのは理論的になじまないのではないかと考えております。

○三谷委員 付加保険料に対する課税をするので、運用資産収入は課税の対象にならないといふことをおっしゃっているわけなんです。そうしますと、付加保険料に対する課税というものが、その運用資産収入をも含めた課税の内容になつてゐるのかどうか、このところが問題なんですか。

○山下政府委員 保険会社がまず保険料を収入いたしまして、それを一部、事務費に使い、残りを運用するあるいは積み立てをするという仕組みになつておりますので、収入金の段階をとらえて課税する仕組みにはいたしておりますが、保険事業

の活動量をあらわすものとしては付加保険料の部分であるという考え方にして、付加保険料の割合を出して課税をするという仕組みにいたしております。そこで、事務費であります付加保険料を除く部分は将来の支払いのための準備金でありますし、積み立て金でありますので、それについては課税するのは適当でないというふうでいまの仕組みができるわけでござります。

○三谷委員 保険料の実態を見ますと、収入保険料と支払い保険金の差額は膨大なものなんです。事業費を加えましても、支払い保険金は収入保険料の半額にも達しません。これは保険会社の統計の中ではつきりと出てきておる。半分どころか、大体三割から四割程度しかならない。六割以上の保険料というものが収入になつてくるわけだ。そのうちから付加保険料を計算なさっておりますが、この付加保険料の計算の基礎を一ぺん御説明願いたい。

○山下政府委員 過去数年にわたりまして付加保険料の実績がどのくらいになつてあるかを調べまして、その額と収入保険料との割合を定めたものでござります。

○三谷委員 それが百分の二十四になるわけですか。

○山下政府委員 個人保険料については御指摘のとおり二四%でござります。

○三谷委員 その付加保険料の出し方自体に私は大いに疑問がある。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば、この保険各社の決算を見ますと、三十年以降五年間にわたりまして、事業費と支払い保険金で四割程度になつてゐる。六割というものが利益的な収入になつてゐる。そうしますと、その中から百分の二十四を付加保険料だという計算をして、それにだけ課税をするというその数字的な根拠がわかりません。それが百分の一・五といふ比率というのはどういうふうな扱いになつてゐるのか、このところが問題なんですか。

○山下政府委員 保険会社がまず保険料を収入いたしまして、それを一部、事務費に使い、残りを運用するあるいは積み立てをするという仕組みになつておりますので、収入金の段階をとらえて課税する仕組みにはいたしておりますが、保険事業の運営による利益は理論的に入り込む余地がないということをおっしゃっているわけなんです。そうしますと、付加保険料に対する課税といふものが、その運用資産収入をも含めた課税の内容になつてゐるのかどうか、このところが問題なんですか。

○山下政府委員 保険会社がまず保険料を収入いたしまして、それを一部、事務費に使い、残りを運用するあるいは積み立てをするという仕組みになつておりますので、収入金の段階をとらえて課税する仕組みにはいたしておりますが、保険事業

の活動量をあらわすものとしては付加保険料の部分であるという考え方にして、付加保険料の割合を出して課税をするという仕組みにいたしていります。そこで、事務費であります付加保険料を除く部分は将来の支払いのための準備金でありますし、積み立て金でありますので、それについては課税するのは適当でないというふうでいまの仕組みができるわけでござります。そこで、事務費であります付加保険料を除く部分は将来の支払いのための準備金でありますし、積み立て金でありますので、それについては課税するのは適当でないというふうでいまの仕組みができるわけでござります。

○山下政府委員 保険会社が保険事業を営みます場合において、いろいろ支所、出張所等を設けて保険契約を求めるために活動いたします。そういう事務費的な部分が付加保険料でございまして、この部分が生命保険会社の事業活動をとらえるに一番適当な外的な基準であるという判断で、収入保険料に対する付加保険料の割合、すなわち付加保険料を外形課税にするというふうに考えたわけですが、この付加保険料の計算の基礎を一ぺん御説明願いたい。

○山下政府委員 過去数年にわたりまして付加保険料の実績がどのくらいになつてあるかを調べまして、その額と収入保険料との割合を定めたものでござります。

○三谷委員 それが百分の二十四になるわけですか。

○山下政府委員 個人保険料については御指摘のとおり二四%でござります。

○三谷委員 それが百分の二十四になるわけですか。

○山下政府委員 その付加保険料の出し方自体に私は大いに疑問がある。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば、この保険各社の決算を見ますと、三十年以降五年間にわたりまして、事業費と支払い保険金で四割程度になつてゐる。六割というものが利益的な収入になつてゐる。そうしますと、その中から百分の二十四を付加保険料だという計算をして、それにだけ課税をするというふうな扱いになつてゐる。これは一体どうなつてくるのですか。

つまり、保険金として支払う以外の保険料収入、それから事業費として支出する以外の収入保険料、これが六割を占めている。これが税の対象にならぬといふのはどういうわけなんですか。

○山下政府委員 たびたび申し上げますように、収入保険料を課税標準にするということをまずきめまして、収入保険料の中で将来の保険金配当のための積み立てに充てるような部分、これは生命保険事業の本来的な資産運用の面でござりますの

で、課税をいたしますものは、収入保険料の中から実際の事業費活動に充てられる部分、すなわち付加保険料部分、これを課税標準にするのが適当であろうということで、付加保険料を課税標準にしたものです。

○三谷委員 将来の配当等に充てられるとおっしゃつておられますけれども、その配当に充てます、それでありますけれども、それは税の問題と確な、実態に即したものにしてもらわぬと話になります。そして付加保険料こそが妥当だ、こうおつしやつておる。それなら付加保険料というものは正確な、実態に即したものにしてもらわぬと話になります。そこで、事務費であります付加保険料を除く部分は将来の支払いのための準備金でありますし、積み立て金でありますので、それについては課税するのは適當でないというふうでいまの仕組みができるわけでございました。

○山下政府委員 保険会社が保険事業を営みます場合において、いろいろ支所、出張所等を設けて保険契約を求めるために活動いたします。そういう事務費的な部分が付加保険料でございまして、この部分が生命保険会社の事業活動をとらえるに一番適当な外的な基準であるという判断で、収入保険料に対する付加保険料の割合、すなわち付加保険料を外形課税にするというふうに考えたわけですが、この付加保険料の計算の基礎を一ぺん御説明願いたい。

○山下政府委員 過去数年にわたりまして付加保険料の実績がどのくらいになつてあるかを調べまして、その額と収入保険料との割合を定めたものでござります。

○三谷委員 それが百分の二十四になるわけですか。

○山下政府委員 個人保険料については御指摘のとおり二四%でござります。

○三谷委員 それが百分の二十四になるわけですか。

○山下政府委員 その付加保険料の出し方自体に私は大いに疑問がある。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば、この保険各社の決算を見ますと、三十年以降五年間にわたりまして、事業費と支払い保険金で四割程度になつてゐる。六割というものが利益的な収入になつてゐる。そうしますと、その中から百分の二十四を付加保険料だという計算をして、それにだけ課税をするというふうな扱いになつてゐる。これは一体どうなつてくるのですか。

つまり、保険金として支払う以外の保険料収入、それから事業費として支出する以外の収入保険料、これが六割を占めている。これが税の対象にならぬといふのはどういうわけなんですか。

○山下政府委員 たびたび申し上げますように、収入保険料を課税標準にするということをまずきめまして、収入保険料の中で将来の保険金配当のための積み立てに充てるような部分、これは生命保険事業の本来的な資産運用の面でござりますの

う。  
しゃいますのは、付加保険料を課税対象としてきめたんだからあとはどうぞこうやとおっしゃつて  
いる。それなら付加保険料じやなしに、もう少し  
実情に合った課税方式を考えればよろしいでしょ

○山下政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、かりに所得課税でございますと、収入した金額から支出しました金額を差し引いた所得に対する課税するという仕組みでございますので、一回入ってきた収入が何回転かして幾らかのさらに入れた多くの資産を生む場合には当然収入として算入し、そのために必要であった支出を差し引きまして所得を計算いたします。したがいまして所得課税ならまさに不動産貸し付け等についても課税されることがあります。そういう課税のしかたもあるうかと思ひます。

しかし、生命保険は所得課税の方法をとらないで、外形課税をしようということに割り切つたところで申しますか、そういうふうにきめたわけでござりますので、何を外形課税の基準にするかという点とを全く白紙で、角度を変えて考えてみた場合におきまして、収入保険料が課税標準としてふさわしい。しかもその中で実際に保険事業の活動に充てられる部分を課税標準にすべきであるということことで、収入保険金の一一定割合、これを外形課税の基準にしたということをございますので、そこで所得課税との違いが出てくるのはやむを得ないのではないかと思ひます。

○三谷委員 そうしますと、一体この税額はどうなるかという問題ですね。これを論議しますとなまりますと具体的な数字で見なくちゃいけませんけれども、約三倍になるという考え方ですか、その三倍になつた場合に、所得課税との權衡はどうなつてきますか。

○山下政府委員 最近、四十四年度から四十八年度までの五カ年間に当ではめまして、従来のやり方と今回の改正のやり方、それぞれ試算をいたしましてその平均で考えてみますと、所得課税を1倍の場合と今回の改正後の付加保険料を基準にする

○外形課税をした場合とでは、ほぼ同額ということになるうかと思します。

○三谷委員 それはどういう計算によるものですか。たとえば四十八年度の保険二十社の税金といふものは五百三十七億円になっている。保険料収入というものが二兆四千二百八十六億円になつてゐる。これがいまの税金の現状でありますけれども、これがどのように変化するわけですか。

○山下政府委員 四十四年度から四十八年度までの平均をとりまして、現行の收入金課税であります場合の税額は約二十億でございます。これを……（三谷委員 「二十億というのは一社ですか。そんなことはないでしよう」と呼ぶ）二十一社の平均でございます。それに対しまして、改正案によります收入金課税は五十九億でございます。かりにこれを所得課税をした場合——これは法人税の所得を使って計算をいたしましたが、かりに所得課税をしたらどのぐらい入るであろうかという計算をいたしますと、五年間の平均が五十五億でございます。そこで、現行法の收入金課税二十億に対して改正案の五十九億が約三倍になる。それから、この五十九億と、所得課税と仮定をした場合の五十五億と比較いたしますとやや上回る、ほぼ同額であるというふうに申し上げたわけでござります。

○三谷委員 その所得課税というものがどのような所得の計算をされておるか知りません。たとえば保険料の差益を何ほど見ているのか、あるいは資産運用収入を何ほど見ているのか、それが問題点ありますけれども、それをどのように捕捉されておりますか。

それから、この私の資料を見ますと、いま二十一社とおっしゃいましたが、この統計には琉球二十社の保険は入っておりませんので二十社でありますけれども、二十社で見まして保険料が約二兆五千億あるのです。それで保険金の支払いが四千六百五十億ほど。その差額というものが出てくるわけですね。これに対しても税が五百三十七億になつていて、これは二十社でありますから、平均しますとす

いまおっしゃいました程度の各社当たりの税になつてくる。ですから、これが五十数億になりましても、所得課税の計算でいきますとなおたいへん優遇措置になつておるということになりますが、どうでございましょうか。

○山下政府委員 所得課税をいたします基礎の所  
得は、法人税の計算によります所得を使つております。したがつて、この所得がどういう経過を経て出てきたかということは、もっぱら法人税の計算のしかたによつて算出したものでございます。

○三谷委員 これはたいへん計数が小さくなりますが、からいまここでこの議論を続けていくことはできませんが、とにかくこの保険会社の保険料と保険金の格差といふものは毎年毎年開いてきている。毎年毎年膨張してきている。膨大なものになつてきていて。ですから、そこに一つの纳税力があるということは当然であります。それからまた、保険会社がその保険料を運用しまして銀行的な行為を行なう、あるいはデベロッパー事業もやるべきことによりまして収益があがつてあるといふことは当然であります。それからまた、保険会社は兼業禁止になつておりますけれども、保険会社の専業の内容は一体何ですか。保険会社が保険料を運用しまして収益をあげることがこの事業の内容でありますならば、収益活動はすべて専業になるわけですから、兼業禁止の趣旨はどうなつておりますか、不明になつてくるわけですけれども、お知らせいただきたい。

○浅谷説明員 生命保険会社の事業と申しますのは、先ほど来先生がおっしゃいましたように、保険料を受け取つて、それで保険金を支払う。それから剩余が出れば契約者に支払う。そして受け取つた保険料收入、それから保険金を支払い事業費をまかない、その残り、これは保険料を分解いたしますと純保険料ということになるわけでございますが、これを将来の保険金支払いのために積み立てていくわけでございます。したがいま

て、この保険金支払いのために積み立てていたものは、これは契約者のためにこれを運用していくというかたちになるわけでございます。そしてその場合に資産の運用ということになるわけですが、さうしますが、その限りにおいてその保険会社といふものは金融機関と同じような性格を持つということになるわけでございます。

○三谷委員 そうしますと、いまおっしゃいました点ですけれども、いま保険会社の保険契約準備金がすでに約七兆五千億に達しておる。それから運用資産が八兆円をこえておる。総資産が八兆一千七百億ほどになつておりますが、社内留保といふものが次々なされておる。このことはそれでいいわけでありますけれども、この保険会社の収益活動をどの程度まで禁止された兼業と見るのか。たとえば不動産会社を組織しましたり、デベロッパー分野への進出もなされておりますけれども、これは兼業禁止には触れないのかどうか、これをお尋ねしたい。

○浅谷説明員 生命保険会社がある意味では関連会社を設けまして、それがある意味では一般国民に対しまして宅地の販売または建て売り住宅をやるということになるわけでございます。そのような場合にはこれは兼業ということではないわけでございます。また、生命保険会社がその土地を買いまして、そしてそれを開発し、それを契約者または一般の国民に対しまして分譲していくというふうに認められておる、その中でこれをやつていくといふこと、これは、保険会社が資産運用として、その対象としたしまして不動産というものが法律により認められておる、その中でこれをやつしていくといふことでございますので、保険会社がみずからやりましても特に兼業禁止に違反するというふうには考えておらないのが現状でございます。

○三谷委員 要するに、兼業禁止といふのは全くの形式的な規定にすぎないものであつて、たとえば、保険会社が膨大な運用資産を持っておりましてから、これを投資して一〇〇%出資の不動産会社をつくる、これは兼業ではないということなんですね。

卷之三

それでいまの問題でありますけれども、そういう事業から出ます収益というものはどうなつてくるわけなんでしょうか。その会社があげます収益といふものは、これはまた膨大なものにのぼっておるわけですけれども、結局保険会社はその利息によって収入を得る、あるいは出資による配当によつて利益を得る、こういう關係になつてくるわけですか。

○浅谷説明員

おっしゃるとおり、その子会社といふいますか、関連会社がそういう不動産の売買、そういうものをやる場合に金を貸すわけござります。それにより利息収入といふものが保険会社の収入になつてくるということをございます。

○三谷委員

その収入が膨大なものになつている。四十八年度の生命保険会社の当期利益金といふのは四千二十八億になつておりますが、膨大な内部留保をした上のことなんですね。八十六条という特別配当資金準備金は充実したといふ。それから責任準備金の純保険料積み立てもほぼ達成したといふ。だから積み立て金はできてしまつておる。これから問題は、内部留保も節度が必要だから、増配または低料についてどう検討するかといふのが問題なんだといふことがこの専門家の指摘の中にあるわけなんですね。だから、保険会社がもう十分に配当準備金なんかできてしまつたといつておるのだ。それほどやはり利益があがつておる。それに対する課税としましては、いまおっしゃいましたものではきわめて軽微に過ぎるということを私は指摘しておるわけであります。まあしかし、これ繰り返しましても一緒になりますから、時間の関係もありまして重ねての質問はしませんが、もう一つ聞いておきたいのは、保険会社の内容に非常に問題が多い。相互会社だから社員全体会員が利益を受けるものだ、みんなが配当を受けるものだ、だから少々税が安くてもいいのか、保険会社の内容を見ますと実態はそうなつてない。たとえば、保険会社は株式会社と違ひまして株主総会がない。社員総代会でやつてお

る。その社員総代会といふのは、一体だれが社員総代になるのか。これは役員が任命している。ですから植村甲午郎氏をはじめとしまして、中央地方の財界の代表者が全部社員総代になつてゐる。だからお手盛りの総代会になる。勢い総代会も型通りになつてしまふ。役員の構成も一向に変わらない。こういう状況になつてきてる。こういふう実態に対し、もっと民主的な運営をする必要がある。実際に末端の社員が意見を述べる、意見が反映できる、そういうことにしなければ、相互会社だから特別な措置をとるという論拠がなくなつてしまふ。そのための指導はどのようになされておりますか、お尋ねしたい。

○浅谷説明員

いまおっしゃるように、相互会社におきます最高の意思決定機関である社員総代会に引き継ぎます。そのための指導はどのようになされておりますか、お尋ねしたい。

○三谷委員

いや、一般論でなしに、いま六大商社への貸し付け金が一千四十八億もある、こういふものは引き揚げるべきだ。もしも總理が言いますように、悪徳商社に対する融資の規制などをしますならば、当然こういう処置をとるべきだ。それから保険会社の出資金も膨大なものにのぼつてゐる。これらについても適正な指導をして、こういう買い占め等の行為をする業界に対しても、国民の零細な資金といふものを無差別に貸し出しをしないという処置をとる必要がありはしないか、これをお尋ねしておるわけです。

○浅谷説明員

も四十年以降議論はしてゐるわけですが、昨年の十月から保険審議会を開いたしまして、相互会社のあり方、その社員総代の選び方、それから契約者の意向をどの程度に反映するかということにつきましてこの保険審議会に意見を求めて、相互会社のあり方について改善をしていきたいというのを私どもの基本的な考え方でござります。

○三谷委員

保険会社が公益的な性格のものであるというならば、運用資金を土地投機資金や買い占め商社の資金調達に回すことを規制すべきだと思ふ。六大商社への貸し付け金が一千四十八億九千六百万円にのぼつてゐる。これが貰い占め資金になつたわけなんだ。それから六大商社の持株だけが四百六億に達している。ですから、国民自身を苦しめる処置になつてきている。これを放置しておつたのではないかと思う。ですから、悪徳商社に対する資金の制約を総理は言つておる。保険会社の出資や貸し付けについてはどういう処置をとるのか、どういう指導をされておるのか、これ

を聞いておきたい。

○浅谷説明員

保険会社の資産運用につきましては、最近におきます一般の金融機関と同じように、選別融資、または、土地またはそういうことの投機にならないようにして私ども指導しておりますし、またそういうようなことにさしていきたいというふうに考えております。

○三谷委員

これは短期融資じやありませんか。たとえば貸し出しをしました資金などが若干減少したとかいうふうな実績というのが出ているわけですか。

○浅谷説明員

これにつきましては三月末で報告をとつていただきたいというふうに、いまのところ準備を進めているところでござります。

○三谷委員

これは短期融資じやありませんか。たとえば貸し出しをしました資金などが若干減少したとかいうふうな実績というのが出ているわけですか。

○三谷委員

社、全く同じように指導しているわけでござります。

○三谷委員

指導して実績があがつております。

○三谷委員

か。たとえば貸し出しをしました資金などが若干減少したとかいうふうな実績というのが出ているわけですか。

○

○町村國務大臣 租税特別措置の問題につきましては、たびたびお答え申しておるところでございましたが、われわれいたしましては、今まで行なわれております租税特別措置は、それはそれなりに一応理由があるということをそういう仕組みができる上がつておるわけでございますけれども、今日の社会情勢の変動といふようなことに顧みまして、今日の場合、そういうものの存続が適当でないというものにつきましては、極力これを整理するということで進んでまいりたい、こう考えておる次第であります。

○三谷委員 一般的にこの租税特別措置が負担の公平を阻害して、租税の中立性をそこなうものであるといわれておりますし、次官も先般そういう発言をされました。しかし、発言はされましけども、現実的に整理されなければ意味がない。ことばでおっしゃることと実際の政策に大きな食い違いがあつたのでは納得できるものやありません。今後、租税特別措置につきまして、特に地方税というものがそういう国の政策方向に従属をして税の減免をするというようなことはおかしいことなんですよ。これがなくなりますと、よほど地方税収というものに変化が生じてくるわけでありますから、優遇的な課税の乱用というものはすみやかに打ち切つていただきたいと思うのです。そこで、一般論をおっしゃらずに、実際におやりになるおつりがあるかどうか。たとえばどの分から手をつけられるか。少し具体的な答えを聞かしていただきたいと思うのです。

○首藤政府委員 租税特別措置のできるだけの縮減、廢止を地方税においては努力をすべきであると考えておりますことは毎々申し上げておるとおりでございまして、先ほど御指摘がございましたように、ことしの税制改正では、発電所にかかる課税標準の特例措置、それから重要産業用の合理化機械にかかるもの、こういったものを廢止をいたしたのは先ほど御指摘をいただきましたとおりでございます。今後とも、たとえば電気税におきます非課税措置の品目の整理縮小、こうい

った点を重点にいたしまして、なおその他各種の特例措置におきましても、すでにその効果を了しましたが、われわれいたしましては、今まで行なわれております租税特別措置は、それはそれなりに一応理由があるということをそういう仕組みができる上がつておるわけでございますけれども、今日の社会情勢の変動といふようなことに顧みまして、今日の場合、そういうものの存続が適当でないといふものにつきましては、極力これを整理するということで進んでまいりたい、こう考えておる次第であります。

○伊能委員長 小濱新次君。

○小濱委員 委員長、理事会の申し合わせ事項がけざざいました。大体六時ごろをめどにという

ことで、私が一番最後だったのですからだいぶ要請をされておったわけですが、こういう時間になつてしまいましてので、つとめて私も努力いたしましたので、守るようにいたしますが、どうかひとつ理事会の申し合わせ事項をお互いに守るように御努力をお願いしたい。このことを望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○伊能委員長 承知しました。

つて、所得に対し税率区分というものを、調整といいますか、刻みといいますか、こまかくするということが一つの方式であろう。あるいはまた累進度も高めるべきではないのか、そういうときが来ているように私は特に感じたわけでございまして、その点の御見解を承りたい、こう思いました。

○首謀政府委員 御指摘のよう、住民税における税率の累進度は現在の程度でいいのか、もつと累進度を高めていくのか、こういう点については種々議論があろうと存じております。ただ、一般的には、国の所得税におきましては最高税率七五%というように非常に急な累進率をもちまして、いわゆる所得の再配分、こういったことを重点に行なつておるわけでございますが、地方税の場合はそれに比べますと、所得再配分機能と申しますものはあまり国税ほどは大きくございませんから、わりに段階が少なくてフラットなかつこうの税率で構成をされておる、こういうことであらうと考えておる次第でございます。

村民税と道府県民税と、両方の税率を合計して、足し合わせましたかつこうでの累進段階税率、こういうものが一応想定をされまして、それで得ました住民税を市町村と府県にどういうかつこうで分けるか。その分ける際にはいろいろな事務的な操作やそれから性格の問題等もございまして、府県の場合はわりに単純なフラットな段階でいいのではないか、こういうような議論がされてただいまの税率ができる上がっておるものと私ども感じておる次第でございます。

御指摘のように、所得も非常に変わっておりま  
すし、この税率のあり方等についてはいろいろ御  
議論もあるわけでござりますから、今後ともこの  
あり方については検討を続けていかなければなら  
ぬと考えておるわけでございますが、機会のある  
たびに税率については再検討を加えてまいりた  
い、こう考えておる次第でございます。

うかななどいろいろなふうにも考へるわけですが、そういう立場からでは、検討というお答えですけれども、やはり調整あるいは刻みというものがこまかく、その八割の頭打ちというのによくわかりますが、それはそれなりに、何か方策を示していくべきではないかなというふうに、またこの累進度についてもそうですが、やはり何らかの答の中、そういういた方向に進んでいるという姿がほしいのではないかとも私どもは考へているわけです。が、検討ということはわかりましたけれども、もう少し具体的に御意見を聞かしていただきたいと思います。

○首藤政府委員 税率の問題につきましても検討すべきであると考えておるわけでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、たゞいまの住民税のあり方といたしましては、何よりも課税最低限をある程度引き上げて減税をしていく、こういうことが一番緊急な段階か、このようを考えまして、本年度の措置によって御案内のように千七百七十三億という額を減額することにいたしましたわけでございます。なお明年度は、ことしの国の所得税の給与所得控除の引き上げ等に伴いまして、かなり多額の課税最低限の引き上げといふものが当然招来をするかつこうになつてくると思ひますので、それに伴います減収額もかなりの金額にならうかと思うわけでございます。

一方、税率を調整いたしますと、どういうかつこうに調整するかによつていろいろ問題が出てくるかと思いますが、税率の調整によって増税・減税、それぞれのケースが出てくるわけでございまして、この扱いの方次第ではかなりの金額の増減ということも考へられるわけでございます。いま申し上げましたように課税最低限のある程度の引き上げ、これに伴います減収額、これがある程度行なわれた段階、そういう段階が税率を扱うのには一番適当な時期ではなかろうか、かように考へておる次第でございます。

○小濱委員 過去の経緯は私ども少し調べてみました。それから現在の課税の仕組みも、これも

一応調べてみました。しかし不公平、矛盾、そういう点がどうもあるよう私は感じられてならないわけですね。そういう点から、これは長い御経験をお持ちになつておられる自治大臣の御所見を承り、これからの方針づけというものを示してもらいたいなという気持ちで御質問したわけでございますが、最後にひとつ自治大臣から御所見を聞かしていただきたいと思います。

○町村国務大臣 先ほども申し上げたのであります  
が、いまの道府県民税が二段階にきまつたのが昭和三十七年で、自來、御指摘にもございましたように、国民所得の状態といふものも著しく変化をいたしておるわけでございまして、したがつて、はたしていまのこういった仕組みでよろしいのかどうか、確かに私は問題がある、かよう考えておるのでござります。

ただ、先ほども税務局長からお答えを申し上げましたように、当面やはり税としては課税最低限が問題である。ことに物価の非常な値上がりの状況でございますので、やはりそういったことともからみ合わせまして考えるときには、課税最低限の引き上げをするということが当面最大の課題でございまして、このことは相当の成果をあげておるのでございますけれども、課税最低限の上げ方がなかなかお不十分だという御指摘が一方にあるわけでござります。そういったような事情も勘案をいたしながら、今後住民税の問題にはさらに真剣に取り組んでまいらなければならぬと思うのでござりますして、いまも申し上げましたが、やはりこの所得税なり都道府県民税、さらに市町村民税といふものがからみ合つてこういった制度になつておりますので、道府県民税だけを取り上げて、そしてこの税率を引き離して上げていく、あるいは刻みをすべきものだ、こう存するのでございまして、ただ口先だけで検討するところでなく、税務当局といたしましてはこの問題はかなり真剣に考えて

○小濱委員 経験豊富な立場からぜひ御検討をお願いをしたいと思います。  
ささらに、市町村民税の所得割の税率についてお尋ねをしていただきたい、こう思います。  
この税率については、四十八年度は一部改正をされました。そのことは承知をいたしておりますが、今回は改正されていないわけあります。住民税の各種控除を引き上げて、課税最低限を現行の八十六万円から百一円に引き上げることにしているわけでございますが、所得税については各種控除の引き上げとともに、累進構造を緩和するため税率の適用所得階級区分の改正を行なつたがるわけですが、住民税についても税率の見直しを引き続いだ行なうべきではないのか。住民税の問題、私どもはこういろいろに考えるわけでございます。税制調査会の答申も拝見いたしましたが、所得割の税率については検討する必要があることをいわれているようございます。自治省としてどうのうに検討するお考えなのか、お答えをいただきたい、こう思います。

に考えておる次第でございます。

○小瀬委員 いただきました資料の中から、これも三十七年に創設されて以来、四十八年度に一部改正が行なわれるまで何ら変化がなく来たわけでございますが、この資料によりますと、市町村民税の最高税率、この五千万円をこえる金額は一四%となつておるわけでございます。この五千万円以上という、この額に該当する人は、三十七年のその当時何人なのか、あるいは所得額はおわかり

なのかどうか。あるいはまた最近の四十七年あるいは四十八年、また四十九年の推定などもおわかりならばお示しをいただきたい、こう思います。

○首藤政府委員 納稅義務者数のうち五千万円をこえます收入のある者の数でございますが、たとえば昭和四十一年ころでございますと百五十四人でございます。それから四十八年では八百二十二人、こう考えております。この八百二十二人に対応いたします税額が、四十八年では約八十一億見当か、このように考えております。

○小瀬委員 私の調べた資料とはだいぶ開きがあるようでござりますが、その所得額について一度お答えをいただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました八十一億、これは所得割の税額でございますが、四十八年では税額としてそのような見込みに相なつております。——失礼申し上げました。八十一億と申しましたのは五千万をこえる金額の分でござりますから、根っこからの算定はちよつといまわかりかねますが、あるいはそれで違つておるのかもしれません。

○小瀬委員 私のほうも全部差し引いてこの課税標準額を、数字を出してみてあるわけです。大きな違いがあるので、間違ひがなければ私のほうの資料が間違ひということになるか知りませんが、もう一度ひとつ御検討いただきたいと思ひます。府県税課長さんどうですか、お調べ願いたいと思います。

それはまたあとでお示しをいただきたいと思ひますが、私のほうでは、累進といいましてもこれ

は無限に上に行くんじゃないわけですね。先ほど話がありましたように頭打ちというものがあるわけですから。しかしまた、人間の働く意欲というものを失つてもならないというふうにも考えておられます。そういう税制ではこれは好ましくないことは当然でございますが、この十一年間、過去を

振り返つてみて、経済成長政策のままつただ中十数年間五千万円以上という区分ははたして妥当なのかどうか。そういう点非常に私ども資料を拝見いたしましてまた時間を持たざるを得なかつたわけでございます。したがつて、低所得者層の税率を緩和をするということ、これは当然のことだと思いますが、高額所得者に対しては刻みをふやすとかあるのはまだ累進度を高めていくとか考えるべきであると、どうしても私どもはそういうふうに考えざるを得ないわけでございますが、この点についても自治省の見解、さらにはまた大臣からも御所見を承りたい、こういうふうに思いますが、

○首藤政府委員 地方税の累進税率でございますが、一番上のところが市町村民税と県民税と合わせて一八%というものは御指摘のとおりでございます。——失礼申し上げました。八十一億と申しましては、御指摘のように非常議論のあるところでござります。現在の住民税のあり方が、一方所得税で非常に急な傾斜、所得再配分を考えました税率の刻みになつておりますのものですから、それに対応いたしましたものとしてこのような税率が最高で設定をされます。所得税の最高税率が七五でございますから、これを足しますと九三になつて、結局八〇で押えてしまつります。——失礼申し上げました。八十一億と申しましては、御指摘のように非

常に議論のあるところでござります。現在の住民税のあり方が、一方所得税で非常に急な傾斜、所得再配分を考えました税率の刻みになつておりますのもので、それを加えますと七百五十六億という課税標準額に相なります。これに税率を乗じまして、また税額控除そのほかの計算をやりまして、また申し上げました八十一億と申しますのは、所得割の税額として徴収した額、こういうことに相なるわけでございます。

○小瀬委員 所得割の税額ですね。そうしますと、本年度は大体何人くらいに推定されますか、八百二十二名に対するものは、ちょっとむづかしいですか。その辺が問題になるわけですよ。もう十数年たつて、五千万円以上というものは昨年度では八百二十二名になつて、七百六十一億にその総額はなつて、五千万円の人も一四%取られるわけです。その何倍かの所得の人も一四%ということで、その辺に多少矛盾が出てくるのではないかといふ、五千万円、それ以上の人との、その開きが出てくることに矛盾を感じる人がいるわけです。そのところの調整というか刻みといふ、これからどういうお考えを持つてい

どうか、こういう点について真剣に検討してみたい、こう考えておる次第でございます。

○小瀬委員 先ほどの四十八年、八百二十二名、五千万円以上という人たちの全部の所得額はしからば幾らですか。それはおわかりになつていていますね。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のございました所得の金額でございますが、総所得金額で五千万円超という金額は七百六十一億ぐらいになる、こう考えております。

○小瀬委員 そこで、基礎控除をそこから引いて、いわゆる所得控除を引いて、その残り、そういう計算をしていきますと、ちょっと先ほどのお答えの数字が合わないよう私は聞いたわけですが、そのところ、もう一度ぐるっと説明してくださいませんか。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました総所得額、これから各種控除を引きまして課税標準額といたしますと六百六十六億ほどに相なります。これに分離課税分の課税標準が別にござりますので、これを加えますと七百五十六億という課税標準額に相なります。これに税率を乗じまして、また税額控除そのほかの計算をやりまして、先ほど申し上げました八十一億と申しますのは、所得割の税額として徴収した額、こういうことに相なるわけでございます。

○小瀬委員 所得割の税額ですね。そうしますと、本年度は大体何人くらいに推定されますか、八百二十二名に対するものは、ちょっとむづかしいですか。その辺が問題になるわけですよ。もう十数年たつて、五千万円以上というものは昨年度では八百二十二名になつて、七百六十一億にその総額はなつて、五千万円の人も一四%取られるわけです。その何倍かの所得の人も一四%ということで、その辺に多少矛盾が出てくるのではないかといふ、五千万円、それ以上の人との、その開きが出てくることに矛盾を感じる人がいるわけです。そのところの調整というか刻みといふ、これからどういうお考えを持つてい

かかるのか。当然取らなくちゃならない人からは取らなくちゃなりませんし、あるいはまた貧しい方々のために、これは三十万円、二%というのももつと考へてあげなくちゃならない。こういうふうにも思つて、上下の点がどうしてもわれわれが問題にせざるを得ないよう感じましたので、

○首藤政府委員 御指摘いただきましたように、御指摘いたしましたように、住民税の税率のあり方がこの程度の累進で足りないのではないかという御説も、もちろんうなづけられます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万円以上といふのとのかみ合わせの問題もございまして、御案内のように七五%、こういうことになつておられます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万円以上といふのとのかみ合わせの問題もございまして、御案内のように七五%、こういうことになつておられます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万円以上といふのとのかみ合わせの結果最も妥当な累進のあり方、こういうことを検討すべきではなかろうか、こう考えておるわけでございます。

○小瀬委員 非常に低い所得の方々は、たとえ二%であつてもそこに苦しみ、悩みがあるわけですね。あるいはまた、五千万円と五千万以上の人がなかなかうか、こう考えておるわけでございます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万以上の人がなかなかうか、こう考えておるわけでございます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万以上の人がなかなかうか、こう考えておるわけでございます。——失礼申し上げました。五千万円と五千万以上の人がなかなかうか、こう考えておるわけでございます。

これはごらんになつていいか知りませんが、三月の二十日の毎日の朝刊です。「読者の広場」という投書欄にこういうふうに出ておりました。これは「税の公平」ということである税理士が投書された内容ですが、「先日、所得税確定申告の納税相談をしていた際、税額を算出し「この金額を三月十五日までに納めて頂きたい」と示したとこ

る、ある零細事業者が「税金というものは働いた者の罰金だというから、仕方がない、払いましょう」と言わされた。私はハッとした。」こういう内容なんですね。「現在の税制では、貸家や貸地を持ち、これで不労所得を得ている者も、週休二日制でのんびり勤めている人も、連日連夜の残業日々で寝る間も休まず、神経をすり減らして稼いでいる人も、税金の負担は同じである。英知の結果と勤勉で働いている人たちに、例えば、残業手当に課税しないなど、技術的には非常に困難と思うが、税制上の優遇策が採られないものかと思う。そうすれば「税金は働いた者の罰金」というような思想は芽生えないであろう。勤勉控除制の採用を望むものである。」こういう「税の公平」が投票欄に出ておりました。いろいろと悩みを苦しみをかかえて納税しておられる人がいるのですから、ぜひひとつ、県税とかあるいはまた市町村民税についても御高配を賜わりたい、こう思ふわけです。

この「残業手当に課税しないなど、技術的には非常に困難と思うが、税制上の優遇策が採られないものか」どうかという、これはこの問題じやないかもしれませんけれども、こういう問題に対して感想を求めていたいと思いますが、お答えいただきますよう。

○首藤政府委員 残業手当等の問題につきましては所得税の問題でございますけれども、四十九年

度の所得税の議論がされましたときに、そのよう

な議論も政府税調においてもずいぶん出たわけでござります。なかなかむずかしい問題としては、

仕分けの問題、それから計算の問題、関連の問題、こういうことがいろいろありますようございま

いますけれども、できる限り所得税のあり方として、すつきりした体制がとれるものならそのほう

が、いずれにいたしましても、所得税法の関連でござりますので、論評そのものは差し控えさせていただきます。

○小濱委員 次に、料飲税について少しお尋ねを

していきたいと思います。

昨年五月の税務局長通達によると、料飲税と軽油引取税の特別徴収義務者に対して税額の1%を下らない額を交付することになっていてるわけ

です。

当委員会でもしばしば論議になってきた問題

です。

ですが、どうも私ども、そのことについてはうかつにしておつたというふうにならざるを得ないわけですが、この経緯についてひとつ理由を承りたい、こういうように思います。

していきたいと思います。

一般的に特別徴収義務者を設けまして税を徴収し

ます。

でも

もらつておる税金、いろいろあるわけでございま

す。

ですが、一般的に、特別徴収義務者に對して徴収事務をお願いいたしました場合には、これは、税制度上特に特別徴収義務者になつていただくわけ

でござりますから、原則的には、徴収取り扱い費

といふものを受けてしまふ願いをする。こう

いう体制が、国税においても地方税においてもど

られておるのは御承知のとおりでございます。

ところが、この料飲とそれから軽油につきまし

ては、たとえば料飲の場合は、公給領收証等をい

うり書きましたための手間が非常にかかる、こう

いったようなことで、通常特別徴収事務を要しま

すような経費をこえまして、かなりの経費がかか

つておるというのが実態のようでございまして、

各府県におきましても、そのため、この徴収に関

連をいたしまして幾らかの交付金の交付、こうい

うことが行なわれておつたわけでござります。こ

れが県別に、非常に率的にいろいろな差がござります。なかなかむずかしい問題としては、

いまして、できる限りこれは統一的な率と申しま

すが、そろえたほうがいいのではないか、こうい

う主張もございますし、県のほうの要望もござい

ます。

まして、四十八年の五月でございましたか、税務

局長通達で徵收税額の1%を下らない率、それを

こういう通達が出された経過を持つものでござい

ます。

○小濱委員 今回の措置について、どのような法

的根拠に基づいていたのか、それもあわせて御説

明をいただきたい。

○首藤政府委員 法的根拠というものはございません。先ほど申し上げましたように、徴収事務の実態から、各県ごとにそれぞれ実態的に、いろ

いろな率ないしは額で交付金が交付をされてお

つた、こういう実態を踏まえまして、これをある程

度統一した率とでも申しますか、均衡のとれた率

ないしは額にするのが適当ではないか、こういう

行政指導が行なわれた、こういうことでございま

す。

○小濱委員 しかば、この1%を下らない額と

しておるわけですが、これは妥当なものかどうか

が、その算定の根拠はどこにあったのであらうか

な、こういうふうにも思います。お答えをいただ

きたいと思います。

○首藤政府委員 この点につきましては、いまま

での実績等を基礎にいたしまして、若干の実態調

査等を行なつたわけでございますが、そういうた

めに応じましてほぼ1%というところ、これを

基準にするのが適当なところではなかろうかと判

断をいたしたわけでござります。

お答えをいただ

きたいと思います。

○小濱委員 この1%というの、手数料なのか

あるいはまた事務経費の一部を補助する、そういう

うためなのか、あるいは徴収をお願いしていると

いう、そういう迷惑料なのであるかな、どうで

しょうか。

○首藤政府委員 特別徴収事務をお願いするとい

うこと本来の行為に対しましては、交付金を交付

しない、国税も地方税もそういうたてまえをとつ

ておりますので、この場合は、そのことに伴つて

特別によけいいろいろな事務費が通常よりかかり

ますものですから、その事務費の一部補助、通常

必要とされる事務経費をこえる経費の一部を補助

する、こういう趣旨をもちまして設けられたもの

でござります。

○小濱委員 宝くじの手数料は幾らですか。ギヤンブルの手数料は幾らでしょうか。これをひとつ

御説明願います。

○首藤政府委員 正確に覚えておりませんので、

間違つておりますたら訂正させていただきたいと

思いますが、ギャンブルの場合は七五%が配当に

なりまして、残りの二五%が、施行者の事務費そ

のほかの開催経費に相なるわけでござります。

それから宝くじの場合は、勧銀が大体発売をい

たしておりますが、発売手数料は一〇%見当のも

のでなかつたかと思いますが、ちょっと調べまし

て……。

○小濱委員 局長の御認識が少し足りないのじや

ないかと思う。たしか三八%ぐらいまでいってい

るはずですよ。公営賭博といわれるギャンブルが

二五%，今回この事務費の一部を取り扱い義務

者に交付をする額が1%を下らない額としている

わけですが、調べてみたところが、1%を出で

るところはどこもない。ありますか。ないでしょ

う。コンマの五とかコンマの四だと六とか、

一%を出でているところ、以上というのはない。

%というののはちよつとあつた。したがつて、一%

を下らない額としているが、これは妥当なものか

どうか、その算定の根拠はどこにあったのか、こ

のところを説明をしていただきたいと思いま

す。

○首藤政府委員 ジャンブル開催の収益をもちろん含んでお

りますが、正確ではございませんが、先ほど申し上げ

ました二五%をジャンブルの開催者が取りますも

のは、ジャンブル開催の収益をもちろん含んでお

るわけでございまして、売り上げ額によつてずい

ぶん違うと思いますが、開催経費そのものは一〇

%から一五%ぐらいのものであろうと考えてお

ります。残りは、当該地方団体のいわゆる収益にな

るわけでござります。宝くじの場合も、ちょっとと

いま調べますが、似たようなところかと思いま

す。

それから、1%をこえております団体でござい

ます。昭和四十九年度の場合でも、いろいろ率

がございませんけれども、1%をこえております団

体が二十二県ほどございまして、1%ちょうどを

出しておりますところとほぼ同じぐらい、こうい

う見当かと存じております。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十七号 昭和四十九年三月二十二日

ます。

なお、一%がどういう積算の基礎に基づいたかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、若干の実態調査を行ないまして、ほぼこういったところが適当かというように判断をいたしましたわけでございます。

○小濱委員 私のもらつたこの資料は、自治省から出でる資料なんだけれども。それは局長の資料が一番正しいのかと思いますが……。一%というのは、私としてはどうしても、迷惑料にしてあまり少ないじやないのかなという感じでした者が、それはそれとしていいんです。

旅館で、あるいはホテルで、いま人手不足でたいへん悩んでいるわけですね。朝の事務所で多忙をきわめているという状況を、私どもはよく知っているわけです。出発まぎわにいろいろと領収証を書いてくれます。たいへん騒がせてその領収証をいただき、金を払って立っていくわけです。中規模の旅館などでは、いままでいただけなかつたものが一%でもいただけたわけですから、これは励みになつたか知りませんが、これらの旅館関係者からいろいろな陳情が来ているわけです。その陳情の内容は、事務の簡素化ということがいわれております。私もその領収証を見てみたのですが、実際にこまかく記入するようになっておりまして、これを仕上げるにはたいへんだなという感じを持つたわけですが、担当者の方からは、どうしてもこの事務の簡素化ということをしていただきたいという要望が出ております。この点についてはどうでしようかね、何か今後の対策といふものをお持ちかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○首藤政府委員 ただいま御指摘のように、公給領収証の内容がかなり複雑になつておられます。御迷惑をおかけしておるのは事実でございます。現在の料飲が、基礎控除でございますとか、あるいは免税点の問題でござりますとか、昼食そのほかの取り扱いの問題でござりますとか、いろいろな措置がありますために、ある程度複雑な記載をする点がやむを得ず出でる点もあるわけでござります。

ざいますが、記入が非常にめんどうであるということも事実でございますので、ただいま、何とかしてできる限りこれを簡素化をしたいということです、検討をいたしておる最中でございます。

○小濱委員 ぜひひとつ検討を進めていただきたいと思います。

もう一点、その件についてお伺いしておきたいことは、従来から指摘されているように、観光地をかかえた市町村は、お客様が来ることによって、民サービスのための財政支出が増大して、財政逼迫というものが顕著にあらわれているわけです。これまでも当該市町村は、料飲税の市町村移譲を希望しております。いままでの経緯を踏まえて、自治大臣はどのようにお考えになつておるの

であらうかな、こういうふうに私は感じました。時間をありませんので、少し数字的に調べてみたことを申し上げてみると、熱海では市民人口が、四十九年二月に五万一千四百八十一人、宿泊人口が、四十七年三月から四十八年の二月まで四百十七万九千五百二十五人。したがつて、料飲税の対象となる者が一日平均一万一千四百人で、約二〇%になります。四十九年一月は三十九万五千百四十三人で、一日平均一万三千二百人、こういう数字になっている。箱根の町の人口は二万一千人ですが、宿泊客は一年間で四百六十八万人、一日平均一万二千人ということで、五九%になつてゐるわけです。

こういう人たちがごみを置いていくわけです。あるいはまた屎尿問題も起つてまいりますし、道路も非常に痛めていくわけですね。ですから、こういう自治体に対する料飲税の移譲ということでも、これは何らかの形で考えてあげなければならぬ。普通税で、県税で取り上げられてしまふのでも、それは何らかの事業をやるときは補助の形で、それは何らかは返つてはまいりますけれども、悪いことばすけれども、まるつきり持ち逃げされて

いるというような表現も出てくるわけなんですね。まるつきりそのような姿になつていてのこと

で、私どもは、そういう内容に照らしてみて、この財源を確保、保証するための措置というものは当然だなというふうに考えているわけでございます。ところが、宅地並み課税のほうの趣旨が、地方公共団体によつては必ずしも順守されないことは、これはおわかりのとおりあります。一昨日の新聞を見ましても、宅地並み課税の勢であります。ところが、そういう記事が載つておきました。こまかくは申し上げませんが、武藏野市では、農地の宅地並み課税の五〇%を奨励金として助成することにきました。ところが、市の農政推進協議会は助成を七〇%にすべきだとおりました。このように主張して譲らない。宅地並み課税についての多摩地区各市の助成措置を見ますと、青梅市が一〇〇%全額助成、田無市が七五%、東久留米、三鷹市が五〇%助成をしております。私はほんの一列をあげたにすぎませんが、農地の宅地並み課税の助成を全国的に資料で見ますと、該当する市及び区数で、交付の確定と内定をしているものを集計いたしますと二百五十六とあります。

自治省は、当面このよだな地方公共団体の宅地並み課税の助成について、これをやむを得ないものと考えているのかどうか、こまかいデータは示さないが、この点いかがでしようか。これも一だけの面で、直ちにこれを当該市町村に移譲をすこの問題は、市町村と府県とににおける税源配分の問題をも総合的に考えていただきませんと、ただそれだけの面で、直ちにこれを当該市町村に移譲をするということは、にわかにいたしにくい事情があるようになりますが、御指摘の点は、確かにそういう感じが私どももいたすわけであります。今後、総合的な見地から、ひとつ慎重にこれ

は検討をさせていただきべきものと、かように考えておる次第でございます。

○小濱委員 これは、当委員会で参考人の御意見を聴取したときにも、この問題は出ておりました。指定都市からもぜひ還元をしてもらいたいと

いう、そういう意見も出ておりました。ですかね、この点については、ぜひ今後早急にひとつ御検討をお願いしたい、こう思います。

だいぶ時間も過ぎてしましましたので、最後に、もう一点だけお尋ねをして終わりたいと思ひ

と自身は、現在の時点においてはやむを得ないものであらうと考えておる次第でござります。

しかし、幸いに、御承知のように、今度この制度に対応いたしますものとして生産緑地制度等の創設が試みられておりますので、こういった市街化区域内において生産緑地等の指定を受けますものについては、宅地並み課税をやらずに、農地並みの課税に据え置くというような措置をとることにいたしておるわけでございます。今後は、この生産緑地の制度が適正に運用されまして、これの指定に基づいて農地並みの課税が行なわれるということが、一番望ましい本旨であると私ども考えておる次第でございます。ただ、経過的に、生産緑地の指定が一挙にはでき上がりかねますけれども、その指定をされております経過的な期間において、なおこういったような援助措置等も行なわれることがあり得るのではないか、私どもこう考えておる次第でございます。

○小渕委員 私は、いま数字の点で少し食い違いがござましたが、該当市、東京の区の数、あるいは交付確定している市、交付の内定している市を全部プラスしたものですから、さつきのような数字になつたわけでございます。そこに違ひがあるかもしれません。

ただ、こういう内容になつてしまりますと、税法どおりはじめに宅地並み課税をやった団体だけが憎まれ者になるわけです。今後、この問題についてやはり論議されるようになつていくかと思いますが、こういうことの対処方を、いまから考えて手を打つていかなくちゃならないであろう、こういうように思います。これはいかがでございましょうか。大臣からひとつ御所見を承りたいと思います。

○町村国務大臣 市街化区域内の農地に宅地並み課税することによって市街地の宅地を確保したいという当初の考えでもあって、この制度が発足したことは御承知のとおりでございますが、そういったことが、実際問題としては非常にむずかしい問題が起こるということで、いま御指摘になり

ましたような関係の市町村においては、補助金を  
与えるというような措置を講じて、それなりにそ  
れぞれ苦労をして対処されたわけあります。  
いま小瀧議員も御指摘になりましたように、ま  
じめにこの制度を実施したものはたいへん窮境に  
立ったという御指摘で、まことに私もそういうこ  
とであったと思ひます。しかし、その後における  
ものの考え方方が若干変わつてしまひまして、やは  
りこういった密集した市街地にもできるだけ緑地  
を保存すべきだ、何でもかんでも全部それを宅地  
にしてしまう、家を建てさせるということは、必  
ずしも適当でないというような反省も起つてまし  
て、御承知のよしな、生産緑地制度というものが  
ここに発足をするということになつたのであります  
して、そなりりますれば、いまの課税問題という  
ものは、当然解消されるということに相なるかと  
思ひうのであります。きわめて短期間の間にいろいろ  
制度が、一転、二転、三転をしたということ  
は、私ども、いまから考えますと、どうもいたいへ  
ん残念なことであつたというよな感じがいたし  
ますが、しかし、事実に即してこういつた解決  
案がそこに生まれてきたものであらう、こう思ひう  
のでございまして、私どもは、この生産緑地制度  
というものは今後十分活用されて、いまの密集し  
た都市の中に少しでも緑地が保存されるといふこ  
とを、この制度によつてぜひ拡充と申しましよう  
か、維持されるようにしてまいりたいものだ、か  
のように考えておるわけでござります。

名提出の  
正案

修正案が提出されております。

それぞれ加えた額)とする。この場合において、前条第五項及び第七項の規定は、控除対象配偶者及び扶養親族の判定等について準用する。第三十六条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

名提出の修正案が提出されております。

それぞれ加えた額)とする。この場合において、前条第五項及び第七項の規定は、控除対象配偶者及び扶養親族の判定等について準用する。第三十六条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六

第五十一条第一項の改正に関する部分中「百分の五・六」を「百分の五・二」に「」を削り、「百分の六・二」を「百分の七」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

第一百十四条の三第一項の改正規定中「千五百円」を「二千円」に改め、同項の改正規定の次に「」を「二千円」に改める。

第一百十四条の五第一項中「二千四百円」を「一千九百円」に改める。

第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「五万円」を「六十万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号の改正規定中「二十一万円」を「五十五万円」に改める。

第三百十四条の二の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百十四条の三第一項中「金額との合計額」に加える。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる金額（当該金額が当該合計額を超える場合は、当該合計額）を控除して得た金額によつて課税を乗じて得た金額との合計額から第三項に規定する金額（当該金額が当該合計額を超える場合に、当該合計額）を控除して得た金額によつて課税する。

百五十万円以下の金額	百分の二
五百六十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六
第七十一条第一項の改正に関する部分中「百分の五・六」を「百分の五・一」に、を削り、「百分の六・二」を「百分の七」に改める。	第七十二条の十七第三項第一号の改正規定中「二十万円」を「五十五万円」に改める。
第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「百五十万円」を「二百万円」に改める。	第一百四十四条の三第一項の改正規定中「一千五百円」を「二千円」に改め、同項の改正規定の次に次のように加える。
第一百十四条の五第一項中「二千四百円」を「二千九百円」に改める。	第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「五十万円」を「六十万円」に改める。
第三百十三条第四項第一号の改正規定中「一」十万円」を「五十五万円」に改める。	第三百十四条の二の改正に関する部分の次に次のように加える。
第三百十四条の三第一項中「金額との合計額	第三百十四条の三第一項中「二千四百円」を「二千九百円」に改める。

百五十万円以下の金額	百分の二
五百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 第一項の控除すべき金額は、五千円（控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者にあつては五千円を、扶養親族を有する所得割の納稅義務者にあつては各扶養親族につき二千五百円）とする。

「九十六百円」に改める。  
第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「五十万円」を「六十万円」に改める。  
第三百三十三条第四項第一号の改正規定中「二】十万円」を「五十五万円」に改める。  
第三百四十四条の二の改正に関する部分の次に次のように加える。  
第三百四十四条の三第一項中「金額との合計額」の下に「から第三項に規定する金額（当該金額が当該合計額を超える場合には、当該合計額）を控除して得た金額」を加え、同項の表中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六

「九百円」に改める。  
第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「五十万円」を「六十万円」に改める。  
第三百十三条第四項第一号の改正規定中「二】十萬円」を「五十五万円」に改める。  
第三百十四条の二の改正に関する部分の次に次のように加える。  
第三百十四条の三第一項中「金額との合計額」の下に「から第三項に規定する金額(当該金額が当該合計額を超える場合には、当該合計額)」を控除して得た金額を加え、同項の表中「こえる」というように加える。

象配偶者を有する所得割の納税義務者にあつては五千円を、扶養親族を有する所得割の納税義務者にあつては各扶養親族につき二千五百円を

を「超える」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の控除すべき金額は、一円（控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者にあつては五千円を、扶養親族を有する所得割の納稅義務者にあつては各扶養親族につき二千五百円をそれぞれ加えた額）とする。この場合において、前条第五項及び第七項の規定は、控除対象配偶者及び扶養親族の判定等について準用する。

第三百十四条の六第一項の改正規定中「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に改める。

第四百九十条の二の改正規定中「一千二百円」を「二千円」に、「二千七百円」を「三千円」に改める。

第三百十四条の六第一項の改正規定中「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に改める。

第七百三十四条第三項の表の改正規定中「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に、「百分の二十・七」を「百分の二十五」に改める。

附則第五条の改正に関する部分の次に次のように加える。

附則第七条第二項中「第一号又は第二項」を「第一号」に、「定める別表第一」を「別表の例によつて道府県の条例で定める特別徴収税額表（本条及び第五十条の八において「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」という。）」に、「応ずる別表第一」を「応ずる退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に、「とすると」を「と、同条第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表に掲げる税額」とする」に改め、同条第三項中「別表第一」を「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に改め、同条第五項及び第七項中「別表第二」を「別表」に改める。

附則第十八条第九項の改正規定を次のように改める。

附則第十八条第十項の改正規定中「小規模住宅用地のうち昭和四十九年度」を「小規模住宅用地のうち昭和四十八年度において新たに固定資産税が課され又は昭和四十九年度」に、「昭和四十八年度」を「昭和四十七年度」に、「住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）」を「宅地」に改める。

附則第十八条第十一項の改正規定中「小規模住宅用地のうち昭和四十九年度」を「小規模住宅用地のうち昭和四十八年度に係る賦課期日において地目の変換等があつたもの又は昭和四十九年度に、「昭和四十八年度」を「昭和四十七年度」に改める。

附則第十八条の二第一項の改正に関する部分中「（第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）を削り、」を削る。

附則第十八条第一項の改正規定のうち調整対象小規模住宅用地の項目中「附則第十八条第九項第一号に掲げる額又は同項第二号に掲げる額の

9 昭和四十九年度分及び昭和五十年度分の固定資産税に限り、小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）に係る当該各年度分の固定資産税につき昭和四八年改正前の法附則第十八条第一項の規定の適用があつた宅地等については、昭和四十七年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額が、当該小規模住宅用地に係る昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準に係る基礎となる価格（同年度分の固定資産税に係る昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準をいう。以下「昭和四八年改正前の法」という。）附則第十八条第一項の規定の適用があつた宅地等については、昭和四十七年度分の固定資産税に係る昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準による改正前の地方税法（八年法律第二十三号）による改正前の地方税法（以下「昭和四八年改正前の法」という。）附則第十八条第一項の規定の適用があつた宅地等については、昭和四十七年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額）をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「小規模住宅用地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該小規模住宅用地調整固定資産税額とする。

附則第十八条第十項の改正規定中「小規模住宅用地のうち昭和四十九年度」を「小規模住宅用地のうち昭和四十八年度」に、「住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）」を「宅地」に改める。

附則第十八条第十一項の改正規定中「小規模住宅用地のうち昭和四十九年度」を「小規模住宅用地のうち昭和四十八年度に係る賦課期日において地目の変換等があつたもの又は昭和四十九年度に、「昭和四十八年度」を「昭和四十七年度」に改める。

附則第十八条の二第一項の改正に関する部分中「（第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）を削り、」を削る。

附則第十八条第一項の改正規定のうち調整

うちいづれか多い額」を「昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格（同年度分の固定資産税につき昭和四八年改正前の法附則第十八条第一項の規定の適用があつた宅地等については、昭和四十七年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額）に改める。

附則に一条を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

二 別表第一を削り、別表第二中表を表に改める。  
別表第一を削り、別表第二中表を別に改める。

三 附則第一条ただし書中「第百十四条の三第一項」の下に「及び第百十四条の五第一項」を加える。

四 附則第二条第二項及び附則第三条第五項中「二十万円」を「五十五万円」に、「十九万二千五百円」を「四十五万五千円」に改める。

五 附則第五条中「第一百十四条の三第一項」の下に「及び第百十四条の五第一項」を加える。

六 附則第六条第二項中「二十万円」を「五十五万円」に、「十九万二千五百円」を「四十五万五千円」に改める。

七 附則第九条第一項第二号を次のように改める。

二 昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格（同年度分の固定資産税につき昭和四八年改正前の法附則第十八条第一項の規定の適用があつた宅地等について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額）とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額に掲げる税額」とする」に改め、同条第三項中「別表第一」を「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に改め、同条第五項及び第七項中「別表第二」を「別表」に改める。

八 附則第十八条第九項の改正規定を次のように改める。

九 附則第十八条第一項の改正規定のうち調整

の説明を求めます。井岡大治君。

○井岡委員 最初に、皆さんにお配りしてあります印刷に誤植がありますので、読み上げまして訂正をいたしたいと思います。

ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党を代表し、その提案の理由と内容の大要を御説明申し上げます。

昭和四十九年度の国、地方の税制改正によって法人所得課税の税率が引き上げられ、実効税率は四五・〇四%から四五・四七%と一應諸外国並みになりつつありますが、地方税源の充実、強化といふわが党の長年の要求からすると、決して評価し得るものとは言えません。市町村民税法人税割の引き上げこそ行なわれていますが、國、地方の法人大所得課税の割合は、依然として六六対三四の比率にとどまっているのであります。

こうした旧態依然の法人所得課税に對し、住民の税負担は、高進するインフレのもとで、実質的税負担は増大し、個人住民税は国民の怨嗟の的となりつります。

昭和四十九年度地方財政計画において、地方税収入の増大が一見地方財政の余裕を示しているかに見えますが、重い住民負担と国税に從属した地方税として、その税構造の矛盾はますます深まっています。この税構造の矛盾はますます深まっています。この税構造の矛盾はますます深まっています。

日本社会党は、自民党政権の大企業優先、インフレ政策のもとで、増大する国民の税負担を緩和し、法人所得課税の強化を中心とする地方税源、とりわけ基礎的自治体である市町村税源の強化を達成するため、当面、緊急に必要と認められる事項について所要の修正を行なうこととしたのであります。

以下、順を追つて修正案の概要を御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。その一は、個人住民税についてであります。

井岡大治君 この際、修正案の提出者から趣旨

政府案の課税最低限の引き上げ方式に加え、中、低所得者の税負担を大幅に軽減するため、標準世帯において道府県民税一万五千円、市町村民税二万円、合わせて三万五千円の税額控除を行なうことをいたしております。この結果、従来の課税最低限の引き上げ方式に引き直しますと、道府県民税において百九十五万円、市町村民税において百八十九万円の実質的課税最低限となります。

また障害者、寡婦等の非課税限度額を六十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も五十五万円に引き上げております。

次に、現行道府県民税所得割の税率を、低所得者との負担の均衡をはかるため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることをいたしております。

その二は、法人住民税についてであります。

大企業の都市への集中は、いまや集積の効果よりも、マイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。こうした大企業にある程度の税負担を求めるることは、きわめて当然であり、法人税割を道府県民税にあつては、五・六%に据え置き、市町村民税にあつては、一五・五%といたしております。

第二は、事業税についてであります。

二重課税の性格を持つ事業税は、将来撤廃すべきであり、当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消をはかるため、事業主控除額を二百万円に引き上げることをいたしております。

また中小事業者の税負担の軽減をはかるため、白色申告者の専従者控除限度額を五十五万円に引き上げることをいたしております。

第三は、料理飲食等消費税についてであります。この悪性インフレのもとでの物価の高騰に対処するため、基礎控除を二千円に、免税点を二千九百円に引き上げております。

第四は、固定資産税についてでありますが、地価の高騰による昨年の異常ともいべき個人住宅の固定資産税を引き下げるため、二百平方メートルまで昭和四十七年度の税額に据え置くことといたします。

低所得者の税負担を大幅に軽減するため、標準世帯において道府県民税一万五千円、市町村民税二万円、合わせて三万五千円の税額控除を行なうことをいたしております。この結果、従来の課税最低限の引き上げ方式に引き直しますと、道府県民税において百九十五万円、市町村民税において百八十九万円の実質的課税最低限となります。

また障害者、寡婦等の非課税限度額を六十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も五十五万円に引き上げております。

次に、現行道府県民税所得割の税率を、低所得者との負担の均衡をはかるため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることをいたしております。

その二は、法人住民税についてであります。

大企業の都市への集中は、いまや集積の効果よりも、マイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。こうした大企業にある程度の税負担を求めるることは、きわめて当然であり、法人税割を道府県民税にあつては、五・六%に据え置き、市町村民税にあつては、一五・五%といたしております。

第二は、事業税についてであります。

二重課税の性格を持つ事業税は、将来撤廃すべきであり、当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消をはかるため、事業主控除額を二百万円に引き上げることをいたしております。

また中小事業者の税負担の軽減をはかるため、白色申告者の専従者控除限度額を五十五万円に引き上げることをいたしております。

第三は、料理飲食等消費税についてであります。この悪性インフレのもとでの物価の高騰に対処するため、基礎控除を二千円に、免税点を二千九百円に引き上げております。

第四は、固定資産税についてでありますが、地価の高騰による昨年の異常ともいべき個人住宅の固定資産税を引き下げるため、二百平方メートルまで昭和四十七年度の税額に据え置くことといたします。

ルまで昭和四十七年度の税額に据え置くこととしたしております。

第五は、電気ガス税であります。電気の免税点を二千円に、ガスの免税点を三千円に引き上げることといたしております。

以上修正により、昭和四十九年度においては、個人住民税においては、差し引き三千百九十九億円、事業税においては百十億円、料理飲食等消費税、固定資産税、電気ガス税において二百二十億円の減税となります。法人税割の引き上げによつて一千百億円の増収が見込まれますので、道府県においては、一千三百八十億円、市町村において一千四十億円、合計二千四百二十億円の減收が政府案に加算されることとなります。

以上が修正案の提案理由及び内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○伊能委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

修正案について別に発言の申し出もありません。

伊能委員長 これより原案及び修正案を一括して討論を行ないます。

○伊能委員長 討論の申し出がありますので、これを許します。住栄作君。

○住委員 私は、自由民主党を代表して、政府提案の地方税法の一部を改正する法律案に賛成、同法案に対する日本社会党の修正案に反対の討論を行なおうとするものであります。

わが党は、従来から国民負担の軽減をはかるための減税の実施につきましては、毎年格段の努力をいたしてきましたところであります。昭和四十九年度におきましても、税負担の軽減をはかるため、昭和四十九年度税制改正大綱を定め国民の前に明らかにいたしております。このうち、地方税につきましては、個人負担の軽減をはかるための個人の住民税の課税最低限の引き上げ、個人

事業者の負担の軽減をはかるための個人の事業税の事業主控除額の引き上げ、小規模住宅用地等にかかる固定資産税の軽減をはかるための課税標準の特例の創設、大衆負担の軽減をはかるためのガス税の税率の引き下げ等をはかることといたしてあります。また、一方、地方税源の充実をはかるため市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率の引き上げを行なうことといたしておるところであります。

今回の政府提案にかかる地方税法の改正案においては、わが党が提唱いたしましたこれらの事項が、その重点とされているのであります。

すなわち、政府原案における主要な改正事項は、まず個人の住民税の減税であります。政府原案におきましては、住民税の基礎控除額等の引き上げにより、住民負担の軽減を行なうこととしております。この結果、個人の住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者で、現在の八十六万円が百一十万円に引き上げられることになります。

次は、事業税についてであります。個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を現在の八十万円から百五十万円に大幅に引き上げるとともに、中小法人に対する負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用所得の範囲を拡大することとしております。

また、固定資産税につきましては、二百平方メートル以下の小規模住宅用地にかかる課税標準をその価格の四分の一の額とし、その額が昭和四十八年度の額をこえるときは、昭和四十九年度及び五十年度は、昭和四十八年度の額に据え置くこととするとともに、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年度の固定資産税額は、原則として前年度の一・五倍の額を限度とすることといたしております。

次に、地方税源の充実に対する措置であります。まず第一に、市町村税源の充実に資するたる市町村の税源を充実いたしております。また、

自動車取得税については、軽自動車以外の自家用自動車にかかる税率を五%に引き上げ、地方の道路財源の充実をはかつております。

以上のほか、大衆負担の軽減をはかるための料理飲食等消費税の基礎控除額の引き上げ、ガス税の税率の引き下げ、自動車取得税の免税点の引き上げ、不動産取得税等の非課税範囲の拡大、発電所にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の廃止等、その内容は、地方財政の現状を勘案しつつ、各税を通じて税負担の軽減合理化をはからうとするものであると考えます。

以上申し述べたとおり、今回の政府原案における税制改正の内容は、いずれも適切妥当なものと考へ、政府原案に賛成、日本社会党の修正案に反対の意を表するものであります。(拍手)

○伊能委員長 小川省吾君。

○伊能委員長 私は、日本社会党を代表いたしまして、地方税法の一部を改正する法律案に対する討論を行ないます。

福田大蔵大臣をして狂乱と言わしめたインフレ、物価の高進、高騰は、まさに破局的状態であります。さらに生活保護世帯、母子世帯、心身障害者、寡婦、年金生活者等、いわゆる社会的弱者にそのしわ寄せが集中しています。全国三千三百の地方自治体は、このインフレと不十分な自主財源のもので超過負担にあえぎつゝ、福祉重点の施策を遂行しようにも、財政の見通しすら立たない実情にあります。

私は、このような現況のもので、昭和四十九年度の地方税法改正案は、法人税割税率の改正、小規模住宅用地の固定資産税の減税等、幾つかの評価すべき前進は認めつつも、政府の施策の充実を望むている全国の自治体や勤労国民の切なる期待にこたえるには、ほど遠いものと断ぜざるを得ません。

以下、政府原案に反対をし、社会党修正案に対する賛同を求める立場から、論旨を展開し全会一致の賛同を求める立場から、論旨を展開

してまいりたいと存じます。

まず第一に、課税最低限に関してであります。

私どもの長年の願いである、所得税と住民税の課税最低限の統一の要求にもかかわらず、その差はますます拡大するばかりであります。これでは、納税者の大多数を占める勤労大衆、年収二百四十万円以下の場合、住民税負担のほうが所得税負担よりも増大いたします。税負担の重さに対する怨嗟の声は、勢い地方自治体に向けられてくることは明らかであります。田中内閣に対する不信感を、税制面で意識的に自治体に振り向け、分散させたものといわざるを得ません。当然、課税最低限を大幅に引き上げるべきであったとともに、私どもの修正案のよう、税額控除の実施、社会的弱者に対する控除を引き上げ、物価高騰下の国民の期待にこたえるべきであります。また、都道府県民税所得割税率についても、制定後久しく、時代の流れに合わせて、多段階制に切りかえるべきであります。以上が、反対理由の第一でございます。

その反対の第二点は、大都市財源の創設、拡充についてであります。

大都市の集中、集積による財政需要に対応する自主財源の充実、強化が叫ばれて久しいわけであります。事務所事業所税の創設をめぐってかなりの論議がかわされ、意見が煮詰まり、自治省試案もできていたはずであります。税制調査会の答申が、「引き続いて検討を要する」ということで、地方税法原案作成事務部局である自治省が遅延する必要はありません。自治省は、当然改正案に自らの答申に盛り込むことができなかつたのでありますから、この際こそ自主性、主体性を發揮すべきなのであります。法人住民税の所得割税率を改正したからといって、これは法人に対する課税を世界の先進国レベルに合わせたものであり、その課税で、従来低きに過ぎた地方への配分を若干手直ししただけのものであり、全自治体に均てんし

た改正であり、過密の大都市の財政需要に対応したものではないであります。自治省は、勇断をもって事務所事業所税の創設に踏み切り、大都市の切なる要望に沿うべきだったのです。また、もし法人の所得割税率で配分の操作をしたにして、少なくとも私どもの修正案程度ぐらいにはすべきだと考へるわけであります。以上が、反対理由の第二点であります。

反対理由の第三点といたしましては、個人事業税についてであります。

私どもは、物税であり、二重課税の疑いすらあるこの税については、早急に廃止すべきであると考えてまいりました。このたびの政府原案では、基礎控除を百五十万円に引き上げてはおりますが、この税の対象課税客体が、そのほとんどが零細業者である実態にもかんがみ、この税の廃止、または、少なくとも四十九年度においても、修正案についてであります。

反対理由の第四点は、租税特別措置についてであります。

私どもは、租税特別措置は、抜本的に洗い直すべきことをねねてより主張してまいりました。自治省の資料によれば、昭和四十九年度においては、国税の租税特別措置に伴う地方税の減収見込み額は千四百四億円、地方税法上の非課税による減収見込み額は二千九十九億円、合わせて計三千四百九十四億円という巨額の減収が見込まれています。租税特別措置の適用については、かねてより多くの議論があり、その適用対象のはほとんどは大企業であります。わけても電気税の非課税のこと、あらゆる業種にわたり、製造業の動力源である電気料金は課税されないという、個人消費電力とも相矛盾する理解し得ない問題点等を含んでいます。

私どもは、租税特別措置、非課税条項についても相矛盾する理解し得ない問題点等を含んでいます。

その反対の第二点は、大都市財源の創設、拡充についてであります。

大都市の集中、集積による財政需要に対応する自主財源の充実、強化が叫ばれて久しいわけであります。事務所事業所税の創設をめぐってかなりの論議がかわされ、意見が煮詰まり、自治省試案もできていたはずであります。税制調査会の答申が、「引き続いて検討を要する」ということで、地方税法原案作成事務部局である自治省が遅延する必要はありません。自治省は、当然改正案に自らの答申に盛り込むことができなかつたのでありますから、この際こそ自主性、主体性を發揮すべきなのであります。法人住民税の所得割税率を改正したからといって、これは法人に対する課税を世界の先進国レベルに合わせたものであり、その課税で、従来低きに過ぎた地方への配分を若干手直ししただけのものであり、全自治体に均てんし

た改正であり、過密の大都市の財政需要に対応したものではないであります。自治省は、勇断をもって事務所事業所税の創設に踏み切り、大都市の切なる要望に沿うべきだったのです。また、もし法人の所得割税率で配分の操作をしたにして、少なくとも私どもの修正案程度ぐらいにはすべきだと考へるわけであります。以上が、反対理由の第二点であります。

反対理由の第三点といたしましては、個人事業税についてであります。

私どもは、物税であり、二重課税の疑いすらあるこの税については、早急に廃止すべきであると考えてまいりました。このたびの政府原案では、基礎控除を百五十万円に引き上げてはおりますが、この税の対象課税客体が、そのほとんどが零細業者である実態にもかんがみ、この税の廃止、または、少なくとも四十九年度においても、修正案についてであります。

反対理由の第四点は、租税特別措置についてであります。

私どもは、租税特別措置は、抜本的に洗い直すべきことをねねてより主張してまいりました。自治省の資料によれば、昭和四十九年度においては、国税の租税特別措置に伴う地方税の減収見込み額は千四百四億円、地方税法上の非課税による減収見込み額は二千九十九億円、合わせて計三千四百九十四億円という巨額の減収が見込まれています。租税特別措置の適用については、かねてより多くの議論があり、その適用対象のはほとんどは大企業であります。わけても電気税の非課税のこと、あらゆる業種にわたり、製造業の動力源である電気料金は課税されないという、個人消費電力とも相矛盾する理解し得ない問題点等を含んでいます。

私どもは、租税特別措置、非課税条項についても相矛盾する理解し得ない問題点等を含んでいます。

その反対の第二点は、大都市財源の創設、拡充についてであります。

大都市の集中、集積による財政需要に対応する自主財源の充実、強化が叫ばれて久しいわけであります。事務所事業所税の創設をめぐってかなりの論議がかわされ、意見が煮詰まり、自治省試案もできていたはずであります。税制調査会の答申が、「引き続いて検討を要する」ということで、地方税法原案作成事務部局である自治省が遅延する必要はありません。自治省は、当然改正案に自らの答申に盛り込むことができなかつたのでありますから、この際こそ自主性、主体性を發揮すべきなのであります。法人住民税の所得割税率を改正したからといって、これは法人に対する課税を世界の先進国レベルに合わせたものであり、その課税で、従来低きに過ぎた地方への配分を若干手直ししただけのものであり、全自治体に均てんし

た改正であり、過密の大都市の財政需要に対応したものではないであります。自治省は、勇断をもって事務所事業所税の創設に踏み切り、大都市の切なる要望に沿うべきだったのです。また、もし法人の所得割税率で配分の操作をしたにして、少なくとも私どもの修正案程度ぐらいにはすべきだと考へるわけであります。以上が、反対理由の第二点であります。

反対理由の第三点といたしましては、個人事業税についてであります。

私どもは、物税であり、二重課税の疑いすらあるこの税については、早急に廃止すべきであると考えてまいりました。このたびの政府原案では、基礎控除を百五十万円に引き上げてはおりますが、この税の対象課税客体が、そのほとんどが零細業者である実態にもかんがみ、この税の廃止、または、少なくとも四十九年度においても、修正案についてであります。

反対理由の第四点は、租税特別措置についてであります。

私は、私ども住民が地域での財政需要に、その正案程度に引き上げるべきだと考えます。

最後に、税法のあり方の問題であります。

私は、私ども住民が地域での財政需要に、その享受をする便益に応じ、その負担能力に応じて税を負担するという地方税法というものは、地域住民の理解と納得の上で、自主的自発的に協力を得るものでなければならぬと考えています。このことは、税に関する法律はすべからく簡単で、わかりやすいということを基本にすべきだと考えます。

私は、私ども住民が地域での財政需要に、その享受をする便益に応じ、その負担能力に応じて税を負担するという地方税法というものは、地域住民の理解と納得の上で、自主的自発的に協力を得るものでなければならぬと考えています。このことは、税に関する法律はすべからく簡単で、わかりやすいということを基本にすべきだと考えます。

しかし現行地方税法は、法律の中でもすこぶる複雑にして難解な、なじみにくい法律になってしまっています。國民をごまかして収奪をするにはこのほうが多いともいわれますが、それは帝国主義的な古い考え方であります。民主税制は、すべからく納得をもとにした自主納稅を基本にするべきであります。このように複雑難解な地方税法も、全国地方自治体に勤務をする多數のまじめな税務職員の、汗と涙の真剣な努力により維持され、運営され、その実効をあげているわけであります。私は、この際、税法の簡素化と、税務行政に従事をする職員の処遇の改善、税務手当の引き上げ等について強く要求するものであります。

以上、数点にわたって政府原案に反対する立場からの討論を申し述べてきたわけですが、働く国民の要請にこたえる地方行政の確立をひとしく願う全委員の一致をした御意思を、わが党的の修正案にお寄せいたくよう強く申し添えて、政府原案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○伊能委員長 三谷秀治君

第五点といたしまして、電気ガス税についてであります。

○三谷委員 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、地方税法の一部を改正する法律案に反対の意見を述べます。

第一に、この法律案は、物価上昇、生活破綻に直面する国民に対して、税の重課と大衆課税の強化をはかり、ますます収奪を強めようとするものであります。今回の改正案程度ではまだ生活費に食い込んでいる。この税は一日も早く生活費非課税の原則に照らして、個人の家庭生活に消費する電気・ガスについては非課税にするよう改むべきであります。少なくとも四十九年度においても、修正案程度に引き上げるべきだと考えます。

私は、私は、私ども住民が地域での財政需要に、その享受をする便益に応じ、その負担能力に応じて税を負担するという地方税法といふものは、地域住民の理解と納得の上で、自主的自発的に協力を得るものでなければならぬと考えています。このことは、税に関する法律はすべからく簡単で、わかりやすいということを基本にすべきだと考えます。

しかし現行地方税法は、法律の中でもすこぶる複雑にして難解な、なじみにくい法律になってしまいます。國民をごまかして収奪をするにはこのほうが多いともいわれますが、それは帝国主義的な古い考え方であります。民主税制は、すべからく納得をもとにした自主納稅を基本にするべきであります。このように複雑難解な地方税法も、全国地方自治体に勤務をする多數のまじめな税務職員の、汗と涙の真剣な努力により維持され、運営され、その実効をあげているわけであります。私は、この際、税法の簡素化と、税務行政に従事をする職員の処遇の改善、税務手当の引き上げ等について強く要求するものであります。

以上、数点にわたって政府原案に反対する立場からの討論を申し述べてきたわけですが、働く国民の要請にこたえる地方行政の確立をひとしく願う全委員の一致をした御意思を、わが党的の修正案にお寄せいたくよう強く申し添えて、政府原案に対する反対討論を終わります。(拍手)

を明確に示しております。

電気税について見ましても、免稅点を二〇%から二九%引き上げ、ガス税の税率百分の一引き下げの措置を示しておりますが、電気料金の値上げが六〇%も見込まれ、石油価格に関連するガス料金の引き上げが不可避とされておりますときに、この程度の改善措置では、さらに大幅な税負担を国民に重課するものであることは明白であります。

第二に、この法律案は大資本に対する税の特別措置や優遇課税を持続し、税の負担の公正をそなう内容となっております。事業税は、事業という収益活動を行なつております事實に着目して、そこに纳税力を見出して課税する、いわゆる物税とされております。この税理念においては、事業活動は、道路、港湾、上下水道など、もちろんの自治体の施策を利用して収益活動を行なつているものであり、これに必要な経費を分担せしめるものとして事業税課税を行なうものとされております。利益の有無にかかわらず、事業活動に対する義務的負担として規定されており、そのためにこそ、所得計算におきましては、事業税は損金算入を行なうこととされています。

しかるに、実際には、大部分が所得税附加税方式の課税を行ない、法人税における租税特別措置を適用した後の純利益を課税対象としております。そのため、大都市における集積の利益の最大の享受者であり、集積の不利益の典型的発生源であります大企業が、軒並み事業税を免稅されております。四十七年決算で見ますと、資本金一億以下の大法人で三〇%，十億以上の大法人で二二%が非課税とされております。法人税が非課税であるばかりでなしに、物税である事業税まで非課税とされるということは、事業税そのものの課税目的からしましても、明らかに不法といわざる得ません。

そればかりでなく、この法律案は、事業税の課税にあたりまして、所得額七百万以上、標準税率

がすべて均一とされております。事業の規模と、それに伴う所得格差などは全く無視して、所得額が七百万円でも一億円でも十億円でも、同一の税率課税を行なおうとするものです。事業の規模、形態等を重視する物税の要素は、全く抹殺されておるのであります。これは、税の公正、負担の公平に反するものであることは明らかであります。

なお付言しますならば、住民税におきましても、全く同じ手法が用いられております。府県における法人住民税の均等割は、資本金一千万円以上の法人におきましては、それが十億でも百億でも千円均一であります。市町村民税におきましても四千円均一であります。この法人均等割と個人のそれと比較した場合、あまりにも權衡を失るものであることは、あまりにも明白であります。

このような大企業に対する優遇措置に加えまして、地方税における租税特別措置が引き続き実施されております。倉庫業、私鉄車両、電子計算機、産業用電気などに対する軽減課税に加えまし

て、新しく石油備蓄タンク、合成ゴム、合成グリセリン、合成繊維の擦糸製造に対する特別措置を強化しており、地方税における税の特別措置額は二千億円に及んでおります。景気調整などを行政的としない地方自治体の税におきまして、このような大資本に対する優遇課税、軽課措置が実施されておりますことは、負担の公平を阻害し、方自治体に対する干渉を排除することが、今日の緊急の課題であることは言うまでもありません

が、この法案はおよそ逆な方向を目指しております。地方行財政の自主的、民主的強化に全く反するものといわざるを得ません。

以上のとく、本改正案は、国民に引き続き重い税負担をしい、大企業、大資本に対して手厚い優遇措置を、これまで從来に引き続いて認めていこうとするものであります。

この改正案によりまして、国民のための減税は達成できず、また地方財政を幾分なりとも健全な方向に向かって打開できるものでもありません。それはすでに明白になつたように、大企業に対するさまざまな特権的優遇措置をやめて、税負担の公平をはかることによって初めて達成できるものではありません。社会党提案の修正案についてであります

が、この提案は、個人住民税におきまして、勤労世帯について大幅な減税をはかる内容を中心としており、政府改正案と比べまして、一定の改善策として認められるものでありますから、賛成の意を表するものであります。

以上をもちまして、本案に対する反対意見と、日本社会党の修正案に対する賛成意見を終わります。(拍手)

○伊藤委員長 小川新一郎君

以下、その反対のおとな理由を申し述べます。  
わが党は、政府が国民と地方自治体の切実な要求にこたえるために、本改正案を撤回し、真の減税におきまして、生活費課税を一そく強化しようとしておることは明白であります。これは、言うまでもなく、地方税の重課によりまして、基準財政収入額の減額を抑え、地方交付税にかかる負担を回避するものであります。

その二是、市町村財源の充実と称して、道府県民税法人税割の標準税率を引き下げ、市町村民税法人税割の標準税率を引き上げて、府県と市町村間における税源配分の対立を激化させようとしております。

府県と市町村の税源配分につきましては、何ら継続しております。特に、指定都市と府県との財源をめぐる争いはきわめて熾烈であります。この法案は、国と地方の財源配分につきましては、何らの改善を行なうことなく、地方自治体間のコツツの争いを激化するものであります。政府の地方自治体に対する支配を、一そく強化しようとすることでもあります。

一、法人住民税については、府県法人税割の税率引き下げをやめて、府県、市町村とも税率を引き上げること。

一、個人住民税については、府県法人税割の税率引き下げをやめて、府県、市町村とも税率を引き上げること。

一、個人住民税について均等割を廃止するとともに、課税最低限をさらに引き上げ、四十九年度の所得税の課税最低限と一致させ、高額所得者には高額累進税率をかけること。

税と地方税源の充実を内容とする改正案を提出することを要求するものであります。

その改正案には、次の内容を盛り込むことを私たちは希望します。

ついてであります。

現在のわが国租税総額中、国税収入と地方租税の比率は、国が七、地方が三となっておりながら、租税の実質的配分は、国が三、地方が七と全く逆転しております。また、大都市が交付団体に転落している実態など、これらは、現行の税体系が国中心のものとなつておることを示すとともに、國は、補助金を通じて地方の行財政に入ります。いわゆる中央集権的な要素を強め、三割自治とも一割自治ともいわれる実態をさらけ出しえります。これは、地方自治の本旨からも、住民福祉の向上という面からも、全く相反するものであり、地方の自主財源の強化が強く指摘されてきたところであります。

今回、法人税の税率の引き上げが行なわれたとはいふものの、地方税における法人関係税の引き上げが十分でないため、依然国中心のものではあるが、我が党が要求してきた抜本的改革の姿勢を一步も出す、三割自治の実態を改善しようとする気配がうかがわれません。

また、緊急を要する都市財源の充実に対して、法人税の増強とともに、強い要望のあった事務所事業所税の創設に対しても、今回見送られました。これは、都市関係者はもちろんのこと、地方関係者にとって、住民福祉の向上が大きく立ちおくれることとなり、まことに遺憾にたえません。今後、地方税財源の強化をはかることを強く主張するものであります。この強力な推進とともに、長年の懸案である国と地方との基本問題である事務及び財源の適正化についても、真剣に本腰を入れて検討することを強く要求するものであります。

第二に、租税特別措置の改廃についてであります。

従来から、産業優先の性格の強い租税特別措置については、国税に基因するものと、地方税法での減免措置と、地方は二重の税財源の減收をしられてまいりました。この件については、江崎前自治大臣は、その洗い直しを全面的に約束し、私

どもも全幅の信頼を置き、今国会に大きな期待を寄せたのであります。ところが、固定資産税では多少の洗い直しを行なつたものの、肝心の電気税においては、全く洗い直しを行なわず、依然として大企業優先の姿勢は変わっておりません。これは全く理解に苦しむものであります。産業優先が、税の面でも同様であり、税を負担する能力のある大企業には重課し、個人並びに中小企業に対しては、むしろ税の軽減をはかるべきであります。

したがつて、この不合理かつ時代に合わない産業優先の租税特別措置に対する、早急に洗い直しすることを要求するとともに、国税の減免措置が地方税に減收をもたらすものに対しても、地方税の減收を遮断する措置をとることを強く要求するものであります。

第三に、日米安保条約に伴う地位協定によつて、日本に在住する米軍人、軍属の地方税の特例措置についてであります。

この特例措置によって、地方税は大幅な減收を余儀なくされております。当該の自治体は、米国の軍人、軍属だからといって、住民サービスなどの財政支出を怠るわけにはまいりません。また、ひるがえつて考えたとき、これらの軍人、軍属は、所得税に相当するものを本国で納めているかもしれないが、地方税に相当するものはどこにも納めておりません。

これらの実態から、当然米軍の軍人、軍属の減免措置は改廃すべきであり、もしそれができるなければ、國の責任で補てんするのが当然であります。これが、その措置が何ら講じられていないのであります。

第四は、住民の税負担の軽減についてであります。

第五に、国民健康保険税についてであります。

国民健康保険税は、住民税の課税最低限以下の多額の保険税を納めている実態であります。これは福祉の推進が今後の国民的最大の課

らに大幅な減税がなければ、住民負担はますます増大する一方であります。また、これまでの政府の減税政策は、低所得者よりも高所得者を優遇したものとなつております。インフレ、物価高から住民生活を守るために、課税最低限の引き上げとともに、低所得者層の税率の緩和が必要であります。

さらに、高額所得者に対して、最高税率は五千円以上となつております。経済の伸展状況から見て、このような据え置き措置は、まことに不合はれたままとなつております。経済の伸展状況から見て、このような据え置き措置は、まことに不合理といわざるを得ません。これらは早急に改善されるべきであります。

なお、料理飲食税の非課税範囲についても、諸物価の狂騰等、現下の経済情勢から見ると、大幅に引き上げるべきであります。さらに、生活にかかる電気税、ガス税は撤廃すべきであります。なお、個人事業税は、事業主控除限度額が百五十万円に引き上げられました。しかし、これは從来から二重課税的性格が問題とされ、すでに廃止されるべきものであります。すみやかに廃止することを要求するものであります。

また、最近の地価の高騰に伴つて、固定資産税は大幅に増額されておりますが、生活の根柢となる小規模個人住宅、零細企業にとつてはまことに過酷な税となつております。政府は評価額課税を目途にしている中で、個人住宅用の宅地については減免措置を強化するとともに、四十八年度の税額をこえるものについては、四十八年度の税額に交換金が値切られるなど二重の財政圧迫をしいらねであります。したがつて、正当な固定資産の評価に基づいて算定した基地交付金等を交付することを要求するものであります。

以上の趣旨から、政府原案に反対し、修正案に賛成する討論といたします。(拍手)

○伊能委員長 折小野良一君。

以下、主として政府原案に対する反対の理由の一端を申し上げます。

反対の理由の第一は、国と地方を通じる財源配分の問題についてであります。

すでに多年論ぜられてきた問題でありますが、

題となつてゐる現在、その趣旨に反するものであります。福社の貧困を物語る象徴的なものであります。

政府は、福社政策に真剣に取り組むのであります。しかし、国民健康保険税の税負担の軽減をはかるため、特に赤字団体並びに老人医療費の増高等の実情にかんがみ、固定資産税に関連して基地交付金を最も最後に、固定資産税に関連して基地交付金と税の不均衡を是正すべきであります。

これらの基地関係の交付金は、本来、国有財産に対する固定資産税相当分として交付されるべきものであります。ところが、この基地交付金等は、その算定の基礎となる評価額が固定資産税の評価額に比べ著しく低く算定されており、しかかも、評価方法は国ベースの評価であることや、対象となる範囲も限定されるなど、公正な評価となつておらず、全くつかみ金という状態であります。

基地所在市町村は、基地をかかえているために、そのための財政需要をいはれており、上に、交付金が値切られるなど二重の財政圧迫をしいらねであります。したがつて、正当な固定資産の評価に基づいて算定した基地交付金等を交付することを要求するものであります。

以上の趣旨から、政府原案に反対し、修正案に賛成する討論といたします。(拍手)

○伊能委員長 折小野良一君。

以下、主として政府原案に対する反対の理由の一端を申し上げます。

反対の理由の第一は、国と地方を通じる財源配分の問題についてであります。

すでに多年論ぜられてきた問題でありますが、

一向に改善の気配がありません。いわゆる三割自

治が言われて久しくなりますが、昨今の実情は、むしろそれが定着し、地方自治の停滞と、過密と過疎のもたらす害悪は、ますます広がってきております。

今回の政府提出の改正案においても、このような基本的な課題に対する対応の姿勢が全く見られないことは、まことに遺憾であります。

第二は、現行地方税制の持つ多くの矛盾に対し、何らの改善策も示されていないことであります。

たとえば、住民税における課税最低限の問題、住民税均等割が、社会の実情にははなはだしく沿わなくなってきた問題、法人課税のあり方にについての問題、生活費課税の廃止の問題等であります。

これらの問題については、早急な検討と改善が要望されるにかかわらず、当面を糊塗して今日に至っていることについては、行政の怠慢といわざるを得ません。

第三は、特に都市的財源の確保の問題であります。

大都市並びに急激に都市化にさらされている地域における行政需要に対処するための財源の確保については、多年要望が重ねられてまいりました。今回、国、地方を通ずる法人課税の強化がはかられたことは一応評価いたしますが、決して十分ではありません。しかも、そのために都市財源として最も期待された事務所事業所税の創設が見送られたことは、政府の都市問題に対する認識の低さと、都市問題解決への熱意のなさを物語るものであります。

第四は、土地税制についてであります。土地問題の解決は、基本的には総合的な土地政策の確立が先決でありますが、これに対しても効果的な税制の裏づけが必要なことは申すまでもありません。地方税法の中でとられている土地税制は、今回とられようとしたとしております小規模住宅用地の減税措置のように、個々には一応評価できるものもありますが、全体的に体系的でなく、

また、十分に効果的であるとは申せません。

第五は、税制上の特別措置の撤廃についてであります。

国税における税制の特別措置が地方税に波及し、さらに地方税 자체において、特に電気税について多くの非課税措置がとられ、税の公平と地方財源の確保を大きく阻害いたしております。特

に、国の産業政策上の特別措置によって地方税が減収になることは適当ではありません。今回の改正によって、発電施設に対する固定資産税の特別措置の廃止等一部の改善はありました。さらに多くの非課税措置が新たに追加せられたことは、時代の要請にも逆行するものでござります。

以上、私は、政府改正案に対するおもな反対理由を申し上げましたが、これらの諸点については早急に検討を加え、改善の措置を講ぜられることを強く要請をいたしました。討論といたしました。(拍手)

○伊能委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

まず、山本弥之助君外六名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、本案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ます。片岡清一君。

○片岡委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表いたしまして、地方税法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付したいと思いま

す。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における社会経済情勢の著しい変化ならびに地方財政の現状にかんがみ、地方の税源を充実強化するよう、国・地方を通じる税源のあり方について根本的に再検討するとともに、当面、次の諸点について善処すべきである。

一、住民税については、引き続き、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民負担の軽減をはかること。

二、中小企業者に対する税負担の軽減を引き検討すること。

三、法人事業税の所得課税について再検討を加え、税負担の合理化をはかるよう努めるこど。

四、地方税源とくに都市税源を充実強化するため、事務所・事業所税の創設、法人所得課税の地方の配分割合の強化に努めること。

五、地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実をはかるため、市町村の道路財源の配分割合を大幅に引き上げる等の措置を講ずるよう努めること。

六、産業用電気に対する非課税措置等地方税にかかる租税特別措置を抜本的に整理するとともに、国税の租税特別措置が地方税に及ぼす影響をしや断するよう努めること。

七、土地にかかる固定資産税の課税について、昭和五十一年度までに根本的な再検討を加えるとともに、大規模償却資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額の引上げについて

て、引き続き検討すること。

八、国民健康保険事業にかかる国庫補助割合を大幅に引き上げることにより、国民健康保険税料の負担を軽減するよう努めること。

右決議する以上であります。

何とぞ皆さまの御賛同をお願い申し上げます。

(拍手)

○伊能委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○伊能委員長 起立絶員。よって、片岡清一君外四名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を認められておりますので、これを許します。町村自治大臣。

○町村國務大臣 ただいま議決をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、その実現に努力いたしたいと存じます。

○伊能委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊能委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 次回は、來たる二十六日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十一分散会

昭和四十九年四月九日印刷

昭和四十九年四月十日發行

衆議院事務局

印刷者

大藏省印刷局